

令和6年2月29日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	後 藤 健 一 郎	議員	10 番	渡 邊 賢 一	議員
11 番	伊 藤 正 彦	議員	12 番	古 沢 清 志	議員
13 番	太 田 芳 彦	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志津男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
高 橋 達 也	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
鈴 木 隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	東海林 恒	企画創成課長
石 橋 慶 幸	デジタル戦略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市民生活課長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝	上下水道課長	猪 倉 秀 行	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
白 田 純 一	商工推進課長	山 田 良 一	さくらんぼ観光 課 長
小 林 弘 之	福祉国保課長	寺 西 里 衣	健康増進課長
志 鎌 重 美	子育て推進課長	柏 倉 信 一	会計管理者（兼） 会 計 課 長
小 林 博 之	病院事務長	今 野 育 男	学校教育課長
渡 邊 健 一	生涯学習課長	渡 辺 智 昭	スポーツ振興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 事 務 局 長

○事務局職員出席者

東海林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第1号

第1回定例会

令和6年2月29日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- (2) 新第6次寒河江市振興計画行動計画(令和3年度～令和7年度)について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第 1号 寒河江市教育委員会教育長の任命について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 議第 2号 寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 11 議案説明
- 〃 12 委員会付託
- 〃 13 質疑・討論・採決
- 〃 14 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 15 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 16 報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 17 質疑
- 〃 18 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第8号))
- 〃 19 議案説明
- 〃 20 委員会付託
- 〃 21 質疑・討論・採決
- 〃 22 議第 3号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)
- 〃 23 議第 4号 令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 24 議第 5号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 〃 25 議第 6号 令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算(第2号)
- 〃 26 議第 7号 令和6年度寒河江市一般会計予算
- 〃 27 議第 8号 令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 28 議第 9号 令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 〃 29 議第10号 令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 30 議第11号 令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算

- 日程第 3 1 議第 1 2 号 令和 6 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
- 〃 3 2 議第 1 3 号 令和 6 年度寒河江市下水道事業会計予算
- 〃 3 3 議第 1 4 号 令和 6 年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 3 4 議第 1 5 号 令和 6 年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 3 5 議第 1 6 号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正について
- 〃 3 6 議第 1 7 号 寒河江市課制条例の一部改正について
- 〃 3 7 議第 1 8 号 寒河江市情報公開条例の一部改正について
- 〃 3 8 議第 1 9 号 寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 〃 3 9 議第 2 0 号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 4 0 議第 2 1 号 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 〃 4 1 議第 2 2 号 佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止について
- 〃 4 2 議第 2 3 号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 4 3 議第 2 4 号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について
- 〃 4 4 議第 2 5 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 4 5 議第 2 6 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 4 6 議第 2 7 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 4 7 議第 2 8 号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 〃 4 8 議第 2 9 号 寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 4 9 議第 3 0 号 寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 〃 5 0 議第 3 1 号 屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者の指定について
- 〃 5 1 議第 3 2 号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 5 2 議第 3 3 号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
- 〃 5 3 議第 3 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 5 4 議第 3 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 5 5 請願第 1 号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 5 6 施政方針説明
- 〃 5 7 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから令和6年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び企画創成課より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○柏倉信一議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、3番野口康一郎議員、8番佐藤耕治議員、13番太田芳彦議員を指名いたします。

会 期 決 定

○柏倉信一議長 日程第2、会期決定を議題とい

たします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

○荒木春吉議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました令和6年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月26日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数と一般質問通告数などを勘案し、本日から3月22日までの23日間と決定しました。その間の会議等につきましては、示しております第1回定例会日程表のとおり決定しました。

以上、よろしく取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの23日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

令和6年2月29日（木）開会

月 日	時 間	会 議	場 所
2月29日（木）	午前9時30分	本 会 議	議 場

			産区管理委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、承認議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明	
3月 1日（金）	休 会 （ 議 案 調 査 ）			
3月 2日（土）	休 会			
3月 3日（日）	休 会			
3月 4日（月）	休 会 （ 議 案 調 査 ）			
3月 5日（火）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 6日（水）	休 会 （ 議 案 調 査 ）			
3月 7日（木）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 8日（金）	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 第2会議室
		厚生文教常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 第4会議室
3月 9日（土）	休 会			
3月10日（日）	休 会			
3月11日（月）	休 会 （ 議 案 調 査 ）			
3月12日（火）	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、議案・請願上程、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 第2会議室
		厚生文教常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 第4会議室
3月13日（水）	午前9時30分	総務産業常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 第2会議室
		厚生文教常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 第4会議室

3月14日（木）	午後1時00分	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	議 会 第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議 会 第4会議室
3月15日（金）	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	議 会 第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議 会 第4会議室
3月16日（土）	休 会			
3月17日（日）	休 会			
3月18日（月）	休 会（事務処理）			
3月19日（火）	休 会（事務処理）			
3月20日（水）	休 会			
3月21日（木）	休 会（事務処理）			
3月22日（金）	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○柏倉信一議長 日程第3、諸般の報告であります。

（1）定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○柏倉信一議長 日程第4、行政報告であります。

（1）市政の概況について、（2）新第6次寒河江市振興計画行動計画（令和3年度～令和7年度）について、市長から報告を求めます。
佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

令和6年第1回定例会の開会に当たりまして、令和5年第4回定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告申し上げます。

初めに、元日、1月1日に発生した能登半島地震への対応について申し上げます。

まず、能登半島地震で亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げる次第であります。

寒河江市では震度3を観測いたしましたが、被害は特に確認されておりませんでした。

市としては、被災地への支援といたしまして、職員を派遣する意向を県などを通して伝えておりましたが、現在までに本市への応援要請はない状況でございます。また、被災された方々向けに市営住宅の提供も申し出ているところであります。

引き続き、応援要請などがある場合は速やかに対応できるよう体制を整えておきたいと考えているところであります。

改めて、一刻も早い被災地の復旧・復興をお祈り申し上げます。

次に、ふるさと納税事務に係る収賄事件における関係職員の処分について申し上げます。

ふるさと納税事務に係る収賄容疑で元職員が逮捕、起訴された事件で、元職員が有罪判決を言い渡され、昨年11月16日に刑が確定したところでございます。

退職した元職員は職員処分の対象外となりますが、当時業務上で関係した在職中の職員について、2月27日に職員審査委員会が開かれ、処分審査が行われました。同委員会の審査結果の報告を受けまして、昨日28日に、事件当時、元職員の上司に当たる3名の職員に対し懲戒処分を言い渡したところであります。

本件につきましては、現在、職員のコンプライアンスの徹底や監査体制の強化、管理監督者のマネジメント能力の向上を図る研修の実施など、再発防止対策に鋭意取り組んでいるところでありますが、今後におきましても引き続き皆様の信頼回復に向け最善の努力を尽くしてまいり所存であります。

次に、チェリーランドの再整備について申し上げます。

現在、整備を進めておりますチェリーランドの屋内型児童遊戯施設について、多くの方に親しみを持っていただくため、広く愛称を募集したところ、全国から611点の応募をいただきました。

その中から、市内在住の高橋拓也さんの「CLAAPIN SAGAE（クラッピン サガエ）」が採用されたところであります。アルファベットで表す「CLAAPIN」は、コンセプトに掲げている施設の特徴と、その施設で育んでほしい子供たちの能力の頭文字を組み合わせた造語であります。

これから4月のオープンに向け、皆様から満足いただける施設になるよう準備を鋭意進めてまいります。

次に、物価高騰による負担増の影響を強く受けている住民税非課税世帯を対象とした寒河江市住民税非課税世帯物価高騰対策支援事業の実

施状況でございますが、2月26日現在で2,392世帯に給付金を支給しております。

同様の住民税均等割課税のみの世帯を対象とした低所得者支援及び定額減税補足給付金事業につきましては、2月26日現在で328世帯に支給しております。

また、同事業の18歳以下の児童への子ども加算給付の状況でございますが、2月26日現在で非課税対象世帯103世帯に対し171人分、均等割対象世帯40世帯に対し84人分を支給しております。

なお、2月15日に国が開始したマイナンバーカードを活用したオンライン申請（給付支援サービス）を全国に先駆けて運用し、対象者の利便性向上に努めているところでございます。

今後も速やかな給付のため、迅速に書類審査を進めるとともに、未申請者への働きかけを行ってまいります。

次に、今年度、第2弾となるプレミアム商品券事業について御報告申し上げます。

スマートフォンのチェリンPayアプリを活用し、1セット5,000円でプレミアム率30%、6,500円分の買物ができる電子商品券3万セットを2月15日から販売をいたしましたがおかげをもちまして20日に完売をいたしました。商品券の使用期限は4月15日までとしているところであります。

引き続き、物価高騰等の経済情勢を踏まえ、市内事業者の経営状況に留意しながら、関係機関と連携を図り、地域経済の活性化に向けた施策を推進してまいります。

次に、やまがた音と光のファンタジア2023について御報告申し上げます。

やまがた音と光のファンタジアにつきましては、開催期間を昨年11月25日から2月12日までの80日間に延長し、12万人を超える多くの方々から来場いただきました。

この間、メイン会場におきましては、イルミ

ネーションのほか、冬花火や西村山のグルメなどにより来場者の皆さんに楽しんでいただけたところでございます。

今後も、来場者の皆さんの声を反映しながら、冬のイベントとして実施できるよう取り組んでまいります。

以上、12月定例会以降の主な市政の概況を申し上げますが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げる次第であります。

続きまして、新第6次寒河江市振興計画行動計画（令和3年度～令和7年度）について御報告申し上げます。

内容につきましては、去る2月20日開催の議会全員協議会におきまして、令和7年度までの行動計画の見直しについて御協議いただいておりますので、それにより御報告に代えさせていただきますと存じます。

以上でございます。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、（1）市政の概況について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、（2）新第6次寒河江市振興計画行動計画（令和3年度～令和7年度）について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第6、議第1号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

この際、佐藤志津男教育長の退席を求めます。

〔佐藤志津男教育長 退席〕

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第7、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第1号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを御説明申し上げます。

本年3月31日をもって佐藤志津男教育委員会教育長が任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく御提案するものでございます。御同意くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第9、これより質疑・討論

・採決に入ります。

議第1号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第1号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号についてはこれに同意することに決しました。

ここで、佐藤志津男教育長の着席を求めます。

〔佐藤志津男教育長 着席〕

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第10、議第2号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第11、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第2号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任についてを御説明申し上げます。

醍醐財産区管理会財産区管理委員に欠員がございましたので、補欠員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。御同意くださ

いますようよろしくお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第12、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第2号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第2号についてはこれに同意することに決しました。

報 告

○**柏倉信一議長** 日程第14、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてから、日程第16、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてまでの3案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 報告第1号から報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてまでの3案件を一括して御説明申し上げます。

報告第1号は、令和5年9月14日に寒河江市本町三丁目地内において発生した擁壁の一部を破損した事故でございます。

報告第2号は、令和5年9月25日に寒河江市大字田代字清水山地内の農道において発生した車両破損事故でございます。

報告第3号については、令和6年2月9日に寒河江市大字八楯地内において発生した車両破損事故でございます。

以上3案件について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げます。

なお、賠償金につきましては、報告第1号及び報告第3号は全国市有物件災害共済金、報告第2号は道路賠償責任保険から全額補填されるものでございます。

以上でございます。

質 疑

○**柏倉信一議長** 日程第17、これより質疑に入ります。

初めに、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてに対する質疑は

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○**柏倉信一議長** 日程第18、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

議 案 説 明

○**柏倉信一議長** 日程第19、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

国の交付金事業である低所得者支援及び定額減税補足給付金について、住民税均等割のみ世帯と低所得者の子育て世帯への給付を速やかに行うため、令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）について、議会を招集する時間的余裕がなく、急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

詳細につきましては、財政課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。次第であり

ます。

○**柏倉信一議長** 小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

○**小泉 尚財政課長** おはようございます。

私から、承認第1号の詳細につきまして御説明申し上げます。

初めに、第1表についてですが、物価高騰の影響を受けた方に対する国の交付金が追加され、低所得世帯のうち、住民税均等割のみ課税世帯を対象に10万円を給付するものでございます。

また、これに合わせて当該均等割世帯並びに前回の給付金対象者であった非課税世帯に扶養されている18歳以下の子供1人当たり5万円を加算して給付するものでございます。

歳入について御説明申し上げます。

補正予算書（第8号）の5ページ、事項別明細書を御覧ください。

14款2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業に対する補助金で、事業費の全額が国から交付されるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

6ページを御覧ください。

3款1項1目の低所得者支援及び定額減税補足給付金事業になりますが、今回の業務に従事する会計年度任用職員2名分の報酬や共済費、旅費のほか、消耗品費、そして封筒やはがき等の印刷製本費、郵送料や振込手数料などの役務費などの事務的経費、そして均等割のみ課税世帯780世帯に対する10万円の給付金に、子ども加算として、均等割のみ課税世帯と非課税世帯合わせた380人の子供たちに5万円を支給するための扶助費9,700万円を加えまして、合計9,883万2,000円を計上し、専決処分をさせていただいたところでございます。

続きまして、第2表繰越明許費について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

7款1項の地域経済緊急対策事業でありますけれども、現在実施しているチェリンPayによるプレミアム商品券事業の実施期間が2月15日から4月15日までと、年度をまたいで実施することとなったために、繰越明許費の設定を行ったものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○**柏倉信一議長** 日程第20、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**柏倉信一議長** 日程第21、これより質疑・討論・採決に入ります。

承認第1号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第22、議第3号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）から、日程第55、請願第1号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願までの34案件を一括議題といたします。

施政方針説明・議案説明

- 柏倉信一議長 日程第56、施政方針説明及び日程第57、議案説明について、市長から一括して説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 本日、令和6年第1回寒河江市議会定例会が開催されるに当たり、令和6年度の市政運営に臨む基本方針と施策の概要を申し上げます。

これから迎える令和6年度は、新第6次振興計画の4年目に当たり、目標の達成に向け着実な成果を求められる年であるとともに、市制施行70周年を迎える大きな節目の年でございます。

これから先、10年、20年、そして30年後の100周年に向かい、我が寒河江市が持続可能で、さらに成長していくまちとするためには、今こそしっかりとした発展の基盤をつくっていく必要があります。

新年度、未来に向けた確かな成長を形成していくために、「100年都市寒河江への新たなスタート」という大きなコンセプトの下、3つの柱を立てて施策を推進してまいります。

第1の柱は、「元気な「さがえっこ」を育む全国最高水準の子育て環境のまちへ」でありま

す。

これまでも子育て支援については、他自治体に先んじて様々な施策を行ってまいりましたが、令和6年度も新たな取組や事業の拡充などを進め、引き続き子育てしやすい環境づくりを積極的に展開してまいります。

まず、新たにこども家庭センターを設置し、切れ目ない支援を行っていくとともに、育児講座や5歳児相談、独り親家庭等の子供に対する学習支援事業など、子育ての不安解消に向けた取組を行ってまいります。

また、4月29日に屋内型児童遊戯施設がオープンいたします。子供たちが生き生きと学び、遊べる場を提供していくほか、3歳から5歳児の副食費無料化と小中学校の給食費の無料化についても引き続き実施してまいります。

さらに、小中学校の全ての普通教室への電子黒板の配置を完了させるとともに、熱中症対策として、各小学校にも可動式冷風機を設置いたします。

新しい中学校の整備については、用地選定や基本構想、基本計画等の策定を行ってまいります。

第2の柱は、「あらゆる世代が豊かさを実感できる付加価値創造のまちへ」であります。

まちが活性化するには人の交流が欠かせません。インバウンドに対応するための施設整備や観光客に対するおもてなし研修会の補助などの観光振興、新たに移住体験ツアーや「おてつたび」の活用による移住定住対策の取組、さらに地域おこし推進員を2名から4名へと増員し、農業の活性化を図りたいと考えております。

また、若者の新たなスタイルの働き場を市内に確保していくために、スタートアップやリスクリングへの支援などを展開していきます。

第3の柱は、「安全安心で快適さや利便性を実感できるまちへ」であります。

いつまでもこの地で暮らしていくためには、

安全安心はもちろんのこと、利便性や快適性も重要となってまいります。平塩橋をはじめとする橋梁整備、ほなみ団地陵東中学校線などの道路整備、大雨などの災害対策などのインフラ整備を進め、住みやすいまちづくりを目指してまいります。

また、住民票等の発行に必要な申請書について、「書かない窓口」を導入するほか、デジタル庁が提供する給付支援サービスの活用など、DXさがえの実現に向けた取組を進め、住民サービスの向上に努めてまいります。

JR左沢線につきましては、欠くことのできない公共交通でありますので、沿線自治体と連携し、利用促進、活性化の取組を行ってまいります。

さらに、市制施行70周年に当たり、さくらんぼに関するまちづくり推進条例の制定や、8月1日の記念式典をはじめ、姉妹都市締結50周年となる大韓民国安東市との記念事業、SAGA Eまちなか芸術祭の開催、また、旧幸生小学校体育館を本格的なスケートパークとして活用するための整備開始などの記念事業も実施してまいります。

令和6年度は、これから未来に向かって活気あふれる寒河江市をつくり上げていく第一歩の年でありますので、こうした記念事業を通して、市民の皆様と一緒に盛り上がりを見せていきたいと考えているところであります。

以上の結果、令和6年度の一般会計当初予算の規模は217億6,000万円と相なりました。これまで進めてきました子育て支援、人口減少対策、安全安心で活力あるまちづくりなどについてしっかりと取り組み、目標達成へ着実に前進してまいります。

以下、新第6次寒河江市振興計画の5つの基本政策に沿って大要を申し上げます。

第1章の「子どもがすくすく育つまち」であります。

「安心して生み育てられる環境づくり」については、婚活イベントを実施する婚活支援団体や婚活事業を利用する個人などへの補助を継続して実施するとともに、令和5年度に全国発の試みとして取り組んだPFS成果連動型民間委託方式を令和6年度も継続し、事業の成果を重視した結婚支援を行います。

医療保険が適用にならない不妊治療につきましては、令和4年度から市が独自に助成を行っておりますが、補助額を拡充して、妊娠、出産の希望実現を支援してまいります。

妊娠期から育児期までの相談支援体制の充実を図る産後ケア事業については、利用時間を延長するとともに、新たに授乳に特化した通所型の母乳ケア事業を実施し、メニューを増やして、個人の状況に応じたケアを選択することができるよう進めてまいります。

年々相談件数が増加する発達支援を要する子供に関しましては、新たに5歳という社会性などが発達する時期に相談事業を開始し、就学に向けた基本的な生活習慣の確立に向けて、助言、指導を行ってまいります。

また、令和6年度から、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を一体化した、こども家庭センターを新設し、全ての妊産婦、子育て世帯等に対して切れ目のない相談に応じてまいります。

「きめ細かな保育環境の整備」については、保護者がさらに仕事と家庭を両立しやすい保育環境の充実を図るため、令和7年度から認定こども園移行を目指す市内幼稚園に対して、国の交付金を活用し、支援してまいります。

南部小学校区の放課後児童クラブにおいては、南部小学校の空き教室に移設して、保護者が安心して子供を預けることができる体制を整備してまいります。

「子育てを支える環境づくり」については、子育て世帯の負担軽減のため、3歳から5歳児

までの保育料と第3子以降の3歳未満児の保育料、同時入所第2子についての保育料を全額無料、同時入所以外の第2子についての半額減免を継続して行います。

さらに、県と市が連携した年収470万円未満相当世帯の保育料の無料化と、保育所、幼稚園等に通う3歳児以上の副食費の所得制限を設けない無料化も引き続き実施してまいります。

また、さがえっこの健やかな成長支援を目的として、引き続き高校入学年齢に達した児童に10万円を支給いたします。

児童手当につきましては、令和6年10月分から国の制度に基づき、拡充して経済的支援をしてまいります。

独り親家庭等の子供については、経済的理由から塾通いを断念している家庭もあることから、新たに基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を実施し、独り親家庭等の子供の生活の質の向上に努めてまいります。

工事を進めてきました屋内型児童遊戯施設、さくらんぼこどもキャンパスCLAAPINSAGAEは4月29日にグランドオープンを予定しておりますが、多くの子供たちのみならず、保護者の皆さんにも御利用していただきたいと思っていますところであります。

「豊かな心と健やかな体の育成」については、全ての児童生徒にとって学校が安心して楽しく通える魅力ある環境になるよう、課題未然防止教育に取り組んでまいります。

具体的には、児童生徒を対象としたSOSの出し方教室、教職員を対象としたSOSの受け止め方研修会を実施してまいります。

また、学校、家庭、地域が一体となり、「さがえっこの育み10か条」の啓発、各学校における特別の教科、道徳の充実を図り、命や生き方を大切にする教育を一層推進してまいります。

学校、家庭、地域が連携した教育の推進としては、全ての小中学校に設置されたコミュニテ

ィ・スクールを推進し、地域全体で学校の教育活動を支援し、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

「未来を切り拓く学ぶ力の育成」については、基礎的な学力となる読解力の育成を図るために、小学校2年生から4年生を対象とした、まるぐランド及び中学校1、2年生を対象にしたリーディングスキルテストを活用しながら、市教育研究所の課題研究部会を中心に研究を進めてまいります。

さらに、教育相談の充実を図るために、寒陵スクールの運営、児童生徒、保護者への教育相談を担当する教育相談員、並びに市内3つの中学校に別室登校の生徒の指導、支援を行う教育相談員を配置し、全ての児童生徒の学びの場を保障し、学びたいと思ったときに学べる環境を整備してまいります。

特別教育支援員を配置し、特別な配慮を必要とする児童生徒への早期からの適切できめ細やかな支援を引き続き実施してまいります。

情報化や社会のグローバル化に対応した教育の推進については、1人1台タブレットを導入し、ICTの活用の日常化を図るとともに、ICTの効果的な活用による授業改善を推進するため、普通教室に1台の電子黒板等を設置してまいります。

発達に応じた学びを育む教育の推進については、学校、企業、地域から成る、さがえ未来コンソーシアム事業により、主体的に進路決定していけるよう、将来を見据えたキャリア教育を充実させてまいります。

教育環境の整備については、継続して照明器具のLED化や施設改修を進めるとともに、熱中症対策として可動式冷風機を新たに小学校体育館へ設置し、児童や生徒の快適な学習環境づくりに努めてまいります。

また、市学校施設整備計画に基づき、新中学校施設整備に向けた用地選定、基本構想及び基

本計画策定を進めてまいります。

中学校の部活動改革については、生徒が主体的に参加できるスポーツや文化活動環境の構築と教員の働き方改革の実現に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

第2章の「活力と交流を創成するまち」であります。

「魅力と希望のある農業振興」については、農業生産の維持や農業経営の安定化を図るため、農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積を進め、農業経営の規模拡大や法人化による経営効率の向上を持続的に推進するとともに、将来の農地活用と集落営農の在り方を地域と一体となって協議してまいります。

昨年急増した農作物の鳥獣被害を防止するため、寒河江市鳥獣被害防止計画に基づき、寒河江市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲や電気柵等の整備を推進するとともに、地域住民と共に鳥獣被害の軽減に向けた体制が強化されるよう支援してまいります。

頻発する大雨などの気象災害より農地を守るため、農村地域防災減災事業により営農環境の改善を図ってまいります。

さくらんぼ生産振興については、県等と連携した省力樹形の導入を推進し、生産体制強化を支援してまいります。紅秀峰については、さらなるブランド力の強化と生産拡大を進めるとともに、昨年本格デビューしたやまがた紅王についても生産体制を強化してまいります。

水田農業の振興については、米価安定に向けて関係団体等と連携し、需要に応じた米生産を推進し、経費削減と所得確保を目指しながら、つや姫ヴィラージュをはじめとした高品質米生産に必要な支援を行ってまいります。

また、寒河江ブランド魅力発信協議会を中心に、農・商・工の連携を強化し、子姫芋のGI登録を目指すとともに、本市が誇るブランド農産物の販路拡大や加工品開発等の6次産業化に

向けた取組を支援してまいります。

新規就農者の確保については、都内で開催される新・農業人フェアなどへの積極的な出展や、農業体験ツアーへの招聘などを実施するとともに、サポート体制の充実と農業経営の安定に必要な生産技術の習得や設備投資の支援などにより新規就農者の育成に努めます。

また、地域おこし推進員第2期生を採用し、農業に関する活動を通して、地域農業の魅力発進に力を入れてまいります。

「新しい生活様式に沿った観光振興」については、昨年策定した寒河江市振興計画に沿って、本市の観光戦略の柱とした体験型観光について、新たなメニューの開発を図り、年間を通して観光誘客を進めていくとともに、市内を訪れた観光客がより便利に周遊できるワンコインタクシーなどの二次交通をさらに充実、強化してまいります。

また、インバウンドの受入れ体制を強化するため、施設や受入れ環境の整備を進めるほか、効果的な情報発信や誘客施策を検討、展開して、関係市町と連携した取組を進めてまいります。

「賑わいを生む商工業振興」については、中心市街地のみならず市内全域の空き店舗解消のために、店舗の誘致や新規創業者の育成、支援に努めるとともに、空き店舗を利用して創業する際の店舗改装などの市独自の支援制度の利用を促進し、魅力あるまちづくりに向けた中心市街地の活性化を図ってまいります。

寒河江市創業支援等事業計画に基づき、さらなる起業、創業の支援充実に努めるとともに、魅力ある個店づくりの支援として、既存店舗改装や、新商品、新サービス開発に関する支援、さらには、にぎわい創出のための共同事業や環境整備事業などについて支援してまいります。

また、国及び県と連携しながら、新たな市場ニーズに対応するための新規事業や生産性向上のための設備投資に対する支援、地元の特産品

などの市産品や伝統工芸品の国内外への販路拡大に対する支援を行うとともに、店舗改装やデザイナーの活用等による企業ホームページや商品パッケージの改良など、販売力強化に向けた支援に努めてまいります。

また、物価高騰等の影響を受け、厳しい経営環境下にある地元企業の資金繰りを支援するほか、新たな分野への挑戦やキャッシュレス決済導入の支援など、ポストコロナ時代を踏まえた支援策を推進していくとともに、インバウンドの動向に対応した支援策など適宜検討してまいります。

寒河江中央工業団地については、残りの分譲区画への企業誘致を進めるとともに、新たな工業団地造成への多角的な検討を進め、本市産業の活性化と魅力的な就労の場の確保に努めてまいります。

「雇用の安定と就労環境の充実」については、関係機関、企業及び学校等と連携を強化し、若者の地元企業への就職や定着及び首都圏からのU I Jターンなどによる市内への回帰に取り組むとともに、再就職を希望する高齢者や子育てなどで離職した人が希望する職業に就くことができるように、就職面接会の開催や相談体制の充実を図ってまいります。

「質の高い居住環境づくり」については、定住人口の拡大、また子育て世代、転入者の経済的負担の軽減を図るため、住宅取得支援を充実するとともに、住宅リフォーム支援の充実により住環境の整備を推進いたします。

また、今後も見込まれる住宅需要に対し、良好な住宅地の確保を図るため、民間などの宅地開発に対し積極的に支援を行います。

空き家に関しましては、寒河江市空き家等対策計画に基づき、関係団体と連携しながら空き家相談会を開催するとともに、空き家の流動化を促進するため、引き続き空き家バンクの登録時の要件緩和、また中古住宅購入時や空き家解

体についての支援を行います。

「移住者をはじめとした新たな活力の創出」については、これまでUターン若者夫婦を対象とした奨学金の返還支援やアパートの家賃助成などについて、奨学金の返還支援をUターンの単身者まで拡充するほか、家賃補助についてはI Jターンまで対象を拡大し、さらなる支援の充実を図ってまいります。

また、移住定住の支援と併せて、子育てしやすいまちのイメージを県外まで広げてPRする取組を強化してまいります。

また、さくらんぼの収穫作業など農作業の人手不足となる時期に、地域の関係人口に結びつく取組である「おてつたび」を実施するほか、若者が魅力を感じて集うまちづくりを官民連携で推進することなど、新たなつながり創出による市の活性化を積極的に図ってまいります。

「多文化共生社会の実現」については、令和6年が大韓民国安東市との姉妹都市締結から50年を迎えた節目の年となることから、姉妹都市締結50周年を記念した諸事業を展開し、さらなる交流拡大と理解促進を図ってまいります。

第3章の「元気に安心して暮らせるまち」であります。

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の初年度として、「高齢者になっても住み慣れた地域の中で、健康で安心して生きがいを持って暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現を目指してまいります。

認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して地域で暮らし続けられるよう、認知症の理解を広げ、見守り支え合う体制づくりを進めるとともに、住民自らが認知症予防の取組ができる、アプリを使った認知症予防事業を昨年度に引き続き進めてまいります。

「共生社会の実現」については、障がい児・者への相談支援として、基幹相談支援センター

の相談支援専門員を2名から3名に拡充し、各関係機関相互の連携をより密に行い、幅広い相談支援体制の強化を図ってまいります。

令和6年度も引き続き、障がいなどに関する市民の関心と理解を深めるための啓発や知識の普及、福祉に関する教育の推進、意思疎通手段の確保、地域生活の支援、雇用、就労の促進、社会参加活動の推進など、共に生きる社会の実現に向けた施策を推進してまいります。

「健康長寿のまちづくり」については、がん検診において、検診を受けやすい環境づくりとして、新たに胃エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかを選択できるよう、体制を整備してまいります。

また、市健康増進計画の最終年度であることから、健康に関する現状把握をするための市民アンケートの結果を基に、評価、見直しを行ってまいります。

心の健康づくりとしましては、策定した「いのちを支える寒河江市自殺対策計画第2期」の初年度として、4つの重点施策である「子ども・若者対策」「高齢者対策」「生活困窮者対策」「勤務・経営者対策」に取り組んでまいります。

「いのちを守る地域医療体制の充実」については、現在、西村山地域医療提供体制検討会において検討が進められておりますが、令和6年度は基本構想や基本計画の策定業務に進んでいくものと考えております。

引き続き、市といたしましては寒河江西村山地域の住民が安心して暮らしていける医療提供体制が早期に実現できるよう、関係機関と協議を重ねてまいります。

「地域防災力の強化」については、自主防災組織が地域防災力の強化を図るために行う防災訓練や資機材の整備などの事業に対する補助を継続して実施するとともに、登録防災士や防災対策アドバイザーを活用した取組を強化し、各家庭での防災意識を高め、災害時の適切な防災

行動を取れるよう促してまいります。

また、能登半島地震を踏まえ、指定避難所の快適で円滑な利用を確保できるよう、備蓄品の充実や民間企業との協力協定による支援体制の強化を図ってまいります。

さらに、寒河江市消防団ビジョンに基づき、団員の負担軽減を図りながら、災害対応や人命救助のための効果的な研修、訓練を行うとともに、山形県代表として出場する全国消防操法大会に向けて充実した訓練ができるよう、必要な支援を行ってまいります。

「交通事故や犯罪のない地域づくり」については、市民一人一人の交通安全に対する意識の高揚を図るため、「第11次寒河江市交通安全計画」に基づき、人優先の交通事故のない社会を目指し、子供や高齢者等の交通弱者の安全確保や自転車利用者の交通安全対策、交通安全教室や交通環境の整備等に関する施策の充実を図ります。

交通事故の減少を目指し、引き続き高齢者運転免許証自主返納支援事業の利用促進や、関係団体及び地域住民と一体となった交通安全対策を講じてまいります。

市民が、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、市防犯協会等と連携した青色防犯パトロール活動などの防犯対策や公共空間の安全を図るため、新たな住宅地などへの防犯街路灯の設置や道路等屋外への防犯カメラの設置等を推進し、地域の防犯や通学路の安全確保に努めてまいります。

消費者保護の推進につきましては、全国的に多発している特殊詐欺の被害防止に重点的に取り組むため、消費生活センターを中心に関係各機関と連携し、市民に対する情報提供や、特に高齢者が被害に遭わないために出前講座等を積極的に開催していくほか、若年層の消費者被害防止を図る観点から、中高生に対し、被害防止啓発と併せて消費者教育を実施してまいります。

第4章の「一人ひとりが力を発揮するまち」であります。

「市民一人ひとりが主役の地域づくり」については、公民館やコミュニティセンターなどを拠点とした地域活動について、今後の方向性や在り方を地域で話し合いを進め、事業化を進めていただくため、地域づくりに対する補助制度を大幅に拡充してまいります。

「豊かな人生の生きがいづくり」については、生涯学習の拠点施設となる地区公民館分館に対し、引き続きエアコン設置等の施設整備を支援してまいります。

図書館につきましては、令和6年度から指定管理者制度を導入し、ノウハウを生かした、より魅力的な運営が図られるよう期待しているところであります。

芸術文化の振興につきましては、SAGAE まちなか芸術祭や若者層の活性化を図るための音楽事業の実施、美術館においては、郷土が誇る写真家である鬼海弘雄氏の未公開写真を含む写真展などを実施いたします。

市民文化会館につきましては、舞台機構設備の改修工事を実施して、利用者への安全な文化施設の提供を図ります。

スポーツ環境の整備と充実については、子供や若い世代が楽しめる新たなスポーツニーズへの対応が求められており、旧幸生小学校の体育館をアーバンスポーツの拠点施設となる本格的なスケートパークとして活用するための整備を進めてまいります。

歴史文化関係事業につきましては、令和6年度までの3年間で実施されている本山慈恩寺本堂のかやぶき屋根全面ふき替え事業に対し補助金を引き続き交付するとともに、県指定文化財の修復事業等についても継続して支援してまいります。

「男女ともに活躍できる環境づくり」については、令和3年度に策定した第3次寒河江市男

女共同参画計画に基づき、4つの基本目標を達成すべく全庁的な取組を進めております。令和6年度は、男性を対象としたパパ育休講座を実施し、男性の育児休業取得率アップと家事スキルの向上を図り、男女が安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。

「市民のニーズを捉えた行財政運営」については、新たに市役所窓口で利用者が申請書などを手書きで記入することなく、専用端末でマイナンバーカードなどを読み取り、申請手続を簡素化する「書かない窓口」システムを導入してまいります。

加えて、パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術（RPA）の導入を進め、申請受付事務の迅速化、省力化に取り組み、デジタル化を推進し、窓口利用者の利便性向上と行政サービスの効率化を図ってまいります。

人口減少などによる公共施設の利用需要の変化に対応するため、寒河江市公共施設等総合管理計画の見直しを行うとともに、総合管理計画で定めた基本的な考え方や施設ごとの管理に関する方針を踏まえ、施設ごとの改修、更新等の実施計画となる個別施設計画の策定を進めてまいります。

第5章の「便利で快適に生活できるまち」であります。

「心地よい都市空間づくり」については、人口減少や少子高齢化、大規模な自然災害の発生など、本市を取り巻く状況の変化を捉え、新たな視点で都市づくりのビジョンを検討すべく、新たな都市計画マスタープランの策定を進めてまいります。

あわせて、居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実など、マスタープランの高度化版となる立地適正化計画について、令和7年度末を目標として策定作業を加速化してまいります。

また、寒河江川堤防の桜回廊の整備やチェリー・クアパーク周辺の水辺環境の整備につきましても引き続き進めてまいります。

「人と自然が共生するまちづくり」については、令和5年度に改定した市ごみ処理基本計画に基づき、廃棄物の発生を抑制するための情報提供を行うとともに、子供会、PTAなどの集団資源回収実施団体を支援し、廃棄物の再資源化を推進してまいります。

山形県と連携し実施している不法投棄箇所の原状回復事業に引き続き取り組んでいくとともに、廃棄物の不法投棄を撲滅するために啓発や広報に努め、環境衛生組合連合会各支部との連携による不法投棄パトロールを定期的に行い、監視の強化に努めてまいります。

猫の不妊・去勢手術費に対し、引き続き助成を行うとともに、動物愛護と適正飼養に関する普及啓発活動を行う団体を支援し、市民の動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発に取り組んでまいります。

「地球温暖化防止に取り組むまちづくり」については、令和4年3月に寒河江市ゼロカーボンシティ宣言を採択し、2050年まで温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しており、令和4年度に改定した市環境基本計画に基づき、市民、事業者を対象にした省エネルギー活動のセミナーや、小学生を対象にした、こどもエコチャレンジを実施し、省エネルギー活動への意識啓発を推進してまいります。

また、次世代自動車導入事業費補助金により電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の普及促進を図るとともに、再生可能エネルギー設備導入事業費補助金により、木質バイオマス燃焼機器及び住宅と電気自動車の相互充放電を可能にするV2H設備の普及促進を図ってまいります。

今後とも再生可能エネルギーに関する情報の提供などを行い、環境負荷の少ない再生可能エ

ネルギー利用設備の普及拡大に努めてまいります。

「交通ネットワークの整備」については、町会からの各種要望に対して、寒河江市公共事業整備優先順位基準を踏まえながら、計画的に道路、橋梁の維持補修や整備を行い、道路施設等の長寿命化に取り組んでまいります。

広域道路ネットワークの取組として、現在整備中の都市計画道路落衣島線西根工区の進捗を図るほか、自転車ネットワーク計画に基づき、安全で快適な自転車通行帯の整備を計画的に取り組んでまいります。

また、冬期間における生活道路の維持管理につきましては、除雪車運行管理システムを活用するとともに、老朽化した散水消雪施設の更新により、スムーズできめ細かな除雪を実施してまいります。

JR左沢線の利用拡大につきましては、JRと連携した観光情報の発信等により観光利用者の増加を引き続き図っていくほか、イベント列車の試験運行や駅前周辺の店舗と連携したキャンペーンなど、新たな路線利用者増に向けた取組をJR左沢線対策協議会で実施してまいります。

次に、「生活を守る上下水道の整備」についてであります。

上水道については、配水池や老朽化した配水管の長寿命化と強靱化を図り、安全で安心な水道水の安定供給に努め、新水道ビジョンによる持続可能な経営基盤の確立を目指します。

また、洪水ハザードマップによる浸水想定区域となっている水道施設について、耐水化を進めてまいります。

公共下水道事業では、未整備箇所の継続的な整備を行い、合併浄化槽整備事業とともに、水洗化の普及促進に向けた取組を強化し、併せて下水道ストックマネジメント計画に基づく污水管渠等の点検、調査と、浄化センター施設の計

画的な改修及び修繕を行ってまいります。

近年多発する局地的な大雨による内水氾濫に備え、雨水排水整備計画に基づき、日田地内などの冠水箇所の解消を図るため整備を進めてまいります。

以上、ここまで令和6年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げたところであります。

近年、激甚化、頻発化している大雨や地震などの自然災害に対する備えや人口減少対策など、課題は山積しているわけではありますが、市民の皆様が、このまちで、寒河江で安心して暮らしていける基盤づくりには、これからも誠心誠意取り組んでまいりますので、市議会議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会に上程いたします議案について御説明申し上げます。

初めに、議第3号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、将来の市有施設整備に向けた積立てを行うため、基金管理事業費の追加等を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ4億7,299万9,000円を追加し、予算総額を246億4,391万6,000円とするものでございます。

次に、議第4号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算に伴う基金積立金及び保険給付費等交付金の精算に伴う償還金等を追加するものでございます。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ40億6,369万5,000円とするものでございます。

次に、議第5号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、後期高齢者医療広域

連合納付金のうち、後期高齢者医療保険料納付金を追加するものでございます。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ5億7,950万1,000円とするものでございます。

次に、議第6号令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、生活基盤施設耐震化等交付金の追加内示に伴うものでございます。

その結果、資本的収入の予算総額を1億8,935万円、資本的支出の総額を9億187万4,000円とするものでございます。

次に、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

施政方針説明でも申し上げましたが、令和6年度は発展の基盤をつくり、未来に向けた確かな成長を形成していくために、積極的な予算編成を行ったところでございます。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ217億6,000万円となったところでございます。

次に、議第8号令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険税の収納率の向上や医療費適正化対策を強化するとともに、保健事業を充実し、健全財政の維持と効率的な事業運営を図るべく予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ40億2,947万2,000円となったところであります。

次に、議第9号令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

後期高齢者医療に係る納付金や保険料徴収と各種申請などの窓口業務を行うための経費を計上するものでございます。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ6億2,933万4,000円となったところであります。

次に、議第10号令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

第9期介護保険事業計画に基づき、介護予防や認知症施策を進めるとともに、地域の実情を踏まえた各種支援事業の実施と安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ44億7,643万1,000円となったところであります。

次に、議第11号令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

被保険者の介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための介護認定審査会に係る経費を計上するものでございます。

予算総額は歳入歳出それぞれ2,423万9,000円となったところであります。

次に、議第12号令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

各財産区とも、管理運営のための経費を計上するものでございます。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ71万2,000円となったところであります。

次に、議第13号令和6年度寒河江市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

公共用水域の水質保全と快適で文化的な生活環境の改善を目指し、適切かつ効果的な整備促進に努め、水洗化率の向上と雨水浸水対策に重点的に取り組み、下水道の維持可能な経営基盤の確立をテーマとして予算編成をしたところであります。

収益的収入及び支出については、収入総額15億5,690万3,000円、支出総額15億4,309万2,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額7億8,818万4,000円、支出総額13億4,625万6,000円とするものであります。

次に、議第14号令和6年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

地域の医療ニーズに的確に応え、回復期機能

の充実を図り、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりを進めながら、病院経営の健全化に向けた予算編成を行ったところでございます。

収益的収入及び支出については、収入総額20億1,700万円、支出総額21億400万円とし、資本的収入及び支出については、収入総額を2億3,015万2,000円、支出総額を2億6,430万円とするものでございます。

次に、議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道施設の耐水化と長寿命化、水道の有収率の向上及び経営の効率化に重点的に取り組み、安全で安心な水道水の安定供給体制の構築及び災害に強い上水道の維持可能な経営基盤の確立をテーマとして予算編成を行ったところであります。

収益的収入及び支出については、収入総額10億8,062万4,000円、支出総額10億3,599万7,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額1億1,875万円、支出総額6億5,715万3,000円とするものでございます。

次に、議第16号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第17号寒河江市課制条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

公共施設整備の在り方とまちづくりに関する業務を重点的に担うため、みらい協働課を創設することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第18号寒河江市情報公開条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

磁気ディスク以外の記録媒体やクラウドサービス等の新たな技術の活用を明確化するため、

所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第19号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第20号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組として、夏季休暇の使用可能期間を拡大し、計画的な休暇取得を推進するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第21号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第22号佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止についてを御説明申し上げます。

基金の取崩しが終了したことに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

字の区域及び名称の変更に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

寒河江市に居住する高齢者の長寿を祝い、長寿祝い金等の支給対象を拡大するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を市民と同額とする期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

第9期介護保険事業計画における令和6年度から令和8年度までの保険料率の設定及び介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを御説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行、字の区域及び名称の変更等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チ

ェリーパークに係る指定管理者の指定についてから、議第33号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定についてまでを一括して御説明申し上げます。

この3案件につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを御説明申し上げます。

幸生辺地の公共的施設整備につきましては、新たに道路整備を行う必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、第10期幸生辺地総合整備計画を変更しようとするものであります。

次に、議第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを御説明申し上げます。

田代辺地の公共的施設整備につきまして、新たに林道整備、観光施設整備及び電気通信施設整備を行う必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、第10期田代辺地総合整備計画を変更しようとするものでございます。

以上、33案件を御提案申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

散 会 午前10時54分

○柏倉信一議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

令和6年3月5日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	後 藤 健 一 郎	議員	10 番	渡 邊 賢 一	議員
11 番	伊 藤 正 彦	議員	12 番	古 沢 清 志	議員
13 番	太 田 芳 彦	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	齋 藤 真 朗 副 市 長
佐 藤 志津男 教 育 長	東海林 恒 企画創成課長
小 泉 尚 財 政 課 長	菊 地 正 博 防災危機管理課長
武 田 新 二 建設管理課長	伊 藤 孝 上下水道課長
猪 倉 秀 行 農林課長（併） 農業委員会 事務局 長	小 林 弘 之 福祉国保課長
寺 西 里 衣 健康増進課長	志 鎌 重 美 子育て推進課長
今 野 育 男 学校教育課長	

○事務局職員出席者

東海林 茂 美 事 務 局 長	柏 倉 勝 郎 局 長 補 佐
堀 和 敏 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第2号 第1回定例会
令和6年3月5日(火) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

令和6年3月5日(火)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	大地震を経験し、本市の備えは	(1) 避難所の設営について (2) 備蓄品の状況について (3) 二次避難所について (4) 要支援者の現状と対応について (5) 福祉避難所の現状について (6) 木造住宅の耐震化について	7 番 太 田 陽 子	市 長
2	多様性を認め合う社会の実現を目指して	(1) 本市のパートナーシップ制度の導入について (2) 性的少数者の不安解消などどのように考えていくか		市 長 教 育 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
		(3) 性的少数者への差別解消のための啓発活動は (4) 教育現場における啓発などについて		
3	フレイルチェック事業について	(1) 「フレイル」とはどういうことなのか、その定義について伺いたい。 (2) 本市ではフレイル予防としてどのような活動を行っているのか伺いたい。 (3) 本市でも東大式「フレイルチェック」を導入しフレイルの予防に力を入れるべきと考えるがご所見を伺いたい。	13番 太 田 芳 彦	市 長
4	中学生の部活動改革について	(1) どのような背景から部活動改革に至ったのかを伺いたい。 (2) 部活動改革の目的を伺いたい。 (3) 任意加入について詳しく伺いたい。 (4) 地域クラブ活動に移行してどんなメリット・デメリットが考えられるのか伺いたい。 (5) 私はソフトボールに関係しているのでソフトボールを例に挙げて、西村山の部活動の枠組みはどうなるのか伺いたい。 (6) 各種大会への参加について伺いたい。今までのように単独の学校では出にくくなり、選抜チームのようになるのではないかと心配するが、その部分に関してどのように変わっていくのかを伺いたい。 (7) 本市の部活動改革の進捗状況について伺いたい。		教 育 長
5	保育施設のこれからについて	(1) 入園希望者と保留児童の数について (2) 入園判定の優先事項について	5番 月 光 裕 晶	市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
6	児童虐待について	(3) 保育士増員について (4) 人口減少への対応について (1) 早期発見の重要性について (2) 被害者や家族のケアについて (3) 増加傾向への対策について		市 長
7	能登半島地震の教訓と今後の取組について	(1) 本市の水道管耐震化の現状について (2) 本市の水道管耐震化の考え方について (3) 災害発生時の職員の参集について (4) 消防団の更なる充実について (5) 能登半島地震から得られた教訓と今後の取組について	11番 伊藤 正彦	市 長
8	クマから市民の生命と農作物を守るために	(1) 昨年の出没状況を踏まえて、どのように捉えているか (2) 猟友会について (3) 農作物被害対策について (4) 人的被害対策について (5) ドローンを活用した被害防止策について	8番 佐藤 耕治	市 長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号1番、2番について、7番太田陽子議員。

○太田陽子議員 おはようございます。日本共産党の太田陽子です。

この元旦に発災した能登半島地震で亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方にお見舞いを申し上げます。自らも被災しながら懸命の救助活動をしている地元自治体をはじめ、関係者の方々に心からの敬意と感謝を申し上げます。

議会において、私は何度も災害についての質問をしてきましたが、その後の備えはどうなっ

ているのかなどなど不安が募ってきました。時間帯、季節など、何から何まで不安が大きくなる現状です。備蓄品の点検、ローリングストックの状況など、家庭における対策だけでなく、自治体の役割など、全ての面での点検が必要であろうと感じました。能登半島地震は、その機会を与えてくれたものと信じています。

毎回毎回、災害により多くの方々が犠牲になり、なぜ救えなかったのかなど、本当に心が痛みます。今回、X（旧ツイッター）で多くの方々が当日に書き込みをしておりました。住所、氏名、電話番号などを明確にして、今、建物の下敷きになっているなどというものが書き込んでありました。本当に何もできませんが、無事救助されることを祈ることしかできませんし

た。

東日本大震災のとき、メールが活用され、海外にいる親族に連絡が取れて、屋上で子供たちと避難しているということが連絡がついて、その親族から東京消防庁に連絡が入り救助されたなどという話があり、私の職場も、家族のメールアドレスを聞いて、連絡先をお願いしたなどということがありましたが、それよりも進んでいるというのを感じました。それを利活用して救える命は救えるように整備していかなければならないということを感じました。

避難所の生活の長期化、住まいやなりわいを奪われた被災者は、生活再建への不安でさいなまれているのではないのでしょうか。希望を持って安心して暮らせる支援策を示し、実行することが政府の役割であり、責務ではないのでしょうか。

私は、日本共産党と、この質問に関心を寄せる市民を代表して質問します。誠意ある答弁をお願いいたします。

通告番号1番、大地震を経験し本市の備えはです。

避難所の設営についてであります。

水害の避難を経験して、その反省、新しいことが出てきたということで、避難計画や浸水地域へのわが家の防災タイムラインの配布などを行ってきました。浸水の雨量の想定なども質問してきました。防災士の役割などを勉強し、力を借りてはという提言には、すぐに動いていただき、防災士さんの登録や研修など実施してくださっていることに感謝申し上げます。

能登半島地震のように、市全体が被災するような中で、市の職員のほとんどが被災することも想定されます。寒河江川、最上川に挟まれた地域への移動が困難になった場合など、どれほどの職員が、自分の担当の避難所に駆けつけることができるのでしょうか。

そんな中で、避難所の設置や運営、本市のふ

だんの訓練など、どのように行っているのかお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

太田陽子議員から避難所の設置や運営などについて御質問いただきましたが、地震などを含めて、災害が発生しますと、また、発生するおそれがある場合などは、市が指定避難所を開設していくことになるわけではありますが、市民の皆さんがスムーズに避難していただけるようにしていかなければなりませんので、避難所の業務を担当する職員を対象とした、指定避難所開設訓練などを実施をしているところであります。やはり訓練というのが、何事においても大事なかなというふうに思います。

今年度は、より実践的な訓練となるように、市の防災訓練において、担当職員と住民の皆さんが参加して、それから、参加しての避難所への誘導とか受付訓練、それから、実際、避難所において段ボールベッドの組立てなどをして訓練をさせていただいたところであります。

また、避難所の生活が長期化していく場合は、その運営について、自主防災組織などの地域の皆さんの協力がどうしても不可欠になってまいります。先ほど太田議員からありましたけれども、登録防災士、今17名の方に登録をさせていただいておりますけれども、その方などを中心にして自主防災組織への支援、あるいは協力、連携を図っていくための防災士の方の研修会などもさせていただいているところであります。

いずれにしても、地域の自主防災組織との連携というものを十分図っていかなければなりませんので、先日は避難所運営の体制づくりなどに取り組んでいる柴橋地区の自主防災会連絡会などに、講師など派遣させていただいて支援をさせていただいているところであります。

我々としては、引き続き、各避難所の設置運営などが円滑に行われるように、様々な有事を

想定した訓練などを実施をして、支援してまいらなければならないというふうに考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 まだまだ足りないと思います。ぜひ組織していただきたいなと思います。

自治体における防災関連部についての山新などでの報道がありました。女性職員が少ないと、備蓄品の整備状況に影響があるということでした。そういうことについて、本市では、女性目線での避難所の設営とかそういうことは考えているのかお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 近年の災害における避難所の生活では、プライバシーに関することが大きな課題になっております。また、女性に対する十分配慮した避難所運営というのが求められているところでございます。

市においては、防災会議委員の中に女性委員もいらっしゃるわけありますので、そうした方々から、女性目線での意見などを出していただいております。

ちなみに、令和4年度の市地域防災計画の見直しの際にも、指定避難所における保健衛生対策について、乳幼児を持つ親御さんと妊産婦の健康状態に、特に特段の配慮を行うことなどということについて、追記、付け加えていただいたところでございます。

指定避難所には、授乳とか更衣室として使用するテントや、それから生理用品、乳児用液体ミルクなど備蓄をしているわけありますけれども、もちろん適切な備蓄量を確保していく必要がありますので、今後も女性目線からの配慮というものを重視しながら、少しでもストレスのない避難所運営の体制づくりというものを進めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 防災会議への女性委員がいると

いうことで、ちょっと安心しました。この震災でも、避難所で女性の関わりがなかったのか、ナプキン1人2枚とか、そういう避難所もあったということなので、それはとんでもないことだということなので、ぜひもう少し深く掘り下げた目線での参加をしていただきたいなと思います。

ジェンダーの問題は大きいと思います。あとプライバシー、あと女性の更衣とか授乳室の問題とか、まだまだこれから備蓄品のほうでも質問させていただきますが、ぜひそういう細かい目線を取り入れていただくようにしていただきたいと思います。

備蓄品についてであります。避難時、3日分の食事を自分で用意しておくようにということが言われていますが、大地震など建物の倒壊などある場合、冷静に食料を持って逃げることはできますか。これも疑問です。身一つで逃げ出すのがやっとなのでしょうか。

この能登半島地震は津波も来ていたわけですが、そういうのは、寒河江では想定はないと思いますが、避難するときに、備蓄品を持って地震など逃げられるかというのも、一つの点ではないでしょうか。

頭を隠してなど、訓練時は冷静に考えることができますが、いざ震度7の地震があった場合、訓練のようにいくのか心配です。

以前、私が夜勤勤務をしていたときは、地震が来たらどうしようと、最初考えて夜勤に入ります。とにかく命を守るためにはどうするかなど考え、毎回不安な思いをした経験があります。このとき、備蓄品の持ち出しなど、到底及びもよりませんでした。

家庭では、取りあえず自分だけなので、ここにあると分かるので、それを持って逃げるということとはできると思いますが、各避難所に避難して、備蓄されているものを食べ、自分が持っているのを食べても、3日、4日では避難所が

閉鎖できない。県が動くまで何日も御飯が食べられないのではと、ちょっと不安になります。能登半島では、おにぎり1人1個などという避難所もあったということでした。

まず、本市として、備蓄品の整備や管理など、どのように考えているのかお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどから申し上げておりますが、備えというのは大事ですね。備え。それと訓練ですね、それは大事だというふうに思います。

寒河江市の備蓄品整備の考え方としては、まず震度6強から震度7を想定した、県による山形盆地断層帯地震被害想定調査結果を参考にして、指定避難所における避難者数などを、最大5,320人と想定をしております。

過去のいろんな地震からの教訓で、我々はいろんな装備を、備えをしているわけですが、阪神・淡路大震災の際は、2日目、3日目には食料などの救援物資が届き始めたということ踏まえて、発災から3日間を想定した備蓄計画というものを定めていることになっております。

避難所などにおける物資の確保については、先ほど来ありましたが、家庭内備蓄でありますとか、災害協定を結んだ民間事業者、それから他市町村からの供給、そして国や県からのプッシュ型支援などを見込みつつ、市では食料品、それから毛布等の生活必需品、感染症対策品、段ボールベッドなどを備蓄しているところであります。食料品については、定期的に更新していくと、こういうことになっているところであります。

本市の備蓄計画では、避難者の方の7割が非常用持ち出しを行うということを想定していますので、市民の皆さんには、日頃から最低3日間程度の備蓄を心がけていただくということをお願いしているところであります。

今般の能登半島地震の被災の実態があるわけでありまして。これまでも東日本大震災、それから阪神・淡路大震災の教訓をして、いろんな災害対策をしてきましたけれども、今回の能登半島地震の実態などを踏まえていく必要もあるわけですね。そういう意味では、今申し上げたような、市の備蓄すべき品目でありますとか量などについては、果たしてそれで十分なのか、適切なのかということ、改めて検証していく必要もあるというふうに思います。必要に応じて、備蓄計画の見直しなどについても検討していかなければならないというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 具体的に3日分ってどのくらいなんだろうという疑問もあります。それで、必ず誰しもが備蓄しているかというと、そうでもない。米があれば何とかなるとか、私たちはそういうふうに考えて、米の備蓄とか考えておりますが、具体的にどういうのだかというのが分からない市民の方もいらっしゃるのではないかと思います。そういうときに、どういうものかというのを、防災士の方の講演とかで、何とか皆さんに周知していくということも大事であろうと思います。

段ボールベッドなども、仕切りのついたものとか、液体ミルクなどもきちんと備蓄しているということは、ほかの市町村に比べれば進んでいるのではないかと思います。ぜひ見直しをしていただいて、市民の皆さんが安心していただけるようにしていただきたいと思います。

避難所のほうでも、女性の目線についてお聞きしましたが、備蓄品などの点でも女性の考えなどを反映することが大事であると思います。山形新聞の記事でありましたが、妊産婦や乳児用備蓄品進まずという、(資料を示す)この記事でした。全国的な問題として指摘しました。そのときは持ち出しても、使用すればなくなり

ます。おむつとか。当然、乳児であれば、3時間、2時間置きぐらいに使っていれば、1日12枚ぐらい。うんちがいっぱい出れば、もう20枚近くなる。そんなような状況です。そうなれば、やっぱりそういうときにどうするかなどということも考えていかなければなりません。

この記事の中では、生理用のショーツや女性用下着、乳幼児用の下着や着替えなど、そういうのも備蓄している自治体もあります。ぜひそういうところの目線も入れていただければと思います。

私が考えたんですけれども、1日分を1パッケージにしておく。例えば、60サイズの乳児のロンパースとおむつ何枚と液体ミルクとか、そういうふうにパッキングして、すぐ渡せるようなことをしてはどうかと、ちょっと先ほどあそこで思いながら考えておりました。ぜひそういう、今育てている人の考えとか、これがあつたら便利とかというのを、ぜひこのほかの自治体の計画なども見習って、新たに計画にしていきたいと思います。

次に、避難が長期化になると、炊き出しなど、避難所間の格差が出てくるという問題が言われています。長期になったときの食事提供など、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市の防災計画の中の食料供給計画というのがあるんですけれども、その中で、避難が長期化した場合などは、市が関係機関と連携して、炊き出しなどを実施することになっております。

市では、食料品や日用品等を扱う市内の12事業者のほうと必要物資の供給協力協定というものを結んでいます。そういったところから調達していくという体制がつくられているわけでありまして。そういう場合には、当然のことながら、食料の安定的な供給計画とか、栄養バランスな

ども勘案して供給していただくということになっているわけでありまして。

また、寒河江市のほうでは、令和2年度より、国が運用している物資調達・輸送調整等支援システムというものに加入しておりまして、市の避難所情報とか備蓄情報などを登録しております。

国や県と連携して、迅速かつ円滑な物資支援を受けるということが可能になっているというふうに、我々は思っているところでありますが、今、議員御指摘のような避難所間の格差などが生じることがないようにしていかなければなりませんし、とりわけ食事の提供などは、そういうことがないように、いろんな面で配慮をして、我々も準備をしていかなきゃならないというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 能登半島地震でも、1月末に炊き出しがなくなり、また、アルファ米とカップ麺などの食事になったなどと報道されていまして。長期避難になった場合の食事の計画など、本当に必要だと思います。

山形盆地断層帯、全部動いたら、山形市もこの地域全域が被災するという事なので、やっぱりシステムが本当に動くのかとか、本当に一度、きちんともう一度再検討する必要があるのではないのでしょうか。

先ほども、柴橋地区の自主防災連絡協議会のことを市長も言っておりましたが、指定避難所運営に関する理解と組織体制をテーマとした講師を招きワークショップなどを実施してきたということを、昨年のお伺いしました。避難所開設時の体制や役割、市との連携など話合い、地域の方々との防災意識の向上と災害時に備えた取組を紹介していただいたのですが、今後、やっぱりどの地域でも、このような取組を広げて、避難所の運営など、みんなのものにしていくことが大事なことでないのでしょうか。

市の職員も被災している中、一生懸命住民のために働いてくださる避難所に関わる職員なども、やっぱり一緒になって協力して運営できる組織の構築が急務なのではないでしょうか。

柴橋地区でうまく運営されているその方式を使って、高松地区や寒河江地区、そういう地区でも広げていき、自主防災組織が運営に関わって、きちんと動けるという確信をつくっていく必要があるのではないのでしょうか。

次、2次避難所について伺います。

ホテルなどへの2次避難が必要になったときの対応はどのようになっているのか伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 体育館とか公民館などの指定避難所に避難をしておられる高齢者の方、あるいは障がい者の方、妊産婦の方などのうち、避難生活において特に配慮が必要な方を支援していくために、ホテルなどの宿泊施設を2次避難所として活用できるようにしていかなければなりません。

市では、寒河江温泉協同組合と協定を結ばせていただいて、宿泊の提供、それから各施設の空き室の調整などについて、協力をいただくことにしているところであります。

能登半島の地震のような大規模な災害になると、市内の宿泊施設だけでは受入れが足りない、困難だという場合も想定されます。市外への広域避難を考えていかなければなりませんので、そういった場合は、もちろん寒河江だけが被害を受けることでなくて、周辺のところも被害を受けるということになりますから、そういった場合などは、特に県などのほうからですね、関係機関などのほうから連携をしながら、避難者に配慮した円滑な運用が図られるように対応していったって、協力していかなければならないというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 2次避難、ホテルなどには公費が投入されるということを聞いております。ぜひ本当に必要な人、もうストレスを感じて、いられないような場合。地震で亡くなるのではなくて、関連死で亡くなる方が多く出てくるというのが、これまでの地震災害での被害の状況のようです。熊本地震などでは、直接に死亡した人の4倍が関連死で亡くなっているということでした。

この2次避難所、何か1.5次避難所とかいろいろ言われていますが、取りあえずこういうものを早急に動かして、後からの死者をなくすということに取り組んでいただきたいと思います。

次に、要支援者の現状と対応について伺います。

現在、在宅で自力での避難が困難な方など、要支援者の現状はどうなっているのか伺いたしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、高齢者の方、障がい者の方、さらには町内会などで支援の必要性を認めた方を避難行動要支援者ということで定義をさせていただいて、個別避難支援プラン、個別計画と呼んでいますけれども、策定しているところであります。

この支援プランは、毎月異動確認をさせていただいて、民生・児童委員の方を通して、年1回見直しを行っております。常に最新の情報を保つように心がけているところであります。

2月26日現在の登録者数は652名となっております。この支援プランに登録していただくことによって、災害時において、避難行動の支援、それから安否確認、救助等を迅速に対応できるように備えているというところであります。

要支援者の方々を災害から守っていくには、地域の方々がお互いに助け合う機運の醸成というのは、やっぱり何よりも必要でございます。日頃から見守り、それから地域における顔の見

える関係づくりを進めていただいて、町会長さん、それから民生・児童委員の方との連携というものを、さらに一層築いていただければなというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 652名の方が登録しているということですが、ちょっと意外に少ないなという感じがしました。

やっぱり避難時など、支援の必要な方、支援をしてくれる人など、大事なことだと思います。私の地域などでは、子供の頃から知っているおんちゃん、おばちゃんがほとんどなので、暗黙の了解で助け合うことができますが、事前にきちんとしておくことがやっぱり大事だと思います。何かあったら駆けつける、心の準備しておけるということも、この登録制度はよいのではないかなと思いますが、町場の関係性など、そういうところをどうしていくかというのが、やっぱり大事ではないかと思います。

あと、この登録者に関してですが、家族とかそういう方、登録している人の支援をすると決めてくださった方なんかでも、避難所の環境など、あと防災訓練など、どういうところにどういうふうに行くのかなど、一度確認しておくことも大事なことはないかなと。先ほど市長がおっしゃるように訓練、どうやってこの人を、どうやって、どこに連れていくかなど、やっぱりそういうところまで想像して動けるようにしておくことも重要でないかなと思います。

次に、福祉避難所についてであります。

高齢者や障がい者に対しての福祉避難所の施設の数の問題など、以前質問しました。その後のようになっているのか、進展はあったかなとお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、平成27年11月に、平時より24時間体制で要介護者の対応が可能な特別養護老人ホームや認知症対応

型グループホームなど、それぞれの専門分野において協力をいただける事業所、9法人13施設であります。そこと災害時における福祉避難所の指定などに関する協定というものを結ばせていただいているところであります。前回も御答弁申し上げたかというふうに思いますが。

御案内のように、その後、新たな介護施設なども設置をされているわけでありますけれども、比較的小規模な施設が多くて、緊急時に入所者以外の方を受け入れる体制が整わないなどという理由から、協定の締結を行うまでには至っていないわけでございますけれども、我々としては、今後も、今申し上げた協定の締結に向けて、引き続き協力要請を行っていかなければならないというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 やっぱり家庭で介護しているなど、やっぱり安心の材料が必要です。何かあったら行くところがある、利用できるというお守りが必要だと思います。

今後も障がい者の方などは、2次避難所の活用なども併せて福祉避難所の充実を求めています。望みます。やっぱり重度の自閉症など、環境変化に対応できない方など、特別な支援が必要です。何かある前に、適切な対応を考えていくことを要望したいと思います。

次に、木造住宅の耐震化についてです。

能登半島地震での犠牲者の死因は、家屋倒壊などによる圧死が41%ということでした。低体温症・凍死も14%に上りました。

寒河江市においても、山形盆地断層帯が走っており、地震被害も、大きな地震が来るとすることも想定されております。

大地震に備えて、安全で安心な住まいができるよう、木造住宅耐震と耐震補強改修が求められています。木造住宅の耐震診断など、本市での現状はどのようになっているのかお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の住宅の耐震化率、これは総務省のほうで5年ごとに実施する住宅土地統計調査を基に推計しているわけでありすけれども、直近の調査で、平成30年、ちょっと古いんですけども、86.0%というふうになっております。県全体の住宅の耐震化率は83.3%でございます。

我々としては、引き続き、この耐震化率を高めていくということで、支援制度なども設けさせていただいております。

昭和56年5月30日以前に建てられた一戸建ての木造住宅について、耐震診断士を派遣する事業などを実施しております。申請者から1万円を御負担いただいて、耐震改良の計画を策定をして、計画に基づき改修する工事については120万円を限度として補助させていただいているということでもあります。

この制度によって耐震診断を受けた件数は、令和元年度から今年度まで6件ございます。全て地震の震動及び衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性がある住宅というふうに診断されております。

その6件のうち3件について、耐震改良工事をしていただいて、補助金を交付している。残りの3件のうち2件については、令和6年度に改修工事を行う見込みというふうになっているところでございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 86%の耐震化率というのは、すごい高いなと思います。ただ、あと14%の方が危険と隣り合わせで暮らしていらっしゃるのかなと思うと、ちょっと心が痛みます。

耐震化の補助金が出るなどということは、本当に分かる人しか分からないのでないかなと思います。その理解とか推進のための啓発をどうしていくかなどお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、啓発活動を実際やっているというふうにも理解しておりますけれども、建設管理課の中に耐震相談窓口というものを設置をして、いろんな情報提供させていただいておりますし、また、市報とかホームページなどに掲載をして、耐震化への啓発を行っておりますほか、住宅フェアなどのイベントにおいても無料相談などもさせていただいているところであります。

また、御案内の住宅建築推進事業補助金というのがございます。いわゆるリフォーム補助でありますけれども、今年度は補助対象工事費の20%、補助上限額を24万円というふうにしておりますが、能登半島地震における家屋倒壊などによる人的被害を踏まえて、緊急対策として、鋼鉄製の防護フレームがベッド上部を覆う防災ベッドというのがあるそうですが、それを設置する工事でありますとか、部屋の中に頑丈な耐震シェルターなどを設置する工事などについて、緊急対策として、令和6年度、補助率を80%、補助上限額を30万円に引き上げる予定にしているところであります。この事業は県との連動の事業でありますけれども、積極的に御利用いただければなというふうに思っているところであります。

そういったことも含めて、引き続き耐震化の必要性について、さらに市民の皆さんに御理解をいただいて、補助制度なども活用していただければというふうに考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 県のほうでも補助金を出すなどというのはお伺いしておりましたが、この鋼鉄製防災ベッドとかシェルターとか、具体的にどのようなものなのかというのが、ちょっとやっぱり想像がつかない。なので、ぜひこういうのですというのを、何か分かるように展示するとか、何か住宅フェアとかも大事なんですけれど

も、これから寒河江市防災訓練とか、そういうときに誰の目にも見えるような形でひとつ展示するとか、そういうことも考えてはどうでしょうか。

やっぱり私たちも自主防災組織とか、頑張れるところは、自治体、地域で頑張らなければならないと思っております。しかし、やっぱり自治体が万全の防災に力を入れるということは、そういうことが市民の皆さんの自分たちも頑張らなければならないんだという意識につながっていくのではないのでしょうか。

公助がしっかりしているから、自助も共助もできるのだと思います。ぜひ寒河江市としても、今後とも備蓄や訓練、そういう市民の安心のために備えを万全にしていきたいと思います。

次の質問、通告番号2番、多様性を認め合う社会の実現を目指してという質問に入ります。

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなど、性の在り方が少数者の方々は、社会生活の中で周囲の好奇な目にさらされ、賃貸住宅の入居が困難であることなど、偏見や差別に苦しんでいる状況がうかがわれます。一緒に暮らしたいと思っても、ハードルはまだ高いと思われます。

性的指向や性自認は、自らの意思に基づいて選択・変更できないものであり、これを理由とした差別や偏見は、基本的人権に関わる問題だと思います。

山形県は、1月4日、LGBTQプラスなど、性的少数者のカップルに婚姻と同等の関係性を認める県パートナーシップ宣誓制度を導入しました。この制度は、全ての県民が性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を発揮できる山形県を目指したものです。双方、またはいずれか一方が性的マイノリティーのカップルが、お互いの人生において、お互いに協力して、継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓したことを

証明する受領証を交付する制度で、利用できるサービスは、公営住宅の入居、公立病院の面会などの手続、生命保険の受取人、携帯電話の家族割引の適用などです。交付第1号は河北町の方と山形新聞は報道していました。

性的少数者のパートナーシップを証明する法律がない日本では、カップルの不安を和らげるために、自治体が制度を導入する意義は大きいと言われています。県内市町村での導入拡大や多様な性への理解を深めることが重要です。そこで、本市のパートナーシップ宣誓制度の導入についてお伺いします。

県の制度を受け、市としてどのように制度を導入していくのかお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県のパートナーシップ宣誓制度ですが、先ほど議員おっしゃいましたから、目的はそういうことでありますが、手続などについてちょっと申し上げますと、このパートナーシップ宣誓をされた方は、山形県のパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づいて、申請書及び確認書に必要な事項を記載して、住民票等の関係書類を添えて県の担当課に提出をしていただくことになっております。県において提出された書類及び本人確認などを行って、要綱に定める要件を満たしていると認めた場合に、申請書受領証を交付するということになっているわけでありまして。交付を受けた方は、受領証を提示することによって、該当するサービスを受けていただくということになっているわけでありましてね。

この宣誓制度、県内市町村では、御案内かと思いますが、県の制度の前に、令和5年4月に酒田市のほうで導入しているわけでありまして。これまで酒田市内で2件、県で3件、受領証の交付を行っているというふうに聞いております。

現在、寒河江市においては、県の制度を受けて、市営住宅入居申込み、それから保育所等の

利用申込み、それから市立病院における面会や手術の同意などの手続において、県のパートナーシップ宣誓制度により宣誓書の受領証交付を受けている方に対して、その受領証によってパートナーを家族として取り扱うということにしているところでもあります。

御質問は、寒河江市において宣誓制度、独自に導入してはどうかということでもありますので、今、県の制度のこれからの利用状況などと、それから他の市町村の取組状況などを参考に検討していく必要があるというふうに考えているところでもあります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 寒河江市にもいらっしゃるのではないかと思います。ぜひ寒河江市でも、前向きな制度導入を考えていただきたいと思います。

コロナ禍の中、生活を共にしているのに家族として認められていない事実を痛感し、不安を募らせるカップルが増えたということでもあります。入院や手術の同意など、家族としての関係性を求められる場面が身近になったことも要因ではないかと指摘されています。家族であっても面会に行けず、荷物を置いてくるだけなどというの、私も経験しました。

本市への移住など、県や他県などのパートナーシップ宣誓を受けているカップルには、県や市町村と同等の生活、不安を解消できるのか。先ほどお伺いしたのにお答えはあったと思いますが、再度お伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 不安解消のための取組ということではありますが、先ほど申し上げましたとおり、各種サービスなどの申請において、パートナーシップの宣誓書受領証の提示によって、スムーズに手続が行われるような環境整備というものを整えていかなければならないというふうに思っております。

現在、市役所では性的少数者に対して配慮な

どが必要なサービスについて、全庁的に検討を行っているところであります。今後、運用指針などの策定を行って対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

他県などにおいて、パートナーシップ宣誓受領証の交付を受けている方が本市に転入した場合などの取扱いについてでありますけれども、それは転入前の自治体と十分連携を取りながら、また、県の指導などもいただきながら、適切に対応していきたいというふうに思っているところでもあります。

寒河江市としては、引き続き、各種情報などを十分収集をしながら、性的少数者の方が不安なく生活できるようなサービスの充実について努めていきたいというふうに考えているところでもあります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 性的少数者への差別解消のための啓発活動など、まず必要なのは啓発活動や相談窓口の設置だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 差別解消については、国・県などから情報をいただきながら、我々としても適宜市報やホームページなどで啓発を行っていききたいというふうに考えているところであります。

それから、窓口でありますけれども、現在は県の多様性・女性若者活躍課に設置をされているということでもあります。また、厚生労働省においてもホットライン相談を行っているわけですが。市における相談窓口の設置については、先ほど申しましたが、今後の運用の指針など策定の際に、相談の状況でありますとか、他の自治体の対応事例などについて、十分見極めながら検討していきたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 早急に考えていただけることを

期待しております。

次に、教育現場における啓発についてです。

以前、学校教育の中で、L G B T Qについての啓発や理解について、取組など重要であり、実施してほしいと質問いたしました。

令和5年6月、L G B T Q理解増進法が施行されました。トランスジェンダーの方への差別的な面が強調され、入浴やトイレの問題が国会でも議論されていました。トイレは全て個室にすれば問題ない。温泉なども個室化すれば特に問題ないなど、国会中継を見ていて思いました。強烈な差別意識があるのだと感じました。

このような差別をなくせるよう、寒河江市としては学校で取り組んできた差別をなくす取組などお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** おはようございます。

様々な差別をなくし、多様性を認め合う社会の実現を目指すために、市内の小中学校においても取組を行っております。

具体的には、これまで学校教育の中で、当然のように性別を想定、前提にしてきた、例えば、男女別の名簿やげた箱、ロッカー等について、令和4年度から男女混合のものに移行いたしました。

また、女子生徒の制服についても、女子生徒はスカートを着用するという制限をなくして、新入生向けのオリエンテーションや年度当初に生徒への説明を行っております。

さらに、生徒会等の役員の選出についても、性別にとらわれることのない選出方法を実践している学校もあります。

また、学校教育全般において、偏見や差別のない社会を構築できるように、子供たちの資質、能力の醸成に努めております。

例えば、中学校の社会科の公民の授業では、男性も女性も対等な立場で活躍できる社会をつくることが求められていること、また、性の意

識は人によって様々であり、性的マイノリティーの方々が生活する上で不利益を受けることがあるけれども、こうした差別は許されないということなども学んでいるところです。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 随分進んできたなと思います。ぜひこれを継続していただきたいんですけども、今後の取組、これからどうしていくかなどお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 学校においては、お互いの個性や多様性を認め合って、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で児童生徒が自らつくり上げるというふうにすることが大切です。そのためには、教職員と児童生徒が互いに意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持ったりすることが大変重要なことだと捉えております。

そうした中で、例えば、今年度は陵西中学校において、生徒会、そして教職員が話し合いを重ね、頭髪についてのルールの見直しを行いました。これまでは、前髪、後ろ髪、耳にかかるなどの項目で、男女ごとに細かく規定されていたものを、中学生らしく学校生活に適した髪型というふうにして、生徒会、教職員の話し合いの後には保護者へのアンケート調査も実施しました。また、今後は下着や靴下等の服装についても、見直す予定であるようです。

教育委員会として、このような取組が他の小中学校にも広がるよう周知してまいりたいというふうに思います。

また、教育現場における性的少数者への差別解消のためには、教職員が性的少数者について知識をしっかりと持ち、正確な知識を基に様々な場面で柔軟な対応が必要です。

先日、文化センターで開催された西村山地区学校保健大会では、「色々な性と安全な学校」というテーマで山形大学の池田先生から講演い

いただきました。私も大変勉強になりましたけれども、市内の小中学校の養護教諭の皆さんも参加していますので、各学校でそのときの資料を配付し、伝達講習等を行うよう指導していきたいというふうに思います。

性的少数者の児童生徒が何か困ったときに、この先生ならば相談しても大丈夫だというふうに、信頼されるような教職員を増やしていくことが大切であるというふうに考えます。

文部科学省が発行している、生徒指導に関する基本書である生徒指導提要が令和4年に改訂されました。その中では、新たに性的マイノリティーに関する課題と対応についても書かれています。これまでも何度か寒河江市校長会で生徒指導提要の活用について話をしてきましたけれども、今後とも引き続き指導してまいりたいというふうに思います。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 大変進んできているということを実感しました。しかし、まだ頭髪の問題なの、まだ下着の問題なのというの、ちょっとびっくりしました。もう学校に行かなくなって何十年なので。私の子供たちが学校に通っている頃のがまだちょっと残っていたのかなど、ちょっとがっかりしたところもありますが、しかし、前向きに考えれば進むということなので、ぜひ学校の現場では、あなたはあなたのままでいいんだということとか、もう性自認が自分は女のあれだけれども、やっぱり男なのかなとか、そういうことがオープンにできるような環境づくり。アメリカとか進んでいる私立の学校などでは、もうそういうことがオープンにできる環境ができているというところもあるようです。

ぜひ私たち地域とか、地域の住民とか、高齢者の方なんかは、やっぱりまだまだ偏見があって、男らしく、女らしくと押しつけているという環境、家庭でもあるのではないかなというのは思います。ぜひ、そういうところから醸成して

いって、国全体、市全体がそういう方を受け入れる。1人も取り残さないと市長がいつもおっしゃってくださっているので、そういうところも考えながら、ぜひ教育の現場でも進めていただきたいと希望します。

あと2分ありますので、実は、このたび学校統廃合の問題について、全国集会に参加してまいりました。寒河江市で行っているようなことは、全国的にあるというのを大変実感してまいりました。

文科省は、本当に田代と幸生が4つも5つもあるような岐阜県恵那市で1校にまとめようとしておりました。しかし、片道1時間以上かかるバス通学、やっぱり子供も大人も大変だ、子供が大変だと声を上げているなど、いろいろな事例が報告されておりました。次回、それについてまた質問させていただきますことを予告して、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

太田芳彦議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号3番、4番について、13番太田芳彦議員。

○**太田芳彦議員** おはようございます。さわやか・立憲クラブの太田でございます。よろしくお願いいたします。

令和6年たつ年で、今年こそはすばらしい年であってほしいなどの願いもむなしく、1月1日の夕刻に能登半島地震が発生し、津波や火災で多くの方が被災されました。亡くなられた方、けがをされた方には、お悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、皆様方の一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、通告番号3番、フレイルチェック事業について質問をさせていただきます。

令和5年10月16日から18日まで、厚生文教常任委員会、千葉県松戸市、東京都昭島市、

神奈川県大和市、埼玉県富士見市と、4つの県で視察をさせていただきました。主に子育て、高齢者に関する内容で、いずれも中身の濃い視察でありましたが、その中でも埼玉県富士見市のフレイルチェック事業に関心を持ったことから、今回の一般質問に取り上げたところでございます。今回の視察を通して、高齢者が健康で長生きするためには必要不可欠な事業と思い、質問をさせていただきます。

皆さん、フレイルという言葉をご存じでしょうか。フレイルは虚弱という意味で、健康と介護の間に位置して、人は健康から直接要介護にはいかないのです。多くはフレイルを経て介護になると言われています。しかし、フレイルという言葉は、まだ一般的に知られていません。まずは啓発することが必要ではと考えます。

東京大学高齢社会総合研究機構の飯島勝矢教授の下でフレイルについて調査をしています。その調査から、栄養、運動、社会参加という3つの柱があること、身体が衰える最初の入り口になりやすいのは社会参加への減少であることなどが明らかになっています。

厚生労働省も、フレイルについて重点改革事項としたとのことであります。健康長寿社会を実現するための重要なキーワードであります。

まずは、フレイルとはどういうことなのか、また、その定義について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** フレイルでありますけれども、定義については太田議員御指摘のとおりだというふうに思いますが、英語の F r a i l t y が語源となった日本語訳であります。虚弱を意味する言葉であります。

そして、御指摘のとおり、高齢者の多くの方は、健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥るというふうに考えられているところであります。

このフレイルというのは、単に筋肉の量や機

能が低下する身体の衰えだけではなくて、心や認知の衰え、社会性の衰えなど、多面的な複数の要素が絡み合い、負の連鎖を起こす特徴があるというふうになっております。

しかし、フレイルは自立した状態を保持する予備能力と低下した機能を戻すことができる可逆性があることから、加齢とともに悪化する一方ではなくて、予防や状態に応じて適切に対応していくことによって、心身状態の維持改善ができるというふうに言われているところであります。

以上です。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ただいま答弁をいただきました。ありがとうございます。

今回、質問するに当たりまして、本市の高齢者数をはじめとする人口に関して調査しておりますので、報告いたします。数字は令和5年4月1日現在です。

まず、本市の高齢者数が1万2,930人で、本市の人口の約32.3%です。次に、要支援認定者数は330人で、要介護認定者数が1,774人、そして、独り暮らし高齢者数ですが1,604人で、本市の高齢者数の約12.4%を占めております。最後に、本市の100歳以上の人数であります、34人おるということでございました。

国連の推計によれば、2050年までに、日本の100歳以上の人口は100万人を突破する見込みだとの学説もあるそうです。今、50歳未満の人たちは、100年生きるつもりでいたほうがよいと思います。

我が国は、世界で高齢化が最も進んでいますので、日本のこれからの経験を他の国々が見守っていると言われております。高齢化が最も進んでいるということは、裏を返せば、対応するためには残された時間が少ないということにもなります。今すぐ新しい行動に踏み出し、高齢化時代への対応策を始める必要があります。

高齢化により老いて衰えて生きる年数が長くなるのではなくて、大半を健康に生きる、若々しく生きる年数を長くしなければいけないと思いますし、だからこそフレイル対策、フレイル予防が必要だと私は考えます。

そこで、本市ではフレイル予防としてどのような活動を行っているのかお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、広く市民の皆さんに伝えるフレイル、介護予防に関する啓発、普及啓発活動というものをこれまでも実施をしております。

毎年、介護予防市民公開講座というものを開催させていただいておりますが、令和5年度は、講師として、介護費用の減少や令和3年度の健康長寿日本一の実績のある大分県の担当者の方から、フレイル対策の必要性について、市内3会場つないでのリモート研修会を開催をしていただいて、多くの市民の皆さんから参加をしていただいたところであります。

御案内のように、市内には元気広場、高齢者サロンでありますとか、百歳体操グループなどの集いの場というのが40か所ございます。自主的に介護予防の取組を継続しているところでありまして、定期的な、市としても必要に応じて支援を行っているところであります。

また、個人の介護予防活動を支援する仕組みとして、元気づくりポイント制度なども実施をしておりますし、また、令和5年度よりは、議会でも御報告申し上げましたが、認知症アプリでの介護予防なども実施をしているところであります。早期に適切な支援につなぐための効果的なアプローチとして、基本チェックリストというものを活用して、フレイル改善の必要性の高い対象者を把握をして、個別支援あるいは健康教室などを提案して実施をしているということです。

今後とも、心身の健康状態あるいは生活状態

に応じた様々な介護予防、自立支援のための事業展開などを進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 答弁をいただきましたけれども、活動としては、フレイルの研修をリモートで行ったり百歳体操を行っている、健康ポイント制度なども導入しているということで、多くの活動はやっているのかなと思ったところでございます。

富士見市では、自分では気づきにくい衰えを客観的な手法により自覚し、自ら介護予防活動に取り組むきっかけをつくるとともに、虚弱層を発見し早期に介入できる仕組みをつくり、また、高齢者がフレイルサポーターになることで、社会参加と地域での活躍の場を新たに設け、健康長寿を実現するまちを目指していくことを目的にしているとのお話でございました。私の年代の方たちが先輩たちをサポートして、健康長寿に貢献することは、一市民として大切なことだと思いますので、まだまだ啓発が必要と感じています。

高齢期には心身に様々な変化が生じるものの、自分自身で気づき対策を取ることは難しいのが現状です。心身を衰えさせやすい生活についての認識を持ち、予防対策を取ることで健康を維持できるというフレイル予防の考え方を普及啓発することが、大変大事なのではないのでしょうか。

質問の最後になりますが、視察地の富士見市でも取り入れている東大式フレイルチェックの導入について伺いたいと思います。

東大式フレイルチェックとは、東京大学高齢社会総合研究機構がプログラムを開発し、住民による住民のためのフレイル予防を全国に展開している。開発したフレイルチェックのシートを使って、というのは、こういうものでありますけれども、（資料を示す）これは東大さんで

出しているフレイルチェック表でございます。
あとアンケートなども、同じく東大で出しているというものでございます。フレイルチェックのシートを使って、同じ測定、同じアンケート等を実施し、健康の輪を全国で広げようとしている事業でございます。

全国26都道府県、101市区町村が導入しているということでございますが、山形県はゼロ件と聞いています。

最後の質問になりますが、本市でも東大式フレイルチェックを導入し、フレイルの予防に力を入れるべきと考えますが、御所見を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま議員から御指摘ありました、東大式フレイルチェックに基づき作成されております東京大学高齢社会総合研究機構のフレイルサポーターによる地域活動であります。本市の場合は介護予防サポーターによる地域活動として実施をしているところでございます。

本市の場合、平成27年度より介護予防サポーター養成講座を実施をして、フレイル予防に関する運動、栄養、口腔機能、認知機能などを学び、講座修了後は、介護予防サポーターとして様々な介護予防活動に取り組んでいただいているところであります。

現在、60歳から70歳代を中心に82名の方が登録をしており、令和5年度は、新たに老人福祉センターやフローラ・SAGAEを会場に、地域介護予防活動を実施するなどの活動の輪を、幅を広げているところであります。

また、高齢者のフレイル兆候への気づきを促す客観的数値として、握力測定、それから5メートル歩行、タッチアンドゴーなどの体力測定を実施をして、参加した高齢者が自分自身の身体の状態をチェックすることで、改善への意識や行動を変えていくきっかけとなるよう働きかけを行っております。

市が実施をしておりますのは、国の介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインというのがありまして、これに沿った取組をしているところであります。

これは東大式のイレブンチェックと同様なフレイルチェックの内容を含んで、さらに運動機能、食生活等栄養状態、それから口腔機能、閉じ籠もり、認知機能、抑鬱気分項目を加えた25項目から構成をされて、こういうチェックリストがあるんであります。資料を示す構成されている基本チェックリストを活用して、総合的な生活機能全般の機能低下を把握するものになっているところであります。我々としては東大式フレイルチェック同様の効果が得られているというふうに考えているところであります。

ちなみに、本市の令和4年度末における65歳以上の要介護認定率というのは16.5%、要介護認定者数というのは2,163人になっております。この事業開始当時の平成27年度は、要介護認定率19.7%、要介護認定者数2,399人で、それが令和4年度の数字になりますと、どちらも減少傾向になっているところであります。

これは日頃の介護予防に関する取組でありますとか、本市の介護予防対策の成果なのではないかというふうに考えているところでありますので、今後とも引き続き、これらの介護予防事業推進をして、健康寿命の延伸を図っていききたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** フレイルサポーターも82名おるということで、いろんな事業もやっているということで安心はしましたけれども、ただ、やはり、私、東大式を導入したらということは、やっぱり健康の輪を全国的に広げる、同じ目線で、目標がここということでやっていくということも非常に大切なことのような気がします。

そして、早くから介護予防活動に取り組むには、心身の機能低下に対して、早期に介入する

仕組みづくりが求められています。また、富士見市では、予算的にも76万円程度ででき、何よりも我々のような少々元気さが残っている高齢者がサポーターになって、フレイルの心配がある高齢の方の手助けをして健康の一助となれば、お互いに健康に対する意識が上がるのではないかと。そのためにも、ぜひ東大式を導入して、健康で長生きできる寒河江市であっていただきたいとお願い申し上げ、フレイルに関する質問は終わります。

次に、通告番号4番、中学生の部活動改革についてお尋ねをしたいと思います。質問に入る前に、1月の30日、議会広報委員会と寒河江高校生徒会19名の生徒さんによる意見交換会を開催しましたので報告いたします。

今回の意見交換会は、ワールドカフェ方式での開催で、私たちが昨年の8月に2日間研修を受けての初の実践でございましたが、太田陽子委員の司会で、それなりにできたのではとの感想でございます。

中身に関しましては、1つには寒河江のよいところ、2つには寒河江の悪いところ、3番目が寒河江の10年後について話し合いが行われました。政策提言や要望に結びつけたらとの意見もありましたが、そこまで仰々しくしなくてもとの話もありましたので、私の一般質問の中で、特に市長と教育長に、ぜひ5月号のLetterを読んでいただきたいとお願いするということがございましたので、ぜひ読んでいただくようお願いをしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

令和5年度より、休日の部活動を段階的に地域のクラブ活動に移行していく。この取組に関して、過去にはなかった大きな改変であり、地域や子供たち、保護者からも不安の声が上がっているのが実情です。

部活動改革については、国のほうも何度も方針を変更するなど、教育委員会も含め、本当に

大変だったろうと思っております。

私は、現在、寒河江市ソフトボール協会の会長を務めておりますので、部活動改革につきましては何回か説明を受ける機会があつて、大体のところは理解できましたが、多くの市民の方は理解ができていないのではないかと思います。部活動改革について一般質問をさせていただきます。

私は、今まで、中学校は勉強と部活をするところと思っておりましたので、学校が休日の場合は部活も休みとのことでございますが、どのような背景から部活動改革に至ったのかを伺いたい。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 部活動改革の背景ですけれども、これまでの部活動は、顧問の教師の指導の下に、そして教師の献身的な支えにより学校教育の一環として行われてきました。また、部活動は、体力や技能の向上以外にも、異年齢の生徒同士の交流、そして生徒と教師の好ましい人間関係の構築を図って、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、多様な学びの場として教育的意義を有してきました。

しかし、少子化の進展、教員数の減少、部活動数の減少等により、部活動をこれまでのように持続することが大変難しくなってきました。加えて、生徒側から言えば、単一の学校でチームを組むことができないということ、それから、学校に入りたい部活動がないこと、専門的な指導を受けることができない場合があることなどの課題があります。教師側から見ても、時間外勤務時間の理由の多くが部活動指導であること、競技や種目の経験のない教師が指導せざるを得ない場合が多いこと、休日でも部活動の指導を求められることなどの課題が挙げられます。

こうした状況を受けて、文部科学省から、持続可能な部活動と教師の負担軽減、この両方を

実現できる改革が必要というふうな観点から、休日に教科の指導を行わないのと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わることが必要ない環境を構築すべきであること、また一方で、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要であるというふうな方向性が出されました。

子供たちが将来にわたってスポーツ、文化芸術活動に継続的に親しむ機会が確保できるように、学校と地域が連携して、持続可能な活動環境の整備が求められています。

また、教師の働き方改革の面からも、部活動改革が進められている状況です。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁をいただきました。

これまで教育活動の一環として考えられてきました部活動の運営が、少子化など昨今の様々な状況により難しくなってきたようです。そんな状況を改善するために、部活動の地域移行を推進することが文部科学省の方針で決まったとのことですが、そこでお尋ねします。

部活動改革の目的はどういったものか伺いたい。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分とします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 部活動改革の目的については、山形県としては、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術環境の構築と教師の働き方改革の推進の両立を挙げています。

これは、先ほども申し上げましたように、少子化が進展する中、学校の部活動をこれまでと同様に、同様の体制で運営していくことが難し

くなってきており、学校や競技等によっては存続が厳しい状況にあるためです。

また、専門性や意思にかかわらず、教師が顧問を務め指導するこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

そこで、将来にわたり生徒がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくりが求められています。

寒河江市におきましても、生徒の主体性を育む活動を支援するため、生徒自身が選択し、参加できるスポーツや文化活動環境を整えること、また、教員の時間外勤務時間の削減を目的としているところです。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 確かに、我々も教職員の働き方改革と言われますと、一概に反対なんだということも言っていられないのかな。何か先生に成り手がないなんていう、そっちこっちから聞こえてきております。そんな意味からも、部活動改革も必要なのではないかなと思っているところでございます。

令和5年5月31日に行われました寒河江市中学校部活動改革検討委員会の資料を見て質問をさせていただいておりますが、寒河江市の方針として、令和5年度の新中学1年生から学校部活動は任意加入とすると書いてありましたが、寒河江市の中学校部活動の任意加入の状況について伺いたいします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 部活動の任意加入についてですけれども、活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、任意加入が前提であります。しかし、これまでは学校の方針として、全生徒が原則として部活動に加入するというふうにしていました。

今年度より、寒河江市内の中学校では、新入生の部活動への加入は任意とし、2・3年生に

についても部活動の継続について意思確認をしたところです。

その結果、令和5年6月末の状況としては、市内の中学校の生徒1,050名のうち、運動部文化部に加入している生徒は919名で約87%、外部の地域クラブ等へ加入している生徒は93名で約9%、無所属の生徒は38名で約4%というふうになっております。

なお、1年生では、既存の部への加入が約82%、外部のクラブ等への加入が約11%、無所属の生徒は約7%となっています。

これまでは何らかの部に籍を置きながら外部で活動していた生徒もいたわけですが、今年度からは、すっきりとした形で外部での活動に集中できる状況というふうになっております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ただいま任意加入の状況について伺いましたが、部活動に入部しないで高校受験に打ち込むんだというようなことであれば分からなくもないんですが、ゲームに没頭したり非行に走ったりしたら本末転倒でありますので、その辺は十分気をつけていただきたいと思います。

次に、休日の生徒の活動が地域クラブに受け入れられることにより生じるメリットとデメリットについて伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 休日の生徒の活動が地域クラブに受け入れられることにより生じるメリットについては、生徒が学校にある部活動の種目に限らず、自分の好きな競技や活動を選択することができること、また、平日は学校での部活動に参加して、休日は別のスポーツや文化活動に参加することも可能となること、生徒が専門の技術を持つ指導者から指導を受けることができること、また、教師の働き方改革が進み、ゆとりが生まれることなどが挙げられます。

一方、デメリットとしては、生徒が活動できる地域クラブの指導者や受皿の確保が容易でないこと、地域クラブ等へ加入すると、指導者への謝金、会場使用料、保険の加入などで活動費用が必要となり、保護者の経済的負担が出てくこと、活動場所への移動手段が課題となること、また、地域クラブの指導者側としては、生徒への指導について不安を感じるというふうなことなども考えられます。

なお、教育委員会としましては、デメリットの解消のため、各種競技団体や芸術文化団体への受皿としての働きかけを行っています。また、会場使用料等の減免の検討や、指導者講習会の開催等の計画をしているところです。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 やはりデメリットとしては親御さんの経済的な負担、この辺があるようでございますけれども、でも、大リーガーの大谷翔平さんを見ていますと、10年で1,000億円、こんな選手が育つわけでございますので、親御さんが、やっぱり経費を使ってもこういう選手を育てるんだというのであれば、それもやっぱり地域クラブに移行するというのもうなずけるというところでございます。

私はソフトボールに関係しておりますが、ソフトボールを例に挙げると、現在の部活動との違いや西村山の枠組みはどのようになるかについて伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 現在、部活動は、基本的には学校ごとに活動しており、練習や練習試合を行い、各種大会等へも参加しています。しかし、部員数の減少により、今年度の中体連の大会では単独校での出場ができない状況も見られました。ソフトボール部に関しても、合同チームで出場したチームが複数ありました。

今後、西村山の枠組みがどのようになるかについてですが、地域クラブができた場合

には、生徒は学校の部活動と地域クラブの両方に所属することもできます。

ただ、中体連主催の大会に参加する場合は、どちらから出場するかをあらかじめ決める必要があります。1人1競技、1つの所属からの出場となります。そのほかの各種大会の場合には、それぞれの大会要綱に従っての出場になると思います。

学校の部活動に所属している生徒数や地域クラブの人数、生徒の考え方、また、地域クラブの県中体連への登録の有無等によっても枠組みは変わっていくというふうに想定されます。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** コロナ禍で開催されなかったこともありました。西村山ソフトボール協会主催による中学生のソフトボール大会を郡大会の前哨戦として行っておりましたが、近年、ソフトボールのチーム数が大幅に減っています。廃部が朝日中と西川中、単独でチームをつくっているのが陵西中のみでありまして、混成チームが陵東中プラス大江中、陵南中プラス河北中でありまして、今年度、郡大会に出場予定チームは3校とのことでございました。近い将来は1校になることも考えられると指導者が言っておりましたが、これからどうなっていくのか心配であります。

次に、各種大会への参加についてでございますが、各競技の部員数が減り、今までのように単独の学校では出場しにくくなる、選抜チームのようになるのではないかと心配しておりますが、その部分に関しては、どのように変わっていくのか伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 現在は、中体連主催の大会の団体競技では、部員数の減少により単独校での出場ができない場合は、各競技の専門部で、学校同士をつないで調整して、合同チームを組んで大会に出場することもあります。

また、今年度より、地域クラブが中体連主催大会に出場することが可能となり、出場する際には、県中体連に地域クラブとして登録をすることが必要になりました。

地域クラブが中体連主催大会へ団体競技で参加する場合は、現状では地区大会からの参加ではなく、県大会からの出場となります。県大会の出場枠に地域クラブの出場枠が新たに設けられました。地域クラブが県内に複数ある場合は、地域クラブの出場権を獲得するために、地域クラブ同士で予選会を行う必要があります。また、地域クラブ所属であっても、個人種目については地区大会からの出場を認められています。そして、先ほども申し上げましたが、生徒は中体連主催大会に出場するに当たり、5月中旬に学校の部活動と地域クラブのどちらで出場するかを決めなければなりません。

今後も、地域クラブに加入しなくても、学校単位や合同チームとしての大会への参加は可能ですし、地域クラブから他校の生徒と一緒にチームを組んで出場することもできます。ただし、それぞれどれくらいの生徒が加入するかは分かりませんので、どのような形で大会への参加となるかは、予測し難いといったところでございます。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 皆さんが心配しておられるのは、これからの大会が素人の大会でなくて、プロチームの支配下にあるジュニアチームの大会になるのではとの懸念からのようでございます。

次が最後の質問になりますけれども、本市の部活動改革の進捗状況について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** スポーツ庁では、令和5年度から令和7年度の3年間で部活動改革の推進期間として、部活動において地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な

限り早期の実現を目指すというふうにしており
ます。

寒河江市においては、令和4年度より部活動
改革検討委員会を設置し、令和4年度に4回、
令和5年度には5回会議を開催しました。主に
生徒の休日の活動場所となる地域クラブの創設
や、指導者の確保と質の保証などについて協議
してまいりました。

検討委員の働きかけや、市教育委員会として
の説明や依頼を行い、受皿となることを検討し
ている競技団体や芸術文化団体は少しずつ増え
まして、地域クラブ化を目指して、実際に活動
を始めている団体も見られる状況です。

来年度は、そうした団体の運営体制を整備で
きるよう、スポーツ庁の実証事業への参加を検
討していきたいというふうに考えております。

これから地域クラブの活動が盛んになると、
教育委員会と部活動、地域クラブの間で連絡調
整が大切になってきます。その連絡調整を専門
的に行う部活動コーディネーターの配置も併せ
て進めていきたいというふうに考えております。

また、寒河江市の方針や今後のスケジュール、
学校、地域クラブ、市教育委員会の役割等を明
らかにした寒河江市における部活動改革のガイ
ドラインを、令和6年3月、今月ですけれども、
今月に策定する予定となっています。

今後については、令和7年6月までは、休日
の部活動の活動日数を段階的に減らし、令和7
年7月からは、休日の部活動は行わないことと
しているところです。

生徒の主体性を育み、生徒のよりよいスポー
ツ、文化芸術活動環境を構築するとともに、教
師の働き方改革の実現につながるよう、着実に
部活動改革を進めていきたいというふうに考え
ております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** この部活の地域移行というのは、
また、この課題というのは、もちろん舞台は学

校だと思うんですが、これは学校だけ
の課題ではなくて、地域全体の課題というふう
に捉えることで、前向きな期待、変化がもたら
されるし、地域にももたらされる非常によい機
会になるというふうに認識しておりますので、
ぜひ教育課だけで抱え込むというよりは、まち
づくりの中にどういうふうにそれを生かしてい
くのかということまで発想しながら進めてい
っていただきたいと思います。

ぜひ大変な問題であります、子供たちのた
めに頑張ってくださいようお願いして、私の一
般質問を終わります。ありがとうございました。

月光裕晶議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号5番、6番について、
5番月光裕晶議員。

○**月光裕晶議員** 月光裕晶です。よろしく願ひ
いたします。

通告番号5番、保育施設のこれからについて
質問をさせていただきます。

1年ほど前に、新聞に山形県は4年連続待機
児童ゼロと書かれておりました。ぱっと見はと
てもすばらしいことだと感じますが、続く文章
に、そのうち203人は申し込んだものの、入所
を保留したとありました。その保留した203人
は統計から除外されているそうです。

それから2か月後の新聞に、県外から移住し
た子育て中の親に関する投書がありました。移
住するに当たり、待機児童ゼロということを通
べた上で移住したが、近くに空きのある預けら
れる保育園がなかった。県庁や市役所に聞いて
みたところ、待機児童のほかに保留児童という
カテゴリーがあり、希望する園に預けられない
のは保留ということであり、待機児童には当た
らないということでした。市内のどこかには空
きがあるのかもしれないですが、その保護者や
家族にとっては現実的に通えないから、預けら

れないのと一緒にだということでありました。これは寒河江市のお話ではないのですが、全国的にこういった事例が多くあるようでございます。

こうして見ますと、待機児童ゼロとは、単に入園の申込数がトータルでの受入れ可能な数を下回っただけと取れます。

令和4年12月の議会において、後藤議員が新しい保育園に入園希望者が増加する傾向にあると発言しており、私も同じように感じております。

今、本市では、なか保育所、南部ひまわりこども園、柴橋おひさまこども園、そして、来年度に完成予定の寒河江にしねこども園と、新しい園が多くできている状況にあります。

そこで、ここ数年の入園希望者数の推移と、希望する保育園に内定をもらえなかった保留児童の人数と、併せて、その児童はどのような選択をしたかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市が入所を決定する保育施設の入園希望者でありますけれども、令和4年度は332人、令和5年度は357人、令和6年度は294人でございまして、各年度の4月1日現在における待機児童数はゼロということでございます。

御質問の令和6年度において希望する保育施設に内定をもらえなかった児童は37人でございます。うち22人が希望外の保育施設に入所、14人が幼稚園や認可外保育施設に入所、残り1名については家庭内保育を選択したと聞いているところでございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 やはり希望外の方が結構いらっしゃるようで。実は私も、2年連続ですが、希望のところに入ることができず、それはそれで仕方ないことでございますし、私のこの市役所に来る途中の保育園に入れさせていただいてるので、特に私のほうでは全く不便は感じては

いないのですが、中には結構特殊な事情を持った方もいらっしゃるようでございます。

そこで、入園に関わる入園判定の優先事項についてお聞きしたいと思います。

私は柴橋地区の在住であるため、どうしても柴橋地区の保護者の方の声を多くいただく機会があります。ですので、柴橋地区のことを例にお話するのは情報に偏りがあるかもしれませんが、市民の切実な声と思って受け止めていただければと思います。

去年もそうでしたが、また今年も、柴橋おひさまこども園がございまして、入れなかったという声が数件寄せられました。先日、担当課から頂いた資料によりますと、現在、おひさまこども園には、柴橋地区の子供より寒河江地区の子供のほうが多く通っているという状況にあります。そして、その地元の地区の子供は通うことができていない。こういった状況を知った保護者や地区民はどう思うでしょうか。

そうってしまったことにはいろんな要因があると思うのですが、例えば、自宅から職場の間にその保育園があるというのは、希望する理由にしっかりなるとは思います。しかし、おひさまこども園がある場所は、寒河江の地区でも、大江町寄り、朝日町寄りのちょっと離れたところでございます。そういった市町村に通勤する場合であれば、理解はできるのですが、全てがそういうわけではないと思います。やはり施設が新しいから希望する方が増えた結果ではないかと思います。

担当課の職員の方も御存じかと思いますが、入園できずに、隣の市町村の幼稚園に行く子供がいるような状況であります。先ほどの新聞の投書も、最後は、市や県は待機児童ゼロを宣言しているが、このように保留とされている人や不便を我慢して送迎している人がいることをどう受け止めているのだろうかと締められていました。

こういった新しい施設に希望者が多くなり、地元の希望する子供たちが通えないという状況は、地元に住む住民はもちろん、転入を検討している小さな子供を持つ家族などには、かなり重大な問題ではないかと思います。保育士の方も、やはりこのような状況は少しおかしいのではないかと感じているようです。

この件に関しまして、前回、後藤議員が質問されたことと同じ内容になってしまうかもしれませんが、改めて御所見をお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子育てと仕事の両立を支援していくために、保育施設の果たす役割というのは大変重要なわけであります。

入所施設の決定ということについてでありますけれども、月光議員御指摘のとおり、令和4年第4回の定例会で後藤議員からの御質問に回答しているのでありますが、重複するところもあるわけでありまして、改めてお答えをしたいというふうに思います。

入所施設の決定に当たっては、保護者の状況というものを点数化させていただいているわけでありまして。細かく申し上げますと、一月の就労時間数によって点数が異なっております。また、疾病や障がい、介護や看護を行っているという状況によって基本点数が決まってくるということでもあります。また、申請児童や兄弟などの方に障がいがある場合には、その状態に応じた点数が基本点数に加算されるということもありますし、また、家庭の状況、例えば一例を申し上げますと、兄弟が現在利用している保育施設と同じ保育所の入所を希望する場合には、調整点数として基本点数に加算をするということになっておりまして、その点数に基づいて入所決定を行っているところでございます。

ただ、保育施設というのは、おおむね各小学校単位に満遍なくあるわけで、大体均等にある

んでありますけれども、御案内のとおり、地域、地区ごとに人口には偏りがある、均等ではないところがありまして、新しい保育施設や通勤に便利な市の中心部にある施設に希望が集中する傾向が見られるところであります。そういったことから、厳しい御指摘をいただいておりますけれども、必ずしも自宅や職場の近くの保育施設に通うことができる状況にはない場合もあるということでございます。

市としては、保育に欠けるお子さんを預かるということでありまして、基本的に、あくまで保育の必要性を第一として、点数が高いほうから決定をしていくということになりますが、ただ、希望との兼ね合いもあるわけでありまして。

先ほどお話ありましたが、多くの宅地が分譲された内の袋とか小和田地区というのは、柴橋おひさまこども園に比較的近いということで、現在、希望施設の上位に柴橋おひさまこども園が選ばれているというふうにも我々は思っているところでございます。

保育施設の希望は、現在、第5希望まで受け付けさせていただいております。そういったところで、先ほど点数化をして、同一点数になる場合も出てくるわけでありましてね。その際は、複数の判断項目などを設定して判断をしていくということになりますけれども、学区内にあるということについても判断項目の一つとして活用させていただいているというふうに思います。

月光議員からもありましたが、学区内の保育施設に通わせたいという保護者の皆さんの希望というものは、切実な希望というのは、大変我々としても理解できるところでありますし、大変苦しい選択をしなければならないということになりますけれども、引き続き、提出された申請書の内容などを丁寧に丁寧に審査をして、精査をして、御家族様の状況ですとか家庭環境などを考慮して、誠意をもって入所決定をしてまいりたいというふうに考えているところで

あります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 前向きな御答弁をありがとうございます。どうしても保育園や幼稚園から小学校に上がるときに、人間関係があまり大きく変わってもらいたくないという保護者がやはり多くいますので、どうしても小学校のある地区の保育園などに入れたい保護者の方というのが、そういった希望が多く出てくるかと思えますので、今後も御検討のほうをお願いしたいと思えます。

それに関連はするんですけれども、ちょっと今回は特殊なお話をいただいておりますので、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思えます。

中郷地区のお住まいの方で、職場がこの市役所の近くにあるんですけれども、上の小学生のお子さんが軽度の障がいがあるために、朝は必ず学校まで送っていつているそうです。御主人は単身赴任中であるということ。したがって、柴橋のおひさまこども園となか保育所でないと、特に冬場などは始業に間に合わないために、その2つを希望したそうです。しかし、結果は別の保育所への内定でした。状況を説明するために子育て推進課のほうに行ったそうですが、状況が変わることがなく、おひさまこども園の教育枠で通う決断をしたそうです。しかし、教育枠では土曜の保育が午前中のだけのため、土曜も出勤のある職場で働くその方は、正社員になるということを諦めざるを得なかったとのことでした。

こういった特殊な事情をお持ちの方もいらっしゃる。このような状況の方には、しっかりと面談などをしてお話を聞くという措置が必要となってくるかと思えます。

今後、そのような体制を整備していかなければならないのではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 実際、入所の受付の際には、基本的に障がいの有無などの、それだけではありませんが、特殊な事情について、保護者の方々から直接確認をさせていただいているところでございますが、今回、御質問もいただきましたので、改めて特殊な事情などをしっかりと酌み取ることができるように、聞き取り方法などの体制についても検討していきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 お願いいたします。

提出書類には、軽度の障がいですと、障がいの手帳ですとかそういったものがないために、書類にはそういったもの、証明できるものがあれば添付してくれというような内容がありますので、ぜひ、そういった手帳がない方もいらっしゃると思いますので、軽度の障がいの方もいらっしゃると思いますので、そういった方たちも救えるような制度をつくっていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、保育士の増員についてお聞きしたいと思えます。

先日、政府は、国の基準より保育士を増やした保育所に対する運営費を加算し、支援を強化する方針を決めました。県でも保育士の人材確保には取り組んでいるようで、保育士養成校の学生向け修学資金の貸付けや中高生対象の保育士の魅力発信セミナーなどを実施しているようです。裏を返せば、それだけ今、保育士の人材確保が難しい、喫緊の課題になっているということではないでしょうか。

さて、本市では、国の基準よりも多くの保育士がもう既に配置されているようで、本当にありがたいことだと思っております。ということは、保育士の数は変わらず、単純に該当するケースの運営費だけが支給されるということになる状況かと思えますが、私は、保育士の人材確

保は難しい今、まずは現在働いてくださっている保育士の待遇を改善するのが最優先ではないかと感じております。

世の中には、保育士の資格は持っていても違う職業に就いているという方がたくさんおります。その原因としては、責任の重さ、事故の不安、保護者との関係が難しい等が挙げられます。

現役の保育士さんが離職を考える理由としては、実際賃金が希望と合わない、自分自身の体力、健康の不安、休暇が少ない、取りにくいなどが言われております。

そこで、その加算された運営費の一部でも保育士の待遇の改善等に使用するべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 月光議員から御指摘ありましたが、国のほうでは、令和6年4月から3歳以上児の保育士の配置基準というものを、3歳児については20人に1人を15人に1人に、4歳以上児については30人に1人を25人に1人ということに見直しをして、この基準以上に保育士を配置している保育施設などに対しては、運営費の加算を行う方針を示しているところであります。

この配置基準の見直しには、保育に影響がある場合には、この配置基準を適用しないとの経過措置が設けられる予定となっているわけでありすけれども、市内の保育施設などでは、現時点でこの新しい配置基準を満たしているものと理解をしております。

しかし、保育施設などにおいては、配慮が必要な児童への対応など、保育士が不足しているという声も聞いております。

保育士確保のため、保育士の労働環境の改善とともに、議員御指摘のような賃金等の処遇改善も必要ではないかというふうに考えているところであります。

そういった関係で、加算された運営費の使途については、現時点で示されているわけではあ

りませんが、保育士の希望者が増加するよう、各保育施設などにおいて、ぜひ設置者の方からは、中長期的な視点に立って、保育環境の改善、さらには処遇改善に活用していただければと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、人口減少への対応についてお伺いいたします。

政府は異次元の少子化対策と言っておりますが、要するに少子化が異次元なレベルで大変なことになっているわけでございます。

先ほどの質問で、保育士の増員が喫緊の課題と言いましたが、近い将来には子供が少なくなり過ぎて、保育施設や保育士が余ってしまう状況が訪れるのは間違いないと思っております。

では、そういった状況になってしまったら、多過ぎる保育施設や保育士はどうすればいいのでしょうか。

日本政府は、何十年も前から少子高齢化になることが分かっていたにもかかわらず、有効な対策を行ってこなかった結果、今の大変な少子高齢化があるわけであります。

本市でそういったことにならないよう、保育施設の統廃合や、保育士の新たな受皿となるような職業を模索するなど、今のうちから、保育施設や保育士に対して検討していくべきことがあるのではないかと考えておりますが、御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市立の保育所の場合ですけれども、御案内のとおり施設も老朽化が進んでいるなどということで、そういった施設については、施設の統廃合を考える時期も来ているわけでありす。

なか保育所を除く、みいずみ分園、しらいわ保育所、たかまつ保育所については、出生数の

動向などを慎重に見極めながら、その在り方を検討していく必要性があるかというふうに思っているところであります。

一方、民間の保育施設などの在り方については、各施設の設置者の方のほうで考えていただくということになるわけでありすけれども、保育士の有資格者については、学校保育の指導員、あるいは障がい児通所施設職員など、様々な職場での需要が見込まれております。

市といたしましては、必要に応じて、保育士の新たな受皿となるような情報を、適時適切に提供していけるように努めていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** もう考えてくださっているようで、そして保育士さんは至るところで需要があるというお言葉を聞いて、少し安心しました。ぜひこれからも検討のほう、よろしく願いいたします。

では、次に、通告番号6番、児童虐待についてお伺いいたします。

先日、令和4年度中の児童相談所が児童虐待の相談を受けて対応した件数が、過去最多の21万9,170件、32年連続で増加したことが、こども家庭庁のまとめで分かりました。その中で、暴言や態度などで心を傷つける心理的虐待が59.1%、身体的虐待が23.6%、ネグレクトが16.2%の順でありました。本県でも近年増加傾向にあり、本市でも虐待の実態は少なからずあるということでした。

先日、人口は減っているが世帯数は増えているという統計が出ました。それに加え、保育施設を利用する保護者も増えております。これは核家族化がかなり進んでいることではないかと考えます。そういった核家族化が進行していくと、児童虐待の実態が表面化しないという弊害があります。

ここ最近では、児童虐待のニュースも頻繁に

やっております。日本で生まれた全ての子供には、適切な教育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られることを保障される権利があるはずです。そういった虐待を受けている子供たちをいち早く救うには、早期発見が重要になってきます。早期発見はとても難しく、解決していくのは困難なことかもしれませんが、やるべきところはあるかと思います。

先日、歯医者さんとお話をさせていただく機会がありました。そのときに、歯科健診などで虐待を発見することはあるのかとお聞きしましたら、やはり歯科医師さんが見ると、すぐに分かることも多々あるようで、例えば、長い間虫歯が治療されていない状況であれば、ネグレクトを疑うですとか、口腔内に殴られなければつかなような傷痕が多数あれば、身体的な虐待を疑うそうです。

保育士さんにもお話を聞きますと、着替えをさせたときに、服で隠れているところにだけあざができていたりですとか、毎回違う場所にあざがあったりですとか、自然につかないのではないかという傷があったりですとか、そういったケースがあるようです。

そのようにして見つかる虐待も多いようですので、やはり早期発見には各機関との連携が重要であるため、本市でもより一層強化していく必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 児童虐待の早期発見、そのためには関係機関の連携というのは大変大事だというふうに思います。

本市における児童虐待の早期発見に向けた関係機関との連携でありますけれども、養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者等を早期に発見し、適切な支援につなげていくことを目的として組織をつくっております。県の児童相談所、県の村山保健所、それ

から警察署、それから寒河江市の医師会、寒河江市幼児教育連絡協議会、寒河江市PTA連合会、教育委員会などで構成する子育て支援ネットワークであります。要保護児童対策地域協議会というふうなネットワークをつくっております。

先ほど来、お話にありますと、医師会の先生だけじゃなくて歯科医師会の先生も入ったほうがいいというふうにも思うわけですが、そういうネットワークにおいて情報を共有して、適切な支援の検討を実施を行っているところであります。

中でも子供と日常的に接する保育所、それから認定こども園、幼稚園、中小学校などとは連携を密にして、迅速に情報を共有しているところでありまして、さらには乳幼児健康診査、あるいは育児相談などの関わりの中で、虐待リスクの予兆を早期に発見をして、支援につなげていくことができるよう努めているところであります。

また、令和6年度からは、施政方針などでも申し上げましたが、虐待の未然防止と個々の家庭に応じた切れ目のない支援ということを目的にして、子ども家庭センターを設置をすることにしております。母子保健機能と児童福祉機能の一体化を図って、相談体制を強化していく、そしてネットワークとの連携強化もさらに進めて、児童虐待の未然防止及び早期発見の体制づくりを進めていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

月光議員。

○月光裕晶議員 では次に、被害者や家族のケア

についてお伺いいたします。

虐待が発生する家庭は、保護者の性格や経済問題、すみません、早期発見の重要性についてですね、虐待通告についてお伺いいたします。

虐待が発生する家庭は、保護者の性格や経済問題、夫婦関係、近隣関係など多様な問題が、複合的、連鎖的に作用し、何らかの支援を必要としている家庭である可能性があり、育児不安や生活のいらいら、孤立感などから始まることが多いとされています。

虐待の早期発見には、地域の方々の気づきが必要です。しかし、なかなか通報することができないというのが現状のようです。通報しない理由としては、やはり緊急性がないと通報しにくい、単に泣いているだけかもしれない、単にがみがみ言っているだけかもしれない、そういったことで、はっきり虐待と分からないケースが多いそうです。

そのほかにも、自分が通報したということが周りに知れると嫌だ、近所での付き合いが悪くなる、その家の人と人間関係が悪くなるというものがありました。

そして、実際に通告しても、虐待でなかったことも多くあるようです。全国の児童相談所のデータを調査したら、身体的虐待でも、実際半分はそうでなかったということがあったようです。

しかし、誤報は多いから駄目だということではありません。虐待を本当に防ごうと思ったら、現時点では誤報は半分ぐらいあってもいいというくらいにやっていかないと、本当の家庭内の虐待はなかなか見つからないのではないのでしょうか。

そういった事実と相談・連絡を受けた機関では、誰が通告してきたのかなど、個人情報や秘密を守る義務があるなどの情報はもっと周知し、虐待の早期発見につなげていかなければならないと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 虐待通告についてお答えをしたいと思います。山形県において虐待と認定された件数、長期的には増加傾向にあります。平成30年度に500件を超えて、令和元年度以降は600件を超える高い水準で推移をしているところであります。

寒河江市における認定件数でありますけれども、過去5年間では平成30年度が10件、令和元年度が37件、令和2年度が25件、令和3年度は24件、令和4年が14件というふうになっております。

令和元年度に認定件数が大きく増加している背景でありますけれども、その当時、東京都目黒区や千葉県野田市で死亡事例などがあって、社会の児童虐待への関心が高まって、保育施設、それから学校、住民からの虐待通告が増えたこと、また、警察から児童相談所への積極的な通告などがあったことなどによるものと考えられております。

本市におきましては、午前中申し上げました子育て支援ネットワークを軸として、虐待が疑われるような気がかりな段階から、積極的に関係機関と情報共有をして、連携して子育て支援を行っているところであります。

今後におきましても、虐待と認定される前の段階から、相談や通告がしやすいように、虐待防止に関する周知を広く行って、地域全体で子供の安全安心を見守る体制づくりを、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 確かに、痛ましい事故がニュースですとかそういったもので流れると、どうしても意識がそちらに向きますので、そういったことで通告の件数が多くなるというのは、とてもいいことだと思いますし、やはりそういった意識の醸成が必要になってくるのかなと思いますので、ぜひこれからもそういった周知のほう、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、被害者や家族のケアについてお聞ひします。

虐待を受けた子供の心を救うためには、保護者の代わりに、大人が1対1の関係を築き直し、愛着を結ぶ関係をつくる育て直しが必要なことがあります。また、大人になっていく過程に寄り添ひ、長期間相談に乗る人や相談先が必要です。

成長に伴って深く悩むのは、例えば、思春期、恋愛をして結婚を考えると、結婚して子供をつくろうかと考えたとき、そして、実際に子供が生まれたときです。

虐待を受けた子供を支援することとは、早期に発見して保護すること、そして、安全な生活を保障し、必要なら治療的環境に置くこと、信頼できる大人との1対1の関係をづくり上げることから始まって、その子供が大人になり、結婚、子育てまで継続して支えるということになります。

子供虐待とは、少子化や家族崩壊と深いところでつながっている社会問題です。虐待されている子供を救おう、子育て中のお母さんを応援しようという認識は共有されつつありますが、虐待を受けた子供が大人になり、家庭を持つまでの一生を連続して支える応援策も、国や市町村、地域社会でつくっていくべきではないでしょうか。

一方で、虐待をしてしまった親へのケアも必要であります。支援策としては、精神症状の治療等が代表的なものになるかと思ひます。

今後も児童虐待は増加し続ける傾向にありますが、その中で、被害者やその家族のケアは、より一層深い段階で必要となってくるかと思ひますが、今後どのように対応していかれるのか、御所見をお伺ひいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 虐待を受けた子供さんとその保

護者など、家族への支援やケアということであり
ますけれども、虐待の内容によっては、子供の
安全を確保するため、迅速に児童相談所につ
なげていく必要がありますし、また、精神面
において医療を必要とする保護者については、医
療機関につなげるなどの、専門機関と連携しな
がら継続的に支援を行う必要があるわけであり
ます。

どのケースにおきましても、保護者など家族
が子供の健やかな成長のために、良好な関係を
築いていくことができるように、子育てにおけ
る困り事や悩みを丁寧に酌み取って、解決方法
を一緒に考える、いわゆる伴走型の相談支援を
行っていかなければならないというふうに考え
ているところでありますし、そういうふうにで
きるだけ努めているところであります。

また、場合によっては、御指摘がありました
けれども、臨床心理士による専門相談につなげ
るなどして、子供と保護者等家族の心理面のフ
ォローも行う必要がございます。

これまでも、子供とのより望ましい関わり方
を学ぶことができるペアレントトレーニングな
どということを実施をしてきたわけでありませ
ども、令和6年度からはさらに内容を充実
をさせながら、健全な親子関係の形成に向けた
支援体制をさらに整備充実してまいりたいとい
うふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 被害者の虐待を受けた傷とい
うのは、本当に後々まで残ることかと思いますが、
大人になっても継続してケアをしていただける
ようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、増加傾向への対策についてお聞きしま
す。

山梨県立大学に、児童虐待の問題に特化した
全国初となる大学院、人間福祉学研究学科が
2024年度に開設されるようです。日本を代表す
る子供虐待の研究者3人が特任教授を務め、理

論と実践を通して、虐待の早期発見、早期対応
に貢献する人材を養成し、同時に虐待やネグレ
クトを受けた子供への影響、虐待する親、家庭
の特徴などを専門的に学び、相談業務や子供の
ケアを担当できる高度な技能を持つ人材を育成
する機関を目指しております。

やはり、こういった専門の人材を育てなけれ
ばいけないほど、児童虐待はこれからもっとも
っと大きな問題になっていくのではないでしょ
うか。

それでは、最後に、今後も増え続けるであろ
う児童虐待について、安心して子育てをするな
ら寒河江市と、住んでいる人にも、これから移
住などを考えている人にも思ってもらえるため
に、専門的な人材の育成なども踏まえて、どの
ように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺
いたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、御指
摘のとおり、これまでも妊産婦から子育て世代
まで、切れ目のない支援体制を推進してきたわ
けでありますけれども、令和6年度からは、先
ほども御説明申し上げましたが、子ども家庭セ
ンターというものを設置をして、相談支援体制
をより強化していくことにしているところであ
ります。

これは、母子保健機能と児童福祉機能を一体
化したセンターということで、保健師や社会福
祉士などの専門職による包括的な支援というも
のを実施していくことにしておりますし、また、
会計年度任用職員である子ども家庭支援員を含
めて、センター職員には継続的に専門的な研修
の機会というものを設けていくことにしてあり
ます。

さらには、日常的に県の児童相談所からの助
言・指導を仰ぎながら資質の向上に努めていく
ことにしております。

また、虐待やネグレクトへの対応に加えて、

ヤングケアラーの実態調査などを実施をしていくということにしておりますので、より一層安心して子育てができるような環境整備に、一層努めていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 子ども家庭センターですね、期待しておりますので、ぜひこういった問題を一つ一つ解決していけるように、人材の育成なども力を入れていただけるとありがたいと思っております。

先ほども言いましたが、虐待のニュースが流れるたびに、そういったニュースを見るだけで、本当に私も小さい子供がいますので、心が痛むといえますか、本当に聞くだけで嫌な気分になっております。そんな中で、少しでも救える子供が増えるように、子供を持つ親として願っております。

子育て関係の質問をさせていただいておりますが、他市町村に比べて、本市の子育て環境は素晴らしいものだと感じておりますので、ぜひその強みをもっともっと前面に出していただいて、子育て世代の人口増加を進めていただきたいと思いますと思っております。

これで一般質問を終わらせていただきます。

伊藤正彦議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号7番について、11番伊藤正彦議員。

○伊藤正彦議員 寒政クラブの伊藤正彦でございます。

元日のおとそ気分に入る間もなく、16時10分に能登半島を襲った最大震度7の地震発生から、2か月余りがたちました。この地震は、3月1日現在、災害関連死の疑い15人を含む241人の方々の貴い命を奪い、損壊家屋は7万6,810棟に上り、いまだ1万人以上が避難生活を送り、

輪島市や珠洲市など7市町では約1万8,000戸で断水が続いている状況にあります。車中泊も県で140人以上おられ、車内での寝泊まりが長引けば、体調の悪化や命を落とす危険もあると専門家は注意を呼びかけているそうです。

また、翌2日には、日本航空と海上保安庁の航空機同士が衝突し、日航機の379人は全員が無事脱出したものの、海保機の5人が亡くなるという事故も発生しました。海保機は被災地に支援物資を届ける任務を遂行する際の事故であり、事故原因はどうあれ、二次災害と言えるのではないのでしょうか。

亡くなられた方々の御冥福と被災された方々の一日も早い復旧・復興を心より御祈念申し上げます。

先日の市政の概況において、市長は本市への支援要請がないことや、市営住宅の提供を申し出ているということをお話しされました。寒河江市としても、機会があれば、ぜひ支援の手を差し伸べていただきたいと思います。

では、一般質問に入ります。

今回は、能登半島地震に鑑みて、防災危機管理について質問いたします。

通告番号7番、能登半島地震の教訓と今後の取組について質問いたします。

能登半島地震を振り返ってみますと、被害の状況は、先ほど述べたとおりですが、石川県内の犠牲者1月31日現時点の238人のうち、検死した222人の死因は、先ほど太田議員も言うておりましたけれども、家屋倒壊などによる圧死が41%、窒息・呼吸不全が22%、低体温症・凍死が14%という状況です。

なぜこのような被害が出たのでしょうか。家の造りにも一因があったようです。建設関係の専門家に伺ったところ、家の造りが昔風の柱と柱の間が広いという造りで、重い瓦屋根のため、あのような被害になったのだらうということでした。

能登半島は海に面しているため、瓦屋根の家が多く、重い瓦が残った家は潰れているケースが目立ち、ある人は、瓦が落ちなかったら家は潰れていたと話しているそうです。

そういう面では、本市の場合、被害形態は違ったものになると考えられます。が、しかし、安心するわけにはいきません。避難所の状況はというと、環境改善が進まず、1か月がたっても体育館の床に敷いたマットの上で、多くの人が雑魚寝の状態だということでした。

災害関連死、これは、地震による建物倒壊や津波などの直接の被害ではなく、避難所生活や車中泊による持病の悪化や疲労、ストレスなどで死亡することですけれども、今回は高齢者が衰弱して関連死するケースを目の当たりにしたという記事がありました。

高齢者が多い地域では、災害関連死が増えやすい。避難生活が長引けば、関連死のリスクはさらに高まるとして指摘されています。奥能登の高齢化率は50%前後で、全国平均よりも約20ポイントも高く、寒河江市の令和5年9月30日現在の高齢化率32.68%と比べても極めて高いことが分かります。

災害関連死を防ぐには、避難生活の環境をどれだけ改善できるかが鍵を握るとも言われています。昨年9月30日現在の本市の高齢化率は、白岩地区が約48%で最も高く、西部地区の各地区と三泉地区は40%を超えています。私の住んでいる箕輪は約57%、醍醐地区は約45%ですので、関連死要注意地域ということになるのかもしれない。

昨日の読売新聞には、独り暮らしの高齢者や障がい者など、災害時に自力で逃げるのが難しい避難行動要支援者が、能登半島地震で、被害が大きかった6市町で2万5,845人、寒河江は650人という先ほどの答弁ありましたが、奥能登、能登半島の地域人口全体の20.7%、5人に1人の割合が

避難行動要支援者だったという記事もありました。支える側も高齢化しており、助け合いにも限界がある、地域ぐるみの支援が困難になりつつあるということでした。

市長は、先ほどの太田陽子議員に対する答弁で、自主防災組織との協力、連携を述べておられましたけれども、いわゆる自助、共助、公助のうちの共助が、高齢化地域では成り立たなくなっているという大きな問題提起だと、私は取りました。

他方、インフラに目を移すと、これまた悲惨な状況で、発生から1か月の通行止め区間解消は3割、脆弱水道管の復旧は進まないという状況でした。

能登半島の断水状況はというと、6市町の断水、最大約5万5,000戸、1か月後で約4万戸、解消したのは3割にすぎない。2か月後でも、先ほど申し上げたとおり、1万8,000戸で断水が続いているという状況であり、最大約45万戸が断水した2016年の熊本地震は、1か月程度でほとんどが解消したということですが、大きな差があるようです。

その理由は、能登半島の6市町の水道管の耐震化率は、軒並み全国平均の41.2%を下回っているということにあると考えられるということです。

山形県内では、導水管、送水管を含む主要な水道管、基幹管路のうち、耐震性がある管路は4割余りにとどまっており、県によると、2021年度末時点で、県内の基幹管路のうち、大地震でもつなぎ目が抜けない管や、地盤の固さなどから、耐震性が認められた管の割合を示す耐震適合率は43.6%、全国平均は41.2%ですが、であり、県内35市町村のうち5市町が20%以下だということです。これらの状況を鑑みて質問いたします。

水は飲料水やトイレ、洗濯、入浴等、人間が生きていく上で欠かせないものです。地震によ

る断水被害を想定する指標の一つとして、水道管の耐震適合率があると思いますが、本市の水道の現状について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の水道管の更新に伴う耐震化の現状についてお答えを申し上げたいと思いますが、寒河江市におきましては、新第6次振興計画及び新寒河江市水道ビジョンなどに基づいて、水道管の耐用年数、重要度、漏水事故の発生状況などを考慮して、計画的に整備を進めているところでございます。

全国や県と比較できる直近の令和3年度末、先ほど令和3年度末の数字ありましたが、3年度末における本市の基幹管路の耐震適合率は44.4%になっております。全国平均よりプラス3.2ポイント、山形県平均よりもプラス0.8ポイント上回っているという状況になるかと思えます。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 本市の耐震適合率は高いということが分かりました。

インフラの老朽化が進むほど地震の被害は大きくなる、平時から優先順位をつけて、修繕や見直しを検討する必要がある、人口が少ない地域は真剣に考えないといけないと言う大学教授もおられます。

市としては、水道ビジョン計画に基づき、計画的に事業を進めていることと思いますが、このたびの能登半島地震を踏まえて、耐震化の整備を前倒しにすると方針変更した自治体もあるようです。本市では、現時点において、今後の整備方針の見直し等の考えはあるのかどうか伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ライフラインは大変重要であります。寒河江市におきましては、自然災害等による被災を最小限にとどめて、被災した場合であっても迅速に復旧できる強靱な水道施設を構

築するということで、水源や配水池などの水道施設の耐震対策、それから浸水対策、老朽化対策について計画的に取り組んでいるところでございます。

能登半島の地震を踏まえた水道管の耐震化の整備の考え方ということでありますけれども、能登半島地震を踏まえて、今後、被災地において水道施設の専門家による検証が行われるというふうに思いますので、計画の見直しについては、その結果を踏まえて、ライフサイクルコストなどを考慮しながら、将来にわたり水道施設の安全性が確保されるように、耐震性、耐久性、維持管理の容易性なども含めて検討してまいりたいというふうに考えております。それまでは、現在の計画に基づき、着実に耐震化を進めて、併せて、浸水対策、老朽化対策についても取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 寒河江市自体は、ほかの自治体に比べても、かなりそういうところは、先ほどの適合率を聞いてもしっかりしているという状況が分かりましたので、確実に計画にのっとって進めていただければと思います。

新聞には、山形市から2トンの給水車とともに派遣された上下水道部の職員のコメントが載っておりました。満タンにした給水車も約2時間で空になるような状況であった。水は重く、水が入った容器を運べない高齢者の代わりに、山形市から派遣された職員が車まで運ぶことも多く、高齢化が進む地域が被災した場合、よりマンパワーが必要になると痛感した。そもそも水道設備の被害を減らすため、老朽化した設備の更新や耐震化を計画的に進めていかなければならないと語っております。こういったことも、教訓事項として今後に生かすべきだろうというふうに考えます。

令和6年度の水道事業会計予算を、安全で安

心な水道水の安定供給体制の構築及び災害に強い上水道の持続可能な経営基盤の確立をテーマとして編成したというふうに述べられました。ぜひ所期の目的達成に向けてしっかりやっていただきたいと思います。

国交省によりますと、老朽化したインフラの割合は、2020年で橋が30%、トンネル22%、港湾施設21%、河川管理施設10%になるということであり、インフラの老朽化は全国で進んでおり、災害時のリスクとなっていると言われております。多くは高度成長期の1960年から70年代に整備され、建設から50年が老朽化の目安とされ、2040年には、橋で75%、港湾の66%、トンネルの53%が該当するということです。

ここで、平塩橋を考えてみますと、平塩橋は、耐震性の面では要件を具備しているのかもしれませんが、しかし、あの橋は車同士が離合できない橋です。こういった橋が緊急時に動脈として、果たして使いものになるのでしょうか。こういった観点からも、平塩橋の早期架け替えの必要性があると言えるかと思えます。

市長は、市政運営の要旨で、大雨などの災害対策などのインフラ整備を進め、住みやすいまちづくりを目指すとして述べられました。災害が発生するたびに、インフラの重要性が焦点となります。よろしくお願いいたします。

能登半島地震で、孤立集落の数をほぼ特定できたのは、生存率は急激に低下するとされる、災害発生から72時間が迫った4日朝だったそうです。今回は備えの甘さも問われているということです。

石川県の地域防災計画は、能登半島北方沖の地震が起きた場合、被害はごく局所的で、災害度は低いと推定しておりました。人口約2万3,000人の輪島市は、非常食を数千人分しか備蓄しておらず、発災初日でなくなったということです。

交通網が脆弱で、自衛隊の十分な配備が望め

ず、物資の備蓄も進んでいない地域は全国に多いそうで、過疎化や高齢化が進む中、地震大国日本が同様のケースに再び直面する可能性はあるということです。

備蓄と避難所に関しては、先ほど太田陽子議員の質問への答弁でいただいておりますので、現状はおおむね承知いたしました。備蓄計画の見直し等、いろいろなケースを想定して、想定外というようなことがないように、計画の見直し、立案をお願いしたいと思います。

今回の地震では、情報、道路が寸断され、初動が阻まれました。孤立集落ができた輪島市では、職員約280人のうち、元日に登庁できたのは約50人だったそうです。市立輪島病院では震度5強で、約200人いる全職員が参集する想定でしたけれども、今回は職員も被災、崖を乗り越えて4時間かけてやってきた看護師もいたが、参集できたのは、元日出勤の医師・看護師を含め約30人だけだったということです。

本市は大丈夫なのでしょうか。本市職員の災害発生時の参集基準について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 災害発生時におきます職員の行動マニュアルというのがありますが、それでは、勤務時間外の参集については、自分や家族、それから近隣住民の安全確保というものを最優先にして、自分の家屋と周辺の建物に閉じ込められた人の救出、それから初期消火を行った上で、災害の規模に応じて、定めた基準によって登庁するというマニュアルになっております。まず自分の家族、周辺を優先するというところでございます。

震度6弱以上の場合ですと、市では災害対策本部を設置をいたします。それは全職員を挙げて応急対策に当たる体制を想定しているところでございますが、その際は、車での参集は、交通渋滞でありますとか復旧活動の障害になるおそれがありますので、車での参集は避けて、公

公共交通機関でありますとか、バス、バイク、自転車、徒歩などによって、安全を確認しながら速やかに職場に参集してもらうということになっております。できない場合は、地区公民館など最寄りの市有施設に参集して、指示を仰ぐというふうになっているところでございます。

今、震度6弱以上の場合を申し上げましたが、なお、震度3の場合は、防災危機管理課、ライフラインを担当する建設管理課、上下水道課及び財政課の職員が参集をする。それから、震度4の場合は各課の課長などが参集、震度5弱から震度5強の場合は各課の係長以上の職員が参集する基準になっております。

能登半島地震では御案内のとおり、道路寸断などによってマニュアルどおりの登庁ができなかった状況があるわけでありまして。そういったことを踏まえて、災害時の身の回りの状況を的確に報告するとともに、ふだんから市有施設への経路でありますとか、日常の通勤手段以外の方法などについても、職員は考慮していくよう指導しているところでございます。

いずれにしても、市の職員が震度7強の地震があったときに、どの程度参集できるかというのは、なかなか読めないところがあるわけでありましてけれども、こういうマニュアルを事前に周知しながら、そして、その場合に備えながら、いろんな準備をしていくことによって、できるだけそういう参集の可能性の高い職員を募っていくというふうになろうかというふうに思います。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 やはり何かあったときには、この役所がしっかり対応するというのが基本になるかと思っておりますので、今、市長が述べられたような参集基準というものを、過去の事例等をよく参考にしながら、見直し等も含めてしっかり詰めていっていただきたいと思います。役所に来て誰もいなかったという状況では、やっぱ

り市民の方が困るでしょうから、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、倒壊した家屋や家具などの災害廃棄物、災害ごみについてです。

災害ごみは処理進まず、木造倒壊が大量で人手も不足している。家屋倒壊が相次ぎ、ごみの量は膨大だが、焼却施設の停止、道路の寸断、人手不足が重なり、1か月がたっても瓦礫がまちを覆っている景色が変わっていない。処理の遅れは復旧・復興を妨げる。他自治体との広域連携による早期対処が望まれるとありました。

災害ごみの量を見えますと、石川県で年間ごみ排出量の約7年分に相当し、珠洲市は132年分、輪島市は31年分、能登町は46年分、穴水町は96年分という災害ごみの量だそうです。放置されれば、復旧・復興の足かせになる。海上輸送も実施して、県内外の処理施設でも処理すると石川県では言っております。本当にこの数字を見ると、もう天文学的な数字というふうに、私は驚きました。

こういったごみの件は、広域行政組合の所掌になるのかもしれませんが、特に答弁は求めませんが、市でも災害廃棄物処理計画というのを2021年に策定をしております。このような状況を教訓として、見直す必要があるかもしれません。

次に、消防団充実の必要性についてです。私は12月定例会でも消防団について質問いたしましたが、改めて質問したいと思います。

本市消防団は、定員626人に対し、充足率は97.9%と非常に高いことを確認いたしました。しかし、今回の能登半島地震に際しての新聞の見出しは、「過疎地、消防力に限界」として、住民でつくる消防団は人手も機材も十分ではない。団員が、私らじゃ助けられないと消防署に電話をかけたが一向につながらない。珠洲市のある地域の団員は定員割れの15人で、連絡も取り合えない極限に近い状況下で、一緒に動けた

のは数人だけで、消防にも頼れなかったとありました。ある消防団員は、それでも何とか救えなかったかと、今も無力感を拭えずにいるということです。あと1メートル、命救えず、道路寸断、消防援助隊阻む、48時間後やっと現場にといった言葉が強烈なインパクトをもたらしました。

奥能登広域圏事務組合の消防署長は、同組合の消防署員は計166人であり、災害時は50分団に計約1,000人いる消防団が頼みの綱と言っています。救える命を救おうと必死だったが、人も資機材も足りなかったと振り返っています。発生当日、分署を含め39人で、3割超は参集できなかった。過疎地の消防力不足を露呈したと指摘され、石川県と中部圏の援助隊の隊員は、道路寸断で参集できない事態は思いもしなかったと話しているそうです。

静岡県でも伊豆半島を抱えており、危機感を持っているということでした。

本市の場合は、地理的に陸の孤島と化すような可能性は低いと考えますが、やはり頼みの綱は消防団です。私は、消防団の充実、単なる数字上のものではなく、実態を伴った精強な組織にするべきだと考えます。

1月に寒政クラブと公明クラブで、愛媛県松山市の消防団について行政視察する機会を得ましたので、ここで概要を紹介いたします。私としては、特に以下の4つが印象的でした。

愛媛県松山市は人口50万人の都市ですが、14年連続で団員数が増加しており、機能別消防団の充実強化にも大変力を注いでいることが分かりました。

松山市消防団の特性は、1つが女性消防団員の積極的な活用。女性分団を組織し、また女性副団長もいるということです。定員2,464人のうち女性団員が212人、実に8.6%を占めています。特に高齢化が進む過疎化島嶼部、要は離れ小島ですね、では、アイランド・ファイヤー

レディースとして、平成24年4月から採用しております。

2つ目は、郵政消防団員（ファイヤー・ポストマンチーム）です。郵政職員、要は郵便配達をする職員の方ですけれども、郵便物の配達により地域の事情に精通していることから、活動を災害情報の収集や本部への連絡、危険箇所の巡視などに限定し、平成17年4月から採用を開始しております。現在43人体制ということです。

3つ目が、大学生等消防団員です。専門学校生も含んでおり、避難所運営活動に従事し、未来の防災リーダーになることを期待して募集をしております。実際に消防署に入った者もいるということでした。寒河江市の場合、大学、専門学校がありませんので、これはちょっと無理なのかなという気もしますが、学生等消防団員活動認証制度というのもあり、就職活動を支援するという制度もありますので、考えてもいいのかなと思います。

4つ目が、事業所消防団員です。日中の消防力低下を補完するため、就業時間中の活動に限定した機能別消防団員を採用し、地域の防災力の強化を図るというもので、松山市にある企業の従業員でつくる消防団員です。作業服に企業のロゴもついております。今2つありまして、ネットトヨタ瀬戸内チーム、これは平成18年12月からで10名、フジファイヤーチーム、これはスーパーマーケットで、平成21年12月から11名といったところにあり、この4つは大変すばらしいなと私は感じました。目のつけどころ、発想もすばらしいなと感じました。

他方、6日、松本総務大臣が、減少が続く消防団員の確保に向けた取組を強化するよう、全国の都道府県知事と市区町村長に文書で要請いたしました。能登半島地震で被災地の地元消防団が重要な役割を果たし、地域住民同士の助け合いがいかに重要か痛感したとしています。

文書では、能登半島地震の発生後、地元消防

団員が消火や倒壊家屋からの救助に当たったと指摘。南海トラフ地震などの大規模災害に備え、消防団を中心とした地域防災力の強化を求めています。

団員確保を後押しするため、国としても、消防団の活動を総務大臣が表彰する制度を新設し、ドローンの活用など、団員の負担軽減につながる各消防団の事例集を作成したことも紹介しています。

先ほど紹介した愛媛県松山市の消防団の充実化への取組や総務大臣書簡を踏まえて、本市として、消防団のさらなる充実についてどのように考えるか伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、能登半島地震では、被災地の消防団が地域住民の命と安全を守るべく、懸命に活動されている姿が毎日映し出されていることが印象的であるわけでありませうけれども、そういう状況の中で、全国的に見ると、依然として消防団員が減少しているということと、十分な体制を構築していくことが、やっぱりどうしても、こういう状況を踏まえれば不可欠だということで、先ほど議員からもありましたが、2月の6日に入団の促進と消防団員のモチベーション向上に取り組むよう、改めて総務大臣から通知がなされたところでございます。

寒河江市におきましても、消防団の充実強化ということについては、これまでも様々な取組を進めてきたわけでありませうけれども、やはりその中で重要なのは2つあるかと思います。基本的には、やっぱり団員を、ある程度きちっとした人数を確保していくということと、やはり資質の向上をしていく、要するに訓練などを通して資質を高めていくということが大きく2つ重要なのではないかというふうに思っているところであります。

日頃から西村山消防本部などと十分連携をし

ながら、災害対応や人命救助のための研修会、訓練などを実施をしているわけでありませうけれども、本年度実施いたしました市の防災訓練の中で、救出・救助訓練などをさせていただきましたが、消防団員と消防署員が役割を分担して、効率的に対応する。瓦礫の下敷きになった車両からけが人の救出・救助などを行って、応急処置訓練などをしていく、そういう取組をさせていただいているところであります。

やはり限られた団員、それから限られた人数の中で、きちっと役割を果たしていくための連携、消防団と消防署員が日頃からの訓練を充実をして取り組んでいくということが大事ななというふうに思います。

それから、もう一つの大きな課題であります団員確保でありませうけれども、なぜ団員が増えていかないのか、減っていくのかということが言われるわけでありませうけれども、一つはやっぱり団員の負担が高い、大きいのではないかということがあります。そういった関係があつて、市のほうでも、消防団とも十分検討を加えて、市の消防の操法大会を、実施をこれまでしてきましたけれども、その見直しを行ってやめて、より実践的な研修会に切り替えております。そういったことが団員からも好評を得ているというふうになっております。

それから、なぜ若い人が消防団に目を向かないのかということを見ると、家族の方が、周りの方が、なかなか消防団に子供を入れることについて、もろ手を挙げて賛成をしないというような状況もあるというふうに思います。そういった意味で、市民の皆さんに、この消防団の役割というものを改めて理解をしていただくということが大変大事ななというふうに思います。

今回、柴橋地区で防災訓練と小学校の親子行事を連携をして、消防団員が防災教育に当たるなどという行事をさせていただいたところ、子供たちにとって、消防団の活動を知ってもら

ことについて、大変結果的によかったなどということを知っているところでもあります。そういった地道な活動、消防団についての住民の皆さんの、市民の皆さんの理解をさらに深めていくという取組を進めていかなければならないというふうに思います。

議員からは、松山市の消防団の取組などお話をいただきましたが、例えば女性消防団の充実、寒河江市でも女性消防団はいらっしゃるわけでありませうけれども、さらに充実をしていく。それから、事業所の消防団などということ、機能別の消防団の確保・充実などということは、大変我々としても参考になる内容だというふうに思いますので、その点については、消防団のほうとも十分話し合いをさせていただきながら、寒河江市消防団のさらなる充実に向けて取り組んでいかなければならないし、団員一人一人がやりがいを持って活動できるような環境がつけられるよう、体制の強化を図っていきたいというふうに考えているところでもあります。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** まさに市長が今答弁されたとおりにだと思います。団員をしっかり確保しないことには、資機材を十分運用できないという状況になりますし、資質の向上は当然必要です。やっぱり一番問題なのは、家族の理解ということですかね。この辺がどう対応していくかというのは難しい問題かもしれませんが。ほかに仕事を持ちながらの団員活動となりますので、そこをしっかりと理解してもらえようという形でPRして、家族の理解を得られるような方法を考えていただきたいと思います。

私は、今、松山市の例を申し上げましたけれども、ほかにもいろいろ成功している先進地があるのかと思いますので、その辺も参考にしながら、ぜひ今後取り組んでいただきたいと思います。

最後に、今回の能登半島地震からは、3.11と

は違った教訓が得られたと考えますが、市長はどのような教訓が得られ、今後どのように取り組んでいきたいとお考えかお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申し上げましたけれども、能登半島地震については、災害の状況については、いまだ復旧途中であります。本格的な検証はこれからという段階でありますので、教訓というにはまだ早い状況かというふうに思いますが、現時点において認識しているところを申し上げたいというふうに思います。

2か月がたっておりますけれども、先ほど来ありますが、いまだ1万8,000戸が断水をしている、1万1,000人以上が避難をしているというのが大きい印象かなというふうに思います。それはどういうことかという、やはり避難者が1万1,000人いるということは、家屋が倒壊をしているわけでありませうので、そういったところをどうしていくのかということと、また、断水などについても、どういう備えをしていくのかということが大変重要になってくるんだというふうに思います。

現在の本市の耐震化率、住宅の耐震化率は86%と、ある程度高いわけでありませうけれども、まだまだ100%にまで至っていないわけでありませうし、水道管の幹線管路の、基幹管路の耐震適合率44.4%というわけでありませうから、まだまだ十分ではないというふうにも思ひますから、そういうところをやっぱりきちんと備えていくということが、寒河江市にとって大変重要なことかというふうに思ひます。

それから、先ほど来ありますがけれども、関連死をできるだけなくしていく、下げていく。ストレスのない避難所生活を送っていくために、準備をしていく、備えていくということも大変重要なことかというふうに思ひますし、そのためには、今日いろいろ議論ありましたがけれども、備蓄品なども含めた必要物資の円滑な供給、そ

れから、安全で安心して生活できるような避難所の環境確保というのが大変重要かというふうに思います。

テレビなんかで見ていると、断水によって避難所でのトイレ使用が困難になった状況などがありますので、寒河江市では、先般、2月の19日に、仮設トイレのレンタルを専門に扱う市内の事業者と災害協定を結ばせていただきました。そういったところで、いざというときに備えていければというふうに思っているところであります。

3つ目は、やっぱり孤立集落が発生をしているわけでありすけれども、市内でも孤立化をできるだけ防ぐような取組、例えばルートの確保でありますとか、孤立する可能性のある地域の住民の安否確認のための通信手段の充実、それから、もちろん備蓄品の配備充実などということについても、改めて検討していかなければならないというふうに思っているところであります。

本当に元日からということでありすけれども、我々としては災害時などを含めて、いつ発生するか分からない状況でありますので、いざというときにしっかりと耐えるように備えていく、そして、寒河江市民の人命を守るということを最優先にして、防災・減災のためのハード、そしてソフト両面での対策を講じていくこと、それが我々行政の大変大きな役割ではないかというふうに認識をしているところであります。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** いろいろ考えておられるのが分かりました。

仮設トイレのレンタル業者との協定なんかというのは、非常にいいお話かなと思って伺いましたけれども、やっぱりトイレも非常に災害とか起きた場合は重要になりますので、ぜひいろんな面から検討していただいて、前向きに進めていただければと思います。

寒河江市は、能登半島とはまた地理的な状況も違いますので、被害の形態も当然違ったものになってくるとは思いますけれども。しかも寒河江市は本当に災害の少ないまちです。そういうことに慢心することなく、安全安心のためにはいろいろ進めていかなければいけないと思いますので、市長にはぜひ100年都市寒河江に向け、4万市民の安全安心のための各種施策を、後顧の憂いのないよう、国や県とタイアップして着実に進めていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

改めて、能登半島地震の被災地の早期復旧・復興をお祈りして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

佐藤耕治議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号8番について、8番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** 寒政クラブの佐藤耕治です。本日最後の一般質問となります。よろしくお願いいたします。

能登半島地震で被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。被害を受けられました皆様の安全と、一日でも早い平穏な生活に戻りますことをお祈り申し上げます。また、ボランティア活動に御尽力をいただいている全ての方々へ感謝とお礼を申し上げます。

早速、一般質問をさせていただきます。

通告番号8番、熊から市民の生命と農作物を守るために。

このたびの一般質問は、散歩中、熊に遭遇した方の話や農作物被害に遭われた方々と、農作業に怖くて畑に行きたくない、行かないでくれといったことなどの話をお聞きしまして、一般質問に至ったものです。

去年は、全国で熊の出没が過去最多となっており、人的被害も令和6年1月末現在、死傷者

218人、うち死亡者6人となっております。

市内の出没状況では、白岩地区をはじめ、留場、幸生、田代、谷沢、清助新田、慈恩寺、松川地区と、西部地区が大半を占めております。

昨年11月14日現在で、ツキノワグマ22頭、イノシシ31頭が捕獲されており、前年の3倍以上となっております。寒河江市鳥獣被害対策実施隊24名の皆様に感謝とお礼を申し上げます。

昨年の出没状況を踏まえて、寒河江市ではどのように捉えているのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の昨年のツキノワグマの出没状況でありますけれども、6月に中山間地において、さくらんぼの樹体被害、それから食害が発生いたしました。それを皮切りに、その後、桃やリンゴなど、11月まで果樹の被害が継続的に確認されているところであります。

こうした農業被害の報告を受けて、寒河江市鳥獣被害対策実施隊に出動の要請をして、被害現場を確認の上、有害鳥獣の捕獲を実施してきたところであります。

この実施隊の出動件数でありますけれども、昨年の4月から11月までで41件であります。前年度は18件でありましたから、比較して2倍以上の件数となっております。

また、この間の捕獲頭数、先ほどありましたが、22頭であります。これも前年度の7頭に比べて3倍以上となる捕獲頭数となっているところであります。

ツキノワグマの個体数については、寒河江市では独自に調査を行っておりませんが、県全体の推定生息頭数というのは、令和4年度で2,053頭と公表されています。そういうことから、寒河江市におきましても相当数が生息しているものと推定をされるところであります。

昨年の被害件数が増加して、急増しているわけでありまして、これには様々な要因が

あるというふうに言われております。県からは、ツキノワグマの餌でありますブナの実が不作であるとの注意喚起が出されたところでありますし、また、中山間地におきましては、人口減少による遊休農地の増加、それから、山の下刈りなどの除草管理が十分でない状況が増えていることなどから、緩衝地となる里山のエリアが減少し、ツキノワグマの生息圏が人間の生活範囲に近づいたことなども増加の一因ではないかというふうに考えられているところであります。

議員御指摘のとおり、農業被害のみならず、住宅地への出没による人的被害も増えているわけでありまして、今後も引き続き、有害鳥獣に対する被害防止対策を実施していかなければならないというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ただいま市長のほうから答弁をいただきましたけれども、本当に個体数そのものが県全体というよりも、私が農業を始めてもう45年ほどなりますけれども、猟友会の方々、さくらんぼシーズンには2回ほど猟友会を頼んで、火薬の臭いがすると1週間ほど熊が寄ってこないという話があった中で、1回から2回に延びた経過もございます。今の仲間の方々も、70代、若い人で69歳というふうな形になっておりまして、山に登るのもすごく大変だなという方々が実際猟友会の方にいらっしゃいます。

そんな中で、本当に耕作放棄地も出ながら、どうやって対策を講じていけばいいかなということからすれば、本当に山間地で農業できなくなるおそれからすれば、まだまだ熊が増えてくるのかなと。

当然、雪が降らなくなってしまうと、鹿の増加も増えてきます。そうすれば熊はもっと里のほうに下りてくるというふうな生態的なことも言われている中で、本当に大変だなと思っていますので、ぜひ今後も県と連携をしながら、そ

して、情報を的確にさせていただきたいと思います。

続きまして、通告番号の（２）になりますが、先ほども言いましたけれども、猟友会につきましては、大変、寒河江市の鳥獣被害防止計画が出されておりまして、その中で、鳥獣の捕獲活動には、寒河江市鳥獣被害対策実施隊の24名の方々がいらっしゃいますが、昨年の出沒状況が大変多いことから、猟友会の出動回数も多くなり、猟友会の人員不足が問題になっていると私は捉えておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 実施隊、現在24名の隊員で構成をされておりますけれども、この隊員の選出については、市の要綱に基づいて、山形県猟友会西村山支部から推薦を受けた猟友会のメンバーを隊員として任命をさせていただいております。

隊員の数が足りないのではないかというような御質問でありますけれども、近隣の自治体の状況を見ますと、本市の隊員数は決して少ないわけではないようでありまして、昨年の出動状況から見ても、それほど不足はないというふうに認識をしているところでありますが、ただ、今後これからまた有害鳥獣が増えていく、それからニーズが増えていくということを想定されるのであれば、必ずしも十分なのかということとは疑問に思うところがないわけではありません。

以上であります。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 現在のところ不足していないということでございますけれども、今年もそうなんですけれども、今年がまれなのかどうか分かりませんが、熊が休眠していないというデータもあって、1月も被害が出されておる中で、これから熊の出沒が多くなって、そして実施隊の人数が増員するためには、どのようにしたらいいかなというふうなことを考えれば、本当に高

齢者の方が山に登ること自体がまず難しい、体力的に難しい。では、当然、視力関係も老眼が関わってくれば、なかなか難しいということもあります。実質そうなってくると、若い青年の方々が、必要性が出てくると思われます。

当然、専門職ですることというのは、大変難しいことだと、私は思っているところなんですけれども、その中でも熊が増えて、そして人員が足りなくなった場合には、狩猟免許取得経費の全額免除や、そして猟友会等の現場の特別報酬を手厚くすることで対応がなされると私は考えますけれども、市長の御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 猟友会のほうからも、今御指摘ありましたとおり、会員が高齢化している、それから、新規会員の獲得に苦慮しているという話は十分伺っているところであります。

市としても、将来の実施隊員確保を視野に入れて、補助制度を設けて、新規狩猟免許取得等補助金というのがありますが、新規会員増加に向けた支援をしているわけでありまして、ただ、お聞きをすると、猟銃の取得でありますとか、動物の捕獲などに抵抗がある方も結構いらっしゃるということで、狩猟免許取得者が増えないというような要因になっているというふうにも聞いているところでありまして、我々としては、有害鳥獣対策の重要性というものを引き続き周知をしていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

それから、出動の際の報償でありますけれども、実施隊が現地確認や見回り、捕獲等で出動をした場合は、件数に応じて出動の報償を支出させていただいております。

昨年中の延べ出動回数は1,222回というふうになっております。それだけ隊員の皆さんには御苦勞をおかけしたわけでございます。

出動報償の額については、各自治体が定めて

おりますけれども、寒河江市におきましても、近隣の自治体の状況に考慮しても、比べて遜色のない平均的なものになっているというふうに考えております。

そのほか、市独自の取組として、猟友会に対して、猟友会員の狩猟技術向上支援補助金というものを設けております、射撃場などを使った狩猟技術の向上への支援というものをやっているところでもあります。

現在、活動中の事故や、けがなどに備えて傷害保険に加入していただいておりますけれども、来年度はこれに加えて、損害賠償保険の追加などをさせていただいて、補償面の充実を図っていきたいというふうに考えているところでもあります。

いずれにしても、隊員の確保については、今後とも猟友会の皆さんとも十分相談をさせていただきながら、取組を進めていききたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 今後猟友会の会員の皆さんと相談をしながら進めていくということで、本当に1年間で1,200回を超す回数というのがすごく、当然、暑い、寒い、暗い、様々な条件下で働いてくださいますので、手厚い支援をお願いしたいと思います。

市でも、熊に対しては、民家や国道付近の開けた場所でも目撃が相次いでおり、市では地区内での広報、巡回、注意喚起、看板設置、防災無線による放送、学校等への注意喚起を行っておると聞いております。

有害鳥獣の出没を防止するため、家の周りの草刈りや樹園地、畑などへの電気柵の設置も進めており、市では電気柵導入の補助金も整備しておるところであります。

続きまして、(3)農作物被害対策についてお伺いしたいと思います。

農作物を収穫するまでには長い年月がかかり

ますし、材料費や人件費などのコストもかかります。せっかく手間暇かけて育ててきた農作物を鳥獣によって荒らされるのは、生産者にとっては大きな痛手であります。

現在の対策として、寒河江市鳥獣被害対策実施隊と農家の方自ら、園地に電気柵を設置が実施されている状況と認識しております。

電気柵を推進するために、説明会を通じて地域ごとに実施するとの計画ではありますが、区域が広範囲に及ぶことから、寒河江市で公的に電気柵設置を考えてはどうでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 電気柵の整備については、ツキノワグマ、それからイノシシ、その他の有害鳥獣にも防止効果が見込めるということで、先ほどお話ありましたが、市でも電気柵の導入に対する支援、それから電気柵の設置運用方法を理解していただくための研修会など行ってきたわけでありましてけれども、議員からは、公的に整備をしたらどうかと。要するに、市で全部整備、補助ではなくて整備をしたらどうかと、こういうお話かというふうに思いますが、これは出沒頻度の高い地域などで、自治体が電気柵を整備をして、そして地域の皆さんが維持管理を行うということなのではないかというふうに理解をするわけでありましてけれども、こうしたことを進めていくには、設置場所とその効果などについて、専門家の御意見をいただきながら進める必要があるというふうにも思いますし、地元組織による維持管理、それから安全確保、漏電防止のための除草作業でありますとか、感電防止の注意喚起などが必要だというふうになりますので、それから、設置場所の提供などについても了解をいただくなどということで、多くの皆さんの協力が必要かというふうに思っているところでもあります。

なかなか一朝一夕にはいかない場面もあろう

かと思いますが、一方で、山形県のほうでは、有害鳥獣被害防止対策推進事業というのを設けておりまして、この中では、地域がまとまって、侵入防止柵、電気柵も含めて、侵入防止柵を設置する場合、100%の支援を受けることができる事業があるということでございます。寒河江市でも、2地区においてこの事業を活用した事例があるわけでありますので、ぜひ地域がまとまっていくと、こういう公的な整備が可能だということでありますので、その積極的な取組について、ぜひ御検討いただければなというふうに考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 100%の補助ができるということで、地域の方々が、皆さんが同意することを私もすごく願っています。

私がこれ公的にということでは思ったのは、昔は、このエリアまで、道路まで、こっちは畑、ほとんどの方が耕作している。やっぱり耕作放棄地が出たということは、無作為に残ってしまう。じゃあ作っている人はみんな協力するんですけれども、耕作放棄地の方々が同意するかというこの問題があったり、もう寒河江市には住んでいなくて、違うところにいるということなどもございますので、その辺も含めて、地域の方々と十分検討していただいて、できるだけ100%の補助対象になるように推進していただきたいと思っていますところであります。

続きまして、(4)になりますけれども、人的対策につきましてお伺いしたいと思います。

今年は全国で熊の出没が相次いでいることから、国は関係省庁による連絡会議を昨年10月に開催し、熊の出没や被害の状況を共有してきました。

本市においても目撃情報があり、今後増えることが予想され、餌を探し求めて市街地に出没するアーバンベアに対して、不安に思う市民を安心させ被害を防止するために、人的対策の現

状についてお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 人的な被害への対策ということではありますが、現状を申し上げますと、住宅地周辺でツキノワグマの目撃情報があったり、また、足跡やふんなどを発見した場合には、付近にまだ潜んでいるおそれが、可能性がありますから、警察署、消防署をはじめ、小中学校、それから保育所、町会長など、関係各所に速やかに連絡をさせていただいております。

あわせて、担当の職員が現場に向かって、様々な情報収集を行っておりますし、また、状況に応じて注意喚起の看板を設置をしたり、住民の皆さんの安否確認などもその都度させていただいているところでありますし、また、目撃情報があった地域の町会長さんからの要請によって注意喚起の広報車を回すということもさせていただいておりますし、必要に応じて、防災行政無線なども使って広報を行っているところであります。

そのほか、有害鳥獣を誘引する、誘う原因となる生ごみなどもですね、その放置などもそういう要因になりますから、注意喚起をしていただく。それから、野菜とか果樹の取り残しなども、そこを目がけて来るということがあるわけでありますので、そういう取り残しをなくすようにしていただくということを、市報あるいはホームページなどで注意喚起をお願いをしているというふうになっております。

今、対策を申し上げましたが、非常に原始的と申しましょかね、アナログ的な対策でありますけれども、これが一番やっぱり効くという、これをないがしろにははいかんというふうに思っているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本当に熊の生態、朝から晩まで、夜行動する熊、日中も普通にしてしまう熊、昔から今現在まで、本当に生態系が変わってきて

いるのかなと。本当に万が一、人的被害が起きたということからすれば、本当に誰しもが困るわけですが。

これが果たして、万が一ですけれども、最悪の場合、直接的な被害を受けてしまった場合、あったとしましょう。野生動物ですから、一般的な事件や犯罪とは異なります。被害を賠償してもらおうとか、慰謝料を請求するだとかの責任を追及することは、当然できません。被害を受ける前に、まずは対策をすることが最重要であります。

続きまして、通告の（５）に入りたいと思います。ドローンを活用した被害防止対策について。

平成30年第４回、イノシシの対策について一般質問をさせていただきました。ＩｏＴを活用した見守りによる負担低減の取組を提案させていただきました。

今まで熊に対してわなや電気柵などを土地に設置することで、少しでも農作物被害を減らそうと努力してきましたが、大きな効果まで得られていません。また、近年、住宅や市街地に熊の出没が急増しており、野生動物による被害が後を絶ちません。

そこで、より効率的、効果的な鳥獣対策を目指し、ドローンを使った取組が行われております。ドローンを使って鳥獣被害から守る方法として、一つに、熊、鳥獣を監視する。土地が広大なほど人力で調査を行う場合、多大な労力と時間が必要です。ドローンを使えば、高所から土地の撮影、監視が可能になります。

一つに、飛行音で熊、鳥獣を追い払う。ドローンは、プロペラが搭載されているので、プロペラの回転する飛行音があります。ドローンが接近するだけでも、野生動物にとっては未知の音が聞こえるため、追い払うことができます。さらに、ドローンに搭載されたサーチライトや超音波装置などを照射することで、熊や鳥獣の

警戒心が高くなり、一目散に逃げていく可能性があります。

一つに、空中からの農薬散布。農作物を育てる過程で、農薬散布を実施することで、病虫害防除が広く知られていますが、鳥獣を寄せつけない用途もあります。無人ヘリコプターによる農薬の空中散布やドローンによる空中散布があります。

一つに、ドローンを使って自動巡回で威嚇する。ドローンにはGPSが搭載できるため、飛行中に現在位置の特定が可能です。そのため、巡回、監視する場合、飛行ルートを設定して自動飛行させることができます。自動巡回させることで、操縦者の負担を軽減し、熊や鳥獣の威嚇になるので、効率的、効果的な追い払いが期待できるでしょう。

一つに、可視カメラや赤外線撮影で熊、鳥獣の行動パターンを分析。赤外線センサーを搭載した機体であれば、夜間撮影も可能です。そのため、熊、鳥獣の監視を時間にとらわれずに行うことができます。熊、鳥獣の行動パターンを分析し、被害の防止につながるのではないのでしょうか。

これまで対策では、わなや電気柵などを耕地に設置して、多大な労力、コスト、時間が必要でした。ドローンを活用し普及していくことで、農作物被害の拡大防止と人的被害を起こさないためにも必要と私は考えますが、市長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘の、ドローンを使用しての有害鳥獣の監視、それから追い払いなどについて御提案がありましたが、こうしたドローン技術の活用、それからICTの活用の可能性などについて、寒河江市におきましても試験的に実証事業を行ってきております。

ドローンによる赤外線カメラでの鳥獣生態調査でありますけれども、昨年、幸生地区にて実

施をさせていただきました。付近の森林に生息する獣類を確認などをすることができたところでもあります。

それからまた、有害鳥獣捕獲用のわなを設置してするわけですが、そのわなを監視するための通信用のカメラを設置をして、わなの有効性、運用状況など、それから、付近にどういった獣類が徘徊しているかなどを、写真や映像で確認もしたところでもあります。

こうした実証事業の結果としては、一定の有効性が認められたところではありますが、例えば、通信用のカメラなどについては、やっぱり有害鳥獣の被害が多い中山間地周辺については、なかなか電波が届きにくいなどというケースもあって、使用範囲が限られてしまうというようなこともあって、今後その技術的な進歩、それから運用環境の整備状況などを見ながらですね、注視しながら、その導入などについて検討していく必要があるなという感じをしておりますが、いずれにしても、大変有効な方法、活用、ドローンの活用は有効だというふうに認識をしておりますので、今後もそういう導入についても検討していきたいというふうに考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ドローン活用で、1台、2台、エリア的にするとやっぱり広範囲に及ぶので、白岩地区、高松地区とか地区地区単位で使用できたら効率性も上がるのかなと思っているところで、ぜひ検討しながら、予算のほうも組んでいただきたいと思っているところでもあります。

本当に全国的に熊による人身被害が多発しており、今年、環境大臣が2月8日に、熊の捕獲を支援対象とする指定管理鳥獣に追加すると発表しました。指定管理鳥獣となれば、県が行う捕獲などが国からのお金でできるようになります。

令和6年度の県の山形県環境エネルギー部の

有害鳥獣被害防止対策の推進予算では、2億1,968万円が計上されており、県と連携をして、市民の安全と農作物被害に遭わぬよう願っております。市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員御指摘のとおり、今年の2月、環境省において、ツキノワグマを指定管理鳥獣にしていくということになって、現在、省令改正に向けての意見募集を行っているというふうに聞いております。

あわせて、自治体に対して、ツキノワグマを指定管理鳥獣にした場合、必要と見込まれる対策事業のメニュー案を示して、意向調査を行っており、この中には、生息分野に関するモニタリング調査や被害防除対策、現場の見回りや捕獲なども含まれるというふうに聞いています。

市としては、今後、国の対策事業のメニューが決まった後、県で実施をする事業内容が示されるというふうになるかと思しますので、そういった国や県の動向を注視しながら、そして、県とも十分連携を図りながら、本市に必要な被害防止対策の導入を進めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 大変力強いことで、ぜひ人的被害と農作物被害が遭わぬように私も願っております。そして農家の皆さん、そして子供たち、お年寄りの方も、本当に熊には注意喚起をするということが、個人個人が頭の中に、体にしみついていないと、誰かが助けてくれるだろうではやっぱり想定外になってしまいますので、ぜひその辺も注意喚起をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後2時41分

○**柏倉信一議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和6年3月7日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	後 藤 健 一 郎	議員	10 番	渡 邊 賢 一	議員
11 番	伊 藤 正 彦	議員	12 番	古 沢 清 志	議員
13 番	太 田 芳 彦	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	齋 藤 真 朗 副 市 長
佐 藤 志津男 教 育 長	東海林 恒 企画創成課長
小 泉 尚 財 政 課 長	猪 倉 秀 行 農林課長（併） 農業委員会 事務局 会長
白 田 純 一 商工推進課長	山 田 良 一 さくらんぼ観光 課 長
寺 西 里 衣 健康増進課長	今 野 育 男 学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林 茂 美 事 務 局 長	柏 倉 勝 郎 局 長 補 佐
堀 和 敏 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第3号 第1回定例会
令和6年3月7日(木) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○柏倉信一議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和6年3月7日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	これからの地域づくりについて	(1) 本市の地域づくりの基本的な考え方について (2) 地域力が向上する具体的な取組について (3) 今後の地域おこし協力隊の活用予定は (4) 今後の集落支援員の活用予定は (5) 令和6年度における地域づくり推進のための取組について	2番 佐藤政人	市長
10	いのち支える寒河江市自殺対策計画(案)について	(1) 中学3年生の自殺報道について (2) 児童生徒がつらい時や苦しい時には助けを求めてよいことを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)に	10番 渡邊賢一	市長 教育長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1 1	物流業界のいわゆる「2024年問題」とコロナ禍後の地域公共交通等のドライバー不足に伴う市民への影響について	ついて (3) 児童生徒が命の大切さを実感できる「いのちの教育」やいじめ防止対策について (4) こころのサポーター（ゲートキーパー）の養成講座について (1) 流通体制見直しによるさくらんぼ等の鮮度低下の懸念や物流コスト値上げによる農業経営への影響について (2) 深夜営業を含むハイヤー業や運転代行業のドライバー不足によるサービス低下と運賃値上げによる市民への深刻な影響について (3) 第二種免許取得経費の補助による人材確保について (4) いわゆる「白タク行為」で業界団体から強く反対されている「ライドシェア」問題について		市長
1 2	令和6年度当初予算における商工会の要望について	(1) 消費喚起策のプレミアム商品券発行事業の継続実施について (2) 当初予算における観光事業インバウンド促進対策による商業活発化について (3) 企業の人材育成に係る支援について	6 番 安孫子 義 徳	市長
1 3	AED（自動体外式除細動器）を夜間も使用可能にすることについて	AEDを24時間使用可能にすることについて（24時間営業のコンビニに設置を）		市長
1 4	学校教育	(1) コミュニティ・スクールの活動現況 (2) 学力向上支援員と特別支援教育支援員の状況 (3) 不登校児童生徒への対応策	1 5 番 荒 木 春 吉	教 育 長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

佐藤政人議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号9番について、2番佐藤政人議員。

○佐藤政人議員 壮風会の佐藤政人です。

この冬は、過去に例を見ないほど暖冬でしたが、なごり雪とでもいうのでしょうか、先日の重い降雪にはいささか驚きましたが、着実に春の足音が聞こえてまいりました。

春の足音とともに、野生動物の動きも活発化しており、熊は冬眠を忘れたようで、各地で目撃されております。本市でも注意が必要かと思えます。

また、先日、人生初野生のニホンジカを目撃しました。近所の方の話では、つがいで見たとのことという情報もあり、繁殖をしていると思われるしております。

鹿が増えると熊やイノシシが追いやられ、ますます人里に近づいてくるという話も聞いております。自然豊かということだけでは片づけられなくなっているようで、非常に危機感を覚えております。異常気象に鳥獣被害と、今年も大いに悩まされてしまうのかなと危惧しております。

さて、本市では、佐藤市長が初当選以来、地域づくりを積極的に推進してまいりました。田代、幸生地区から始まり、地域づくり事業への助成などは継続され、市民にはある程度地域づくりの考えが根づいてきたのかなと思っております。

私は、長年地域づくりの現場で活動させていただきました。その中で、集落支援員や地域運営組織の立ち上げ等も経験させていただきました。しかしながら、まだまだ地域が自力で立ち上がるには至っておりません。

以前より、地方分権や地方再生、地方創生と叫ばれる中、加速度的に進む少子高齢化、人口

流出、様々なところで起きている後継者不足、それに伴い農村部では耕作放棄地の増加、中山間地域の荒廃、鳥獣被害の増加、限界集落、消滅集落の危機、中心市街地では空き店舗や空き家、更地の増加など、大変多くの課題を抱えております。

また、全国的に町会長などの成り手不足から、町内会の解散をするところや、新興住宅地や集合住宅の住民の中には町内会不要論さえも唱えられるようになりました。行政サービスが行き届かなくなる地域が増えてくるという現実を突きつけられてきております。疲弊していく地方都市はどのように生き残り、存在し続けることができるのでしょうか。

国では、昨年、地域力の創造、地方の再生とうたい、政策を打ち出しております。地域力という言葉は、国をはじめ多くの自治体や組織で既に使われており、その定義も様々です。

例えば北海道では、行政をはじめ、住民や自治会、NPO、企業など、地域の様々な人々が協力し合いながら身近な課題を解決したり、地域を活性化させる力のことを地域力と定義しております。

これからの地域づくり活動は、この地域力を活用し、地域自らが稼ぐことが重要と私は考えております。

通告番号9番、これからの地域づくりについてお伺いしたいと思います。

まず初めに、本市の地域づくりの基本的な考え方について市長にお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

佐藤政人議員から地域づくりということで御質問をいただいておりますけれども、地域づくりについては、御案内のとおり、本市のみならず全国の自治体において大変重要な政策課題になっているわけであります。

地域づくりというのは、住みよい地域社会を

構築するため、住民が主体となって地域課題を解決していく活動や取組であるというふうに一般的に言われているわけであります。

また、佐藤議員からは、地域力というお話をいただきましたが、この地域力というのは、地域における多様な人材のネットワークであって、その絆によって育まれる前を向く力だというふうに私は思っているところであります。

近年、少子高齢化が進んで、人口減少社会という進展があるわけでありまして、そういうことによって社会経済の状況が大きく変化をしている。そういうことを背景にして地域の課題というものも多様化しているわけであります。地域住民、それから行政の力だけでは、課題を解決していくことが大変難しくなっている状況にあるわけであります。

そういうことで、行政や住民、それから企業、様々な主体がお互い力を合わせて向かっていく、協働していくというんですかね。それから、自ら考えて決定をして実行していくという、言わば住民自治の進化と再構築というのが必要な時期になっているのではないかというふうに感じているところであります。

そういう状況の中で、これからどうしていくかということになると、その地域の課題というものを共有して解決方法を検討するための協議機能と、それから実際取組を実践するための実行機能というものを、2つの機能を併せ持つ地域の運営組織の形成というものがやはり重要になってくるのではないかとこのように思います。

そういう意味で、市としては、引き続き地域を運営していく、組織化も含めて、それぞれの地域の実情に合った取組を支援していくことで、さらに地域づくりを進めていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 住民自治という、今お答え、言葉を市長のほうから出していただきましたけれ

ども、やはり住民自ら考える力がないと地域づくりというのが進まないというのは、私自身も実際に体験して考えておったところです。今後は、そういった住民自治をしっかりとサポートしていただければと思っております。

さきにも申し上げましたが、地域力という言葉には、様々な立場の人たちが力を合わせて身近な課題を解決していくということを、今市長もおっしゃられたとおりの意味することだと思います。今こそ様々な枠組みを超えて横のつながりを強化し、それぞれの地域に合った地域づくりを目指すべきと考えております。

次の質問としまして、地域力が向上する具体的な取組について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず基本は、地域の持つ力というものを知ることだというふうに思います。具体的な取組として、例を申し上げるならば、それぞれの地域の状況というものを把握する。例えば、若年人口でありますとか、生産年齢人口、老年人口の将来の予測、さらには高齢化率、出生率、高齢者の独り暮らしの世帯の割合、それから三世帯同居率などという様々な観点からそれぞれの地域の特性というものを把握する。それを数値化して、グラフ化して見えるようにしていく。見える化というんですかね、今で言えば。そして、その課題を把握できるような地域のカルテなどを作成していく。そのカルテを基にして、課題解決のための方策などについて、それぞれの地域で話し合いを進めてもらうということが取り組む一つの方策としてあるのではないかとこのように思います。言わば、地域の健康診断なのではないかとこのように思います。

そして、この話し合いの中で、それぞれの地域が目指すビジョンを地域の中で共有していただいて、ビジョンに沿って、まずは取り組みやすい事業から始めていただく方法もあるのではないかとこのように思います。初めから高いとこ

ろを目指すとなかなか士気が上がりませんから、できるところからやっていく、そして士気を高めていくということが必要なのではないかなというふうに思います。

前に、第6次振興計画をつくった際に、それぞれの8つの地域ごとに、ワークショップなどをしていろんな地域の課題、それから解決方法などを地域の皆さんで話し合っていて、それを振興計画の冊子の一番後ろのほうに、地域ごとにそれをまとめたものを載せている、そういう取組などというのは大変有意義な取組ではなかったかなというふうに思います。

いずれにしても、地域づくりの推進、それから地域力向上のためには、地域の中でそういう機運を醸成し、地域づくりに関わっていく人を増やしていくことが何よりも重要なのではないかなというふうに思います。

それぞれの地域、状況や課題も様々でありますので、市といたしましては、地域の皆さん自らがそういう自分の地域をどういうふうに考えていくか、そしてどういう取組をしていくか、決定し実行するということを最優先に重視をして様々な支援をさらに進めていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** 今市長のほうから地域のカルテというお言葉が出てきました。この地域カルテ、非常に有効になるのかなと思っております。やはり寒河江市内のいろんな地域で地域課題って全て違うと思っております。その中で、何を優先させるべきかということを経験した人たちが決めていくという、そのステップとしてこういった取組が必要なんではないかなと思っております。

地域力向上には、地域運営組織がキーポイントになってくると思います。そこで、私が注目したいのが農村型地域運営組織、通称農村RMOというそうなのですが、山形県でも令和6年度の

予算要求で、農村地域の活性化に向けて農村型地域運営組織形成の支援を決めているようです。ぜひ、本市でも研究していただき、導入を目指していただきたいと思います。

地域力の向上は、地域資源を活用すること。その資源というのは、歴史、食、自然、人、文化、そして様々な企業、組織を結びつけ、地域力の向上を目指す。これが地域力の向上になっていくのかなと思っております。

さて、地域づくりには以前からよそ者、若者、ばか者が必要だと言われており、その代表格として地域おこし協力隊が重要な役割を果たしてきたと思います。本市においても、これまで採用してきたと思いますが、どのような成果があったのでしょうか。

総務省の資料で、都道府県単位での地域おこし協力隊の定着率が発表されておりますが、令和4年度の山形県における任期終了後定着率は62%、全国平均でも65%となっているようです。本市については、残念ながらここまでの定着率ではないと思っております。

現在、本市には、農業分野に2名、教育分野に1名、まちづくりに1名の協力隊が着任しておりますが、いろんな分野でもっと多くの協力隊がいてもよいのではないのでしょうか。

次の質問としまして、今後の地域おこし協力隊の活用予定をお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 地域おこし協力隊のお話がありましたけれども、御案内のとおり、地域おこし協力隊の制度というのは、実際の協力隊員、それから受け入れる地域、それから行政、それぞれが三方よしの取組であるというふうに言われております。

具体的には、地域おこし協力隊の方は自身の才能や能力を生かし、理想とする暮らしや生きがい発見ができ、地域ではよそ者、若者の斬新な視点を受け入れ、地域に大きな刺激を与える

ことができ、また行政ではできなかった柔軟な地域おこしを推進し、それに伴い、人が集うということによって地域の活性が図られるということでもあります。

寒河江市では平成25年度に地域おこし協力隊を初めて導入して、これまで16人の方が着任をしております。現在、任期終了後も3名の方が市内で活躍されておられるということでもあります。

先ほど来、定着率というお話がありましたが、そういう意味では若干低いのかなというふうに思っているところであります。

現在は4名の方より活動をいただいているところでありますが、来年の当初予算では農業分野で2名の方を増員する予定としているわけがあります。

今後においても、地域づくりをさらに進めていくためには、行政や地域の力のみならず、これまでにない柔軟な発想や斬新なアイデアを持つ地域おこし協力隊の力というのはどうしても必要な場合が多々生じてくるというふうに思っているところであります。その期待は大きいものがあるというふうに思っております。

そういう意味で、市としては引き続き地域おこし協力隊の新たな分野での活動というものを検討しながら、任期中の活動が充実し、任期終了後も寒河江市に定着できるような環境づくりというものも進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** 現在4名の方で、次年度は2名の方を採用予定ということのようでございますが、国のほうでは全国的に1万名を目指しているということで、この地域おこし協力隊の活用を促すような施策がされていると思われます。ぜひ、多くの人材を確保して地域づくりに協力していただければなと思っております。

せっかく縁があって地域おこし協力隊として

活動してもらうわけですので、やりがいのある活動を最大限頑張ってもらって、任期が終わっても活動ができる環境をしっかりと地域と共に後押ししていただきたいと思います。

最近の地域づくりの成功事例では、必ずしもよそ者、若者、ばか者ばかりが活躍しているわけではないそうです。地域づくりの成功の鍵は、精神的な若者が地域のリーダーになるべきと言われているようです。

地域には、人生経験豊かで若者の気持ちが分かる方は、実はたくさんいるのではないかと思います。精神的な若者を発掘して活躍の場を与えることが地域力の向上につながり、地域づくり成功の鍵となるのではないのでしょうか。

そこで、重要な役割を持ってくるのが集落支援員制度だと思います。当然ながら地域おこし協力隊が任期を終え、定住した際の活動の一つともなるとは思いますが、地域内にも対象となる人材がいると思います。

私自身、本市の集落支援員として活動させていただき、地域と行政の橋渡し役として関わらせていただきました。その中で感じたことは、地域の課題を住民と共有し、将来のあるべき姿をしっかりと示し、実現に向けて活動することができるのが集落支援員ではないかと思います。

本市では、現在1名の集落支援員が活動しておりますが、地域づくりの核になる人材としてもっと配置すべきと考えております。

そこで、次の質問として、今後の集落支援員の活用予定をお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま議員からは、集落支援員、行政と地域の橋渡し役というお話をいただきましたが、まさにそのとおりというふうに思いますし、集落支援員につきましては、地域の実情に大変詳しく、集落対策の推進に関して知見を持っている方が行政と連携し、集落の維持、活性化に取組を進めていただくということにな

っているわけであります。

全国では、令和4年10月末現在で、専任の集落支援員の方が1,995名、それから自治会の代表などその他の業務と兼ねて集落支援を行う兼任集落支援員が、3,183名という方がいらっしゃるというふうになっております。

寒河江市におきましては、これまで佐藤議員をはじめ、3名の方より御就任をいただいて地域づくり活動の支援を行っていただきましたが、先ほどお話のとおり、現在は醍醐地区の1名の方のみというふうになっております。

先ほども申し上げましたけれども、今後地域の特性、課題を解決していくためには、その特性などを数値やグラフで見える化をして、地域カルテを作成して、各地域で話し合いを進めていただきたいというふうに我々は考えているわけでありますので、集落単位で地域づくりのお手伝いをしていただくということは、集落の維持と活性化に大いにつながっていくというふうにも考えられますので、集落支援員の積極的な活用というものを今後まさに地域の皆さんと共に考えて進めていければというふうに思っているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 集落支援員制度は、ボランティアではないので、やはりしっかりと働けるベースができていると思いますので、そういったところも市民の方に知らせていくことがこの集落支援員制度を理解していただける一つの方法かなと思っております。

平成20年度に創設された集落支援員の活用は、先ほどの市長のほうからもあったように、全国では年々確実に増えております。ただ、残念ながら、本市においては、まだそこまで増えていないというのが現状です。せっかく活用できる制度なので、もっと活用していただきたいと思っております。

さて、地域が立ち上がるためにも地域力の向

上が必要です。地域おこし協力隊や集落支援員といった旗振り役のほかに、断然必要な力が住民力だと思います。内閣府の資料では、住民自身の自立的な力の発揮を住民力としております。

この住民力の発揮において、地域住民や民間主体の意識改革、組織化を進める指導者といったコアとなる人材が必要不可欠で、活動を継続させるためには、リーダーを支え、事業運営を行える専門家的人材をうまく活用できることが必要と言われております。

地域おこし協力隊や集落支援員を活用し、地域に様々な変化を起こし、それが地域に広がっていき、地域が立ち上がり、稼ぐところまで到達すると、本当の意味の地域づくりとなるのではないのでしょうか。

最後の質問として、令和6年度における地域づくり推進のための取組についてお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員から住民力というお話をいただきましたけれども、地域づくりの推進には、やっぱり住んでおられる方の意識改革、それから、組織を進める上でコアとなるリーダー、さらには、そのリーダーを支え、事業に関わっていただく方を増やしていくと。関わる人を増やしていくということが大変重要だというふうに思います。そういう意味で、御指摘のとおり、地域づくりは人づくりであるというふうに考えているところであります。

このために、各地域において地域づくりの必要性、そして地域でどういうことができるかということを理解していただくことが大変重要であって、先ほど申し上げましたけれども、いろんな情報を分かりやすくデータ化して見える化をしていく、さらには御指摘のような外からよそ者の方、地域おこし協力隊の方、それから専門的にやられる集落支援員の方などのノウハウなども生かしながら地域に活力を与えていくと

いうふうにしていくことが大変重要だというふうに思いますし、また市役所においても、来年度、これは前から設けている制度なんですけれども、市職員が各地域の活動をサポートする地域担当職員制度、担当職員制度というのを設けておりますから、ぜひ来年度はこの充実強化をしていくつもりでありますし、さらには地域づくり活動を支援するための地域コミュニティ活性化推進事業費補助金というのもありますけれども、その内容を拡充をしていくつもりであります。

その拡充の一つでありますけれども、先ほどお話がありましたが、専門的な地域づくりアドバイザーなどの外部講師を招聘して、地域のワークショップなどを通して、地域コミュニティの活性化、それから住民相互の交流促進を図るための支援なども、その補助制度などを使っていただいて取り組んでいただくようなことを来年度考えているところであります。

そういう意味で、今までの取組にさらにいろんな刺激を与えて地域を活性化していく、外部の目から見た地域のよさなども発見していただく、そして住民の皆さんがやりがいを持って地域づくりに取り組んでいただけるような環境をつくっていくということを進めていきたいというふうに思います。

それから今後、地域において地域づくり活動を展開していく上での拠点というのは既存の地区公民館があるわけでありまして、寒河江市にはコミュニティセンターというものも設置をしているわけでありまして。そういう意味で、既存の公民館の枠組みでいくのか、コミセン、コミュニティセンターに移行して地域づくりを進めていくべきなのかなどということも、我々としてはワークショップの中でいろいろ議論をしていただきたいなというふうに思っています。

そういう地域の話合いの結果を踏まえて、市全体のコミュニティセンターの推進計画なども

取りまとめていきたいというふうに考えて、そういう思惑も来年我々のほうでも持っているわけでありましてけれども、ぜひ地域の中で様々な話合いを進めていく年にしたいなというふうに思います。

第6次振興計画も4年目に来年なるわけでありましてけれども、その次は5年目、5年目というのは最終年ですけれども、最終年は新たな計画を準備する年になってきますから、そういう意味で、地域ごとの様々な話合い、取組というのは大変重要な意味を持つのではないかなというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 やはり地域づくりのベースとなる、核となるのが、情報、データになるのかなと思いますので、そのデータ化をいち早く見える化していただくことで、それぞれの地域がどんな課題で、どういう方向に向かっていけばいいのか、おのずと見えてくるのかなと思っております。

また、令和6年度では地域コミュニティ活性化事業ということで、今までの事業をリニューアルするというようなイメージを受け取ったんですけれども、しっかりと地域の方向性を住民自らが決められる組織づくりをぜひ進めていただきたいと思います。

地域が元気になれば、それぞれの地域の魅力が向上するはずです。我々の住んでいる地域を自慢できることが、この先も残り続ける地域だと思います。ぜひ、多くの知恵と勇気と行動力を発揮できる地域づくりの体制をつくっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

渡邊賢一議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号10番、11番について、

10番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 立憲民主党、さわやか・立憲クラブの渡邊賢一でございます。

まず、能登半島地震によって亡くなられた方々に改めまして哀悼の意を表しますとともに、御遺族と被災された方々に心からお見舞い、お悔やみを申し上げます。

東日本大震災から間もなく13年。仏教での十三回忌にもなりますが、今回の能登半島地震で、当時の悲痛、悲惨な状況を思い出しました。特に、私は、宮城県女川原子力発電所同様、この能登半島の原子力発電所事故が起きなかった奇跡に胸をなで下ろしています。

震源地となった能登半島には、発災時には稼働していなかった志賀原発、そして予定が覆されて地元の住民から反対されて建設されなかった珠洲原発の2つでございます。もしも原発が再稼働していたら、もしも建設された原発が重大な事故を起こしていたら、大量の放射線が一気に拡散していたら、福島と同じ最悪の運命をたどっていたと言われております。

さて、世界に目を向ければ、ロシアによるウクライナ侵略戦争から2年が経過し、またイスラエルとパレスチナ自治区ガザ地区のイスラム組織ハマスとの終わりの見えない戦争によって多くの市民の命が犠牲になりましたが、命の尊厳を無視する大量虐殺に渾身の怒りを禁じ得ません。

年末年始から今月まで、こうした非常な状況にもかかわらず、岸田政権の政治不信のニュースがずっと続いています。自民党派閥の政治資金パーティーに関わる裏金事件の報道、いわゆる政治と金の問題について、先日の政治倫理審査会では説明責任を果たされず、同じことがまた繰り返されるであろう。確定申告の今、開き直って「税金は納税しません」と平気で答えている安倍派の幹部にも市民が激怒しているのは当然のことではないでしょうか。

国政選挙や地方選挙で裏金が使われたのではないかとされていますが、一刻も早い全容解明と関係した自民党議員の政治責任を果たすことが政治の信頼を取り戻すことの第一歩であるというふうに思います。

もう一つ、今日は公立高校の高校入試の日ですが、若者の政治参加について企画した議会広報委員会、私も所属しておりまして、委員の申合せで、この場でその報告の一部もしてほしいというふうなことでしたので、母校の県立寒河江高等学校生徒会の皆さんと意見交換で多くの貴重な御意見を拝聴いたしましたので、それも御報告いたします。

寒河江高校は、最近のニュースでは、今日の高校入試の倍率が2年連続定数割れと、今月の1日ですか、卒業した生徒は148名という少なさに驚き、嘆かずにはいられませんが、今回私のグループでは、本市のよい印象の主なものとして、「伝統行事やお祭りなどイベントがたくさんある」、「自然が豊かで長岡山から見る景観がすばらしい」、「人が優しくラーメンがおいしい」などでした。

次に、よくない印象としては、「放課後に寄り道したくなる場所がない」、「祭り以外は静かでフローラ・SAGAEにも図書館にも魅力がない」、「天童や山形からのアクセスが不便」、「暗い駅前の街灯をつけてほしい」、「レジャー施設や宿泊できるところが少ない」、「つつじ公園や公共施設など遊歩道の手すりがない。バリアフリーではない」などでした。

長陵タイムズという学校新聞が6年連続県で最優秀に輝いていることもありまして、地方紙、全国紙を読んでいる生徒が多く、本市の小中学校統合についても高い関心を持っておられました。特に、中学校1校統合計画について、「あり得ない」と驚いておりました。また、地元の生徒が少ないのは、多数が、山形市内の新校舎の私立高校の人気の高いことありますが、

「寒河江高校の冷暖房や照明の節電で学習環境が劣悪」、「長陵亭という学生食堂が昨年からなくなってしまったこと」、「学校周辺にコンビニエンスストアをはじめお買物できる店がないこと」、「トイレが今も和式で苦痛なこと」など不満を持っておられました。

最後に、本市の未来について、7割くらいの生徒さんが天童や山形から、市外から通学しているわけですが、左沢線やバスの通学時に目に入る風景からの残念ながら傍観的・抽象的な願望もありましたけれども、一方で、「本市をしっかりと探求し、ないものをねだって嘆くよりも、今ある伝統文化や自然景観、さくらんぼなどの特産品やラーメン、そばの食文化など、もっともっと磨き上げ、さらに広報宣伝すべきだ」という核心をついた御意見もございました。

私は、45年前にこの母校の生徒会で議長させていただいた経験もございますが、今回の意見交換で、後輩たちの一言一句に当時の自分と重ね合わせてとても心強く思った次第でございます。

今定例会におきまして、新年度予算、新年度新規事業で、若者の声がどれだけ反映されているか、本市の未来の礎となる若者にどれだけ先行投資できているのかどうかの視点で、今回御質問させていただきます。

通告番号10番について、今月は自殺対策強化月間ですが、本市の自殺対策について、通告番号11番、過労死対策などで来月から時間外労働時間の上限の短縮が行われる労働基準法改正、ドライバーなどの労働力不足が叫ばれている中で、いわゆる2024年問題の2点について、通告順に御質問をさせていただきたいと思います。

いのち支える寒河江市自殺対策計画（案）についてでございます。

これは先日の県議会でも委員会で議論されたようでございます。

1つ目、中学3年生の自殺報道についてでございます。

厚生労働省は、今月を自殺対策強化月間として自殺防止に向けた集中的な啓発活動を実施しております。昨年の自殺者数は、暫定値で総数が2万1,818人、小中高生の自殺者数が507人であり、いずれも高い水準となっているのでございます。

昨年12月19日に開催された本市の教育委員会で、教育委員の皆さんの発言は全くなく、無言、一言もなく、議論なしで学校施設整備計画が決定された、まさにその日の3日後でございます。12月22日に、2年前の2021年12月、市内の当時中学3年生が自殺したとの記者会見が夕方のニュースで放送されました。歳末の夜、市民の間に驚愕の激震が走ったのでございます。極めて重大な事件が2年前に発生し、この第三者委員会の調査結果が昨年6月15日に報告されていたことも明らかになりました。

ここで、お亡くなりになった生徒の御霊に衷心より哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げます。

ここでお尋ねしますが、なぜ半年も発表されなかったのか。さらに、御遺族との対応に問題はなかったのか。前軽部教育長の突然の辞任も関係しているのかどうか。市民は、この報道を受けてとても心配しているのでございます。

教育長の記者会見及びホームページの公開までの事実関係をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 おはようございます。

市内の中学生が自ら命を絶つという痛ましい出来事が起きてしまい、亡くなられた生徒さんに謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方々には心からお悔やみを申し上げます。

今御質問にありました記者会見及びホームページの公開までの経緯についてお答えいたします。

まずは、詳細調査委員会設置に至る経緯についてです。

重大事態の発生に対し、当該中学校においては背景調査を行い、令和4年2月23日に基本調査報告書を作成し、教育委員会と御遺族に報告しております。

この基本調査報告書では、当該生徒に対するいじめの事実が認められていましたが、いじめと自死との関係についての記載はなく、いじめにより自死したとの御遺族の訴えを検証するため、第三者による詳細調査委員会を令和4年6月24日に設置したところです。

詳細調査委員会では、関係者全員の生命及び人権の尊重を最優先とする方針を確認し、その上で、再発防止に向けた提言を行うことを目的としていじめに関する調査を行っております。

御遺族の御意向と調査を行う過程での生徒の自殺の連鎖を起こしてはならないという詳細調査委員会の方針により、非公開で進められてまいりました。

令和5年1月に詳細調査委員会が実施した関係者への聞き取り調査で確認した結果、調査報告書を公表しても関係者の生命を危険にさらす可能性がなくなったと判断し、また御遺族から調査報告書の公表の同意を得られたことから、記者会見及びホームページでの公開となりました。

なお、公開版の調査報告書の内容について、御遺族と慎重に検討を進めてきた結果、12月の公開となったところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今、教育長のほうからございましたけれども、この公開された調査結果では、自殺した背景にいじめがあったと疑われたため、学校が調査して、2021年の7月から10月まで、亡くなった男子生徒とその生徒の交際相手、このお二人に対して、2人の友人から無視されたり、「死ねばいいのに」などと2人が聞こえる

ところで話すなどのいじめがあったというふうな記載でございました。

また、いじめがあり、法令に基づく重大事態というふうに認定したんだけど、死亡との因果関係は認めず、いじめが解消されたとしても抑止できたとは言えないというふうな結論でございました。

当初、御遺族は、自死の事実を周囲に知られたくないというふうな意向だったということですが、詳細調査委員会では、自殺の連鎖を起こしてはならないという方針から慎重に、今御答弁あったように、慎重に調査を進めてきたということは十分理解できることです。

ただ、これまでの経過を踏まえ、御遺族との関係もあるわけですが、教育長は今後どのようになされるお考えかお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 詳細調査委員会の報告書では、いじめがあったことは確認されましたが、いじめが重大事態につながったと言えるような明確な因果関係が存在すると言えるような情報は得ることができなかったというふうにされています。

ただし、友人関係のあつれきが孤立感につながっていった可能性は否定できないともされているところです。

また、受験を控えた学年の生徒特有の学業におけるプレッシャーなど本来の自分自身の心情や悩みを吐露することができない状態であった可能性も考えられるというふうにされております。

自死については、個人の判断や責任の問題とすることなく、広く社会の問題として捉える必要があるというふうに考えております。社会に生きる私たち一人一人が自死対策の本質が生きることへの支援であるということを認識して命を支え合い、誰も自殺に追い込まれることがないような、そういった社会の実現に向けて予防

に取り組まなければならないというふうに思っております。

今回の公表の目的は再発防止にあります。教育委員会としましては、二度とこのような悲しい出来事を起こさないよう、調査報告書におけるいじめの重大事態の予防、早期発見、対応についての提言を踏まえ、学校等における具体的な取組を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 県内で起きた重大事態という、天童市、あと酒田市、今酒田市は係争中だというふうにお聞きしているんですけども、見舞金とか補償のところなども市民はちょっと関心を持っておられましたので、その辺もお伝えしたいと思いますし、コロナ禍で、受験生、そしてSNSをふだん使っているというふうな状況に置かれている中でいじめとか、そういう交友関係、複雑な交友関係などもあったかと思いますが、ぜひ、今教育長のほうからありましたけれども、今後に向けての取組をしっかりと強化していただきたいというふうなことが市民の願いでもございます。

そこで、市長にお伺いします。

教育現場で学ぶさがえったちが悩みを抱え、誰にも相談できずに追い込まれ、二度とこうした悲劇が繰り返されないためにも、安全・安心の学校生活を十分保障し、再発防止を徹底する必要がありますと思います。市長はどのようにお考えでしょうか。御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このたびの件におきまして、かけがえのない命を守ることができなかったことは大変痛恨の極みでございます。亡くなられた生徒さんに謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方々には心からお悔やみを申し上げる次第であります。

市としても、今後も教育委員会と連携をしな

がら、それから地域の皆さんと共に子供を守る対策というものを改めてしっかりと講じていかなければならないということを肝に銘じた次第でございます。

先ほど、議員からもありましたが、寒河江市では今年度策定中でありますけれども、いのち支える寒河江市自殺対策計画の第2期の計画を策定中でございますが、その重点施策の第1として、子ども・若者の自殺対策というものを位置づけているところであります。

児童生徒のSOSの出し方、どこにどう助けを求めればいいのか。つらいときや苦しいときは助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進していかなければならないということで進めております。

そのことで、子ども・若者が問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが生きることへの促進要因となって、例えば学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、生きていくための一生の力、ライフスキルというものを身につけることにもつながっていくものというふうに考えているところであります。

学ぶ教育を進めていくことで、ライフスキルを身につけていけば、今後、皆が自分自身を大切に、そのことが相手を大切に、心を養っていき、そしてひいては再発防止につながり、お互いを思い合える寒河江市民に成長していくのではないかと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今佐藤市長からもありましたが、児童生徒がつらいときや苦しいときは周りに助けを求めていいんだよというふうに、いわゆるSOS教育というんだそうですけれども、SOSの出し方に関する教育、これをもっともっと推進していくべきだというふうに思います。

先ほど触れました天童の重大事態については、

中学1年生の女子生徒、SOSサインを4冊のノートに書き記していたというふうなことが御遺族の公開した資料で明らかになりました。

ソフトボール部に所属していた彼女は、部活動でキャッチボールをする友達がいない。もう孤立していたというふうなことを天童の友人からもお聞きしました。いじめを受け、悩みを抱えている児童生徒が教員や保護者に限らず、いつでもどこでも相談できる環境をもっともつつくっていかねばならないというふうに思います。

先日、11月18日、ハートフルセンターで、「子どもからのSOSの受け止め方講演会」、これが開催されたというふうなこともお聞きしております。ぜひ、今回の重大事態を踏まえ、SOS教育のこれまでの検証、あとこれからそういうふうを受け取る側の教職員や保護者、地域の関係者の研修について、どのようにお考えかお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 児童生徒が命や暮らしの危機に直面したときに、誰にどうやって助けを求めたらよいのかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶSOSの出し方に関する教育というのは、令和4年度から準備期間を経て、令和5年度に学校側と市の健康増進課が連携をして、県のモデル事業として市内1校において、専門講師によるSOSの出し方・受け止め方教育を実施したところであります。

それを皮切りにしてSOSの出し方教育を希望した小中学校に同様の講座を開催したところであります。

講座を受けた後のアンケートでは、「悩んだりつらい気持ちになったときには誰かに相談しようと思う」との答えが多くあったということですので、この講座の開催の成果はあったのではないかとこのように考えているところ

であります。

こうしたことを受けて、引き続き学校側と連携を図りながら、令和6年度におきましては、今年度未実施の市内の全小中学校で、SOSの出し方・受け止め方教育の開催を計画しているところでありまして、こうした事業を通じて積極的に取組を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今ほど新年度は未実施の全校について実施をするというふうなことであったので、ぜひ、これを推進していただきたいというふうに思います。

もう一つ、児童生徒が命の大切さを実感できる「いのちの教育」についてでございます。あと、いじめ防止対策のさらなる推進です。

私の同級生が仙台でスクールカウンセラー兼スクールソーシャルワーカーをしておりますけれども、最近の傾向をお聞きしながら先日意見交換をしました。

経済開発機構OECDにおいて、生きる上で必要な3つの能力を定義していますけれども、この3つの能力、キー・コンピテンシーというんだそうですけれども、この育成が非常に重要だというふうにおっしゃっていました。

その3つというのは、1つが状況に応じたツールの活用。いろいろ学んで自分の引き出しからどうやって課題について解決するためということで、そのツールを活用できるかどうか。

2つ目が、コミュニケーション能力。これはやっぱり経験が蓄積していかないと駄目だとおっしゃっています。

あと、最後の3つ目は、自律的活動についてです。言われたからやる、マニュアルに書いてあるからやる、教えられたからやるんじゃないで、自分からどれだけ自律的に、自発的に活動できるかどうかの、この3つなんだそうです。

これは、先日テレビでやっていました星 友

啓スタンフォード・オンラインハイスクール校長、哲学博士もコミュニケーション能力の重要性、特にアメリカ大リーグ、ロサンゼルス・ドジャースの大谷翔平選手の後輩に当たる花巻東高校野球部卒の佐々木麟太郎選手のすばらしい、そうした人格形成、文武両道の姿を例に、これからの教育の在り方について、頭脳と心と体の育成を力説されておりました。

そこで、私はいのちの教育についての検証を踏まえ、今後の取組についてどのように進められるのかお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 議員おっしゃられるように、いのちの教育って本当に大事だと思います。各学校でもいろんな取組が行われてきました。

その一つに、道徳の授業改善を挙げることができます。道徳の時間は、人間としての生き方について考えを深める時間であって、いのちの教育と直接的につながる時間でもあるというふうに思います。答えが1つでない道徳的な課題について、児童生徒が自分自身の問題として捉え、広い視野から多面的・多角的に考え、ほかの人の考えや意見も参考にしながら自分の考えをより深めていく。考え、議論する道徳、こうした授業が求められていますけれども、こうした授業が各学校で行われ、各学校でも本当に意欲的に取り組んでいる状況です。

私も学校に勤務しているときに、この考え、議論する時間を確保するために、その道徳の時間で、中心課題といいますけれども、課題については、家庭学習の一つとして、あらかじめ自分の考えをまとめてきておいて、授業ではお互いの考えを発表して、理解し合い、そして自分の考えを深める時間とすると、そこに時間をたっぷり取れるようにというふうな取組なども行っていました。

また、命や性について専門の先生方から学ぶ機会を確保するため、これまで、さがえっころ

イフデザインセミナー授業や現在のコミュニティ・スクール推進事業等で、産婦人科の先生や助産師さんに講師をお願いして講演会を開催してまいりました。

講演会後の生徒の感想には、「私は自分を好きになるという言葉に強く心を打たれました。また、苦しいときや挫折しそうになったときは、暗闇の中にある明るさをつかめるように自分を強くしていきたいと思います」といった声など、命や生き方について深く考えたことが感じられる感想が多数寄せられていました。

いのちの教育では、児童生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、よりよく生きようとする意識の醸成が重要です。

全国学力・学習状況調査の児童生徒の質問紙というのがあるんですけども、その集計によれば、「自分にはよいところがあると思いますか」という質問や「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、「当てはまる」、「どちらかという当てはまる」という回答が過去2年間、小中学校とも全国平均を上回る結果が出ています。

こうしたことから、いのちの教育への取組の成果が感じられるところですが、今後とも、児童生徒一人一人の心に響くいのちの教育を進めていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 教育長からはライフデザインセミナーやコミュニティ・スクールの例を出しながらこれまでの取組も御紹介いただきましたけれども、一方で、学校の先生方には、昨年11月に施行された、寒河江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則が施行されて、残業時間も月45時間までというふうに、年間360時間までというふうに定められたわけであります。

これまで私も連続8回の一般質問で、小学校、中学校の再編による大規模化によって先生方の

働き方が変わる。重労働がどのように軽減されるのか、子供たちと触れ合えるゆとりの時間が確保されるのかというふうな視点で教育長にも御質問させていただいたわけですが、パブリックコメントでも、多くの市民の皆さんが、「いじめや不登校が減っていくとはちょっと考えられない」というふうな疑問視されたコメントも多く出ているのであります。

先生方、どうなのかということで、先日、私は村山市の旧県立楯岡高校をリノベーションしたリンクむらやまというところで、映画とパネルディスカッションのイベントに参加をしました。

これですね、(資料を示す)映画「夢みる公立校長先生 子どもファーストな公立学校の作り方」。これは県内初の自主上映と、宿題の意味をみんなで考え、宿題なしの学校を始めた新庄市立日新小学校、全校生徒が517人だそうですけれども、浅井校長先生のお話もお聞きしました。

宿題をなくし、自主勉強にしたところ、考える力が育成され、子供たちも先生方にもゆとりが生まれ、コミュニティ・スクールで地域の皆さんも生き生きと学んでいる。こうした学校紹介でございました。NHKでも、夕方のニュースの「やままる」でも特集で放送されたところでございます。

そこで御質問ですけれども、これまでのいじめ防止対策を総括した上で、一般論でなく、具体的な学校での対策、こうしたものをどのように教育長はお考えか、御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 先ほど申し上げました全国学力・学習状況調査の児童生徒の質問紙には、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問もあります。これに対して、毎回95%以上の児童生徒が「当てはまる」、「どちらかという当てはまる」という

ふうに回答しています。全国平均もほぼ同じぐらいです。ですから、子供たちはいじめって悪いことだと分かっているわけですね。

しかし、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターのいじめ追跡調査によれば、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で追跡すると、9割の子供がいじめた経験を持っているという調査結果もあります。

このことから、いじめはよくないことだと頭で理解しているだけでは不十分で、行動レベルでいじめをしないという態度や判断力、行動力を身につけられるように、道徳を含む各教科での学習や特別活動、体験的な学習を通じて継続的に働きかけていくことが必要であるというふうに思います。

例えば、道徳の授業において、いじめに関して、あなたならばどうするかということを真正面から問いかけ、自分自身のこととして様々な面から徹底して議論する場を設けたり、いじめの場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を設けることも効果的であるというふうに思います。

また、いじめが起きる原因の一つとして、先ほど議員も指摘されましたように、心理的なストレスということ、それから自己肯定感の低下なども挙げられると思います。ストレスの軽減や自己肯定感、自己有用感を育む活動も、いじめの予防に大変重要だと思います。

そのための一つの方法としては、学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動の充実が大事だというふうに思います。特別活動というのは、なすことによって学ぶ、つまり実践的な活動をすることによって様々なことを身につけていくものです。例えば、学級の課題について、みんなで話し合って、解決に向けた取組を行って、課題を解決することによって、目標達成の喜びを味わうことができますし、その中で、お互いに協力し合うことによって信頼関係も築か

れていきます。

また、児童会や生徒会活動、学校行事等において、自分の役割を果たして行事等を成功させるといった活動の中で、自己肯定感や人の役に立った、人から感謝された、人から認められたというような自己有用感を育てることができると思います。

新型コロナウイルス感染症の流行によって集団活動とか体験活動の中止や縮小が続いたわけですが、このコロナ禍の時期を過ごしてきて、こうした特別活動が子供たちの成長にとって、とても大切な活動であるということが再認識されました。

各学校の校長先生や教務主任の先生方には、来年度の教育課程において配慮していただくようお願いしてきました。来年度については、市内の2つの中学校で学校研究の柱に学級活動の充実を据えて実践研究を行っていく予定であります。

いじめや様々な課題について、子供たちが自分自身の課題として捉え、活動していくことがいじめ防止にもつながります。例えば、来年度は、市内中学校の生徒会役員が集まって校則についての話し合いの場を設けてはどうかというふうな案が出ているということも聞いています。こうした活動を支援し、広げていくことも大切であるというふうに思います。

小さいいじめが重大事態に発展するかもしれないという教職員一人一人の危機管理意識の徹底と組織的な対応、児童生徒の気になる言動や訴えに対して、表面的な理解にとどまることなく、その言動の背景とか問題の本質を踏まえた対応の実施、そして情報共有だけにとどまらない、組織的に、具体的にすぐ動くといったことによって、いじめ防止に様々な面から取り組んでいきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今教育長からありましたけれど

も、それをやっていくのは、まさに学校経営者である校長先生だというふうに思いますし、先ほど加害者経験9割というのにちょっとショックなんですけれども、やはり集団心理として、学校という閉鎖的な中で、なかなか自分だけそこから抜けられないというふうなところも当然あるというふうに思うのです。そこをしっかりと、マンモス校とかそういったところではあるのかどうか、先生方の、特に校長先生の責任というのは重大だというふうに思います。

続いて、こころのサポーター（ゲートキーパー）の養成講座について、これは、この計画の中に示されたものでございます。

これまでの対象として、青少年育成推進員や障害者支援専門員、介護支援専門員、相談支援事業を実施する事業者、地域で高齢者に関わる方、会社経営者など、市民に対しましてこころのサポーター養成講座というのを2018年から23年までの5年間で累計1,000人という数値目標を設定し進められてきたというふうなことでございますけれども、これまでの実績を踏まえ、認知症サポーターと同じくらいの多くの市民にこうしたこころのサポーター（ゲートキーパー）の趣旨を広げていく必要があると思いますけれども、今後の拡大の方向性などについてお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ゲートキーパーの状況でありますけれども、子供たちを守るのは学校の先生、あるいは地域の方など、全ての皆さんから守っていただかなきゃなんというふうに思います。

そういう意味で、このゲートキーパーというのは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことだということでもあります。役割としては、変化に気づき、じっくり耳を傾ける、支援先につなげる、温かく見守るという4つの役割があります。

寒河江市では、市民に分かりやすく伝えるた

めにゲートキーパーというのをこころのサポーターというふうにしているわけであります。先ほど来ありましたけれども、第1期のいのち支える寒河江市自殺対策計画を策定した元年度からこの養成講座を開催しております。令和5年の12月末現在までで432名の方に受講していただいているところであります。

コロナ禍もあって、令和2年、3年、市民を対象にした養成講座を開催できなかったわけでありまして、目標1,000人ということにはまだまだ達していないわけでありますけれども、令和4年度からは講座を再開しているところであります。

これまで市の職員のほか、介護保険関係事業所の職員、民生・児童委員、それから地域福祉推進員や美容組合など地域で活動しておられる方を中心にして講座を開催してきたところでありますけれども、第2期の次年度から、より身近な相談者となり得る、家族、友人などを含む一般住民の方に広く養成講座を開講して、こころのサポーターの役割を十分理解していただき、支える地域づくりを推進し、ぜひ目標の1,000人を達成してまいりたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ、これから広げていただきたいというふうに思います。

さて、大き過ぎる、そして重過ぎる課題で、もう残り時間が少なくなりましたけれども、通告番号、次の、物流業界のいわゆる「2024年問題」とコロナ禍後の地域公共交通等のドライバー不足に伴う市民への影響について、ちょっと駆け足で御質問させていただきます。

1つ目は、流通体制見直しによるさくらんぼ等の鮮度低下の懸念や物流コスト値上げによる農家経営への影響についてでございます。

贈答用さくらんぼの輸送については、昨年から大幅に料金が値上げされ、サービスも低下し

ています。現在、航空便の廃止と陸路への変更、午前早出し便の廃止、翌日配達から2日以上輸送日数、あと運賃の値上げ、農協も運賃値上げに伴う手数料の値上げ、下請業者の集荷時間が17時から16時と1時間早くなる。

また、様々な合理化によって問題が山積しているというふうに思いますし、農家は顧客に対し、料金が転嫁しにくい、値上げできないということで、まさに農家泣かせの運賃値上げというふうに思います。

本市のふるさと納税などで築き上げたブランド力が維持されず、さくらんぼの鮮度保持が本当に喫緊の課題となっているわけですが、運送費の一部、クール代の補助、冷蔵庫等のリース料や新規補助、値上げによる経過措置としての独自の補助制度で農家経営への救済などをすべきだというふうに思いますし、先般意見交換した担い手の会の皆さんなどもやる気満々でありますけれども、担い手の確保についてもつながると思いますけれども、市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 本市を代表する農産物でありますさくらんぼについては、鮮度を落とさない状態でお客様の元へ届ける必要がありますから、流通能力の低下というのは大変大きな問題でございます。

議員から運送費、それから冷蔵庫に関する支援などについて要望いただきましたが、現在、物流業界、今までもこうした働き方改革に対応するため、従来の荷受けから配送に至る流通体制の見直しでありますとか、荷主となる生産者側との対話を通じて相互に取引環境を構築していくといった動きがあるというふうにも聞いております。

また、地元JAにおきましても、生産者やさくらんぼに影響の出にくい流通体制の構築のために鋭意検討中であるというふうにも聞いており

ます。

市といたしましては、これらを注視しながら必要な支援を講じてまいりたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** いよいよ寒河江の時代が来たなというふうに思います。紅秀峰で、ぜひ日もちのする、そして贈答用には最高の贈答品を全国に送る絶好の機会ではないかなというふうに思いますし、今ほど市長からありましたけれども、ぜひ農家経営に対する、大きなこの落ち込みを補うべく、ぜひ対応を取っていただきたいなというふうに思います。

2つ目、深夜営業を含むハイヤー業や運転代行業のドライバー不足によるサービス低下と運賃値上げによる市民への深刻な影響についてでございます。

バスやタクシー、ハイヤー事業所で、私は先日実態を伺ってまいりました。公共交通を担っている業界にしては給料が高くない。運賃は国が決めるため自社の裁量では値上げできない。二種免許のハードルがあり、募集に応募がない。変形労働時間のため体がきつい。16時間勤務もある。夜間に酒に酔った客の対応で非常にストレスが多い。そして、若い人ほど土日祝日の休暇を希望するんだけど、休日出勤を余儀なくされる。離職、若年退職者の増加、冬期間の季節労働にも募集が少ない。あと、さくらんぼの収穫最盛期も、土日勤務に限界があり、今行っているワンコインタクシーの需要に追いつかない。そして駅で待たせてしまう。

ぜひ、これは半分冗談なんですけれども、深刻な話で、市職員の副業に公用車による運転もぜひ検討していただきたいと。そうしないと待たせてしまうというふうな声もございました。

2月29日の朝日新聞17面に、地域版の東北の企業倒産件数なども掲載されておりましたけれども、山形県は54件で、負債総額が東北で最大

の186億2,000万円、コロナ関連の融資の返済が本格化する今、事業継続を諦めるケースが中小企業で大きくなっているというふうなことです。

そこで、御質問ですけれども、緊急経済対策の一般旅客自動車運送業者の支援策として、この運転代行業も含め、コロナ禍のような事業用車両台数による補助などは改めてできないものでしょうか。このままでは人材確保ができないばかりか、公共交通の関係事業の現状維持も厳しいというふうに思います。市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** いわゆる2024年問題で、事業主の方の経営努力のみではなかなか対応が難しくなっているのではないかとこのように思っております。

しかし、一方で、タクシーなどの運送業につきましては、地域の足であります。重要な交通インフラの一部というふうにも考えておりますので、市といたしましては、こうした状況に対してどのような支援の方法があるか、過去の事例などもあるわけありますので、市民の皆さんへの影響を踏まえながら検討していきたいというふうに考えているところであります。

一方、この問題については、寒河江市のみの問題ではありません。県、さらには国全体としても対策を講じていくべき課題というふうにも思いますので、必要に応じて市長会などを通じて要請・要望していく必要があるというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、第二種免許取得経費の補助による人材確保について、これもございました。新年度予算に取得費用の補助ということで、新規事業、出されています。先進自治体の例を参考に、いかに推進していくべきか、現場における問題点

なども御紹介しますと、費用が25万から30万円かかると。国や自治体の補助がないと高額過ぎる。短期合宿でも2週間で、普通は1か月間の取得期間になると。会社において補助制度もありますけれども、土日祝日や深夜・早朝勤務に若い人材が嫌になって、せっかく取得しても、資格を持って離職、中途退職してしまうというふうなことが悲鳴として挙げられておりました。

新年度予算も含め、人材確保に向けて、さらに補助を増やし、実質自己負担ゼロにすべきだというふうに思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のように、来年度当初予算に第二種免許取得に係る支援事業費を計上させていただきます。

バス、タクシー業界での運転手不足の解消の支援ということですが、これは従業員のほうが二種免許を取得する場合に経費の2分の1を助成するというものでございます。

一方、県において、令和5年度の補正予算で、同様の2分の1の補助制度を設けているところでもありますので、来年度、市と県の制度を活用するという事になれば、実質的に事業者負担をほぼゼロという形で、事業者の運転手の皆さんの確保に大いに後押ししていただけるのではないかと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 了解しました。画期的なやつぱり施策だというふうに思いますし、ぜひ寒河江のドライバーを確保する、人材確保するためにも、これをさらに宣伝していただいて、この募集に応じていただくような若い人材に届けていただきたいというふうに思います。

それでは最後の質問になります。

いわゆる「白タク行為」で、業界団体から強く反対されている「ライドシェア」問題についてでございます。国の法律が制定されようとし

ている中で、業者の方は大変な危機感を持っていらっしゃると思います。

ライドシェアとは、簡単に言うと一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶことで、もともと白ナンバーでタクシー営業するいわゆる白タク行為として禁止されていたのが、タクシー会社とかドライバーが確保できないということから規制緩和の動きで、御案内のとおり、秋の臨時国会においても俎上に上がってきたのでございます。

タクシー業界がなぜ反対しているかということ、現状より2割から3割安いことも多く、多くの客が取られる。安全性が担保されない。無資格なので事故の対応もできない。女性などが犯罪に巻き込まれる。女性ドライバーも狙われる。万一の場合の補償、事業用自動車保険による賠償とはならないため、同乗者に対して十分な補償ができなくなる。あるいは、無保険車も出てくるのではないかとというふうに言われておりました。

こうした問題を踏まえ、本市のハイヤー業界の防衛策について、市長に基本的な考え、御所見をお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ライドシェアの問題でありますけれども、現在、道路運送法の規定によって、自家用自動車で有償運送というのは、福祉有償運送などの例外を除いては禁止されているわけでありまして。

一方、全国的にはライドシェアの実証実験などを行っている自治体もあるというふうに聞いているわけでありまして、先ほど御指摘ありましたとおり、日本においてライドシェアを導入する場合は、ドライバーの運転技術、それから安全性、タクシー事業者への影響など様々問題・課題があるという意見もありますので、国の動向などを注視していく必要があるというふうに思います。

また一方で、地域交通の充実確保というのも、我々にとっては喫緊の課題、守っていかなくやならんということもあります。

いずれにしても、我々としては、地域の事業者、なりわいというものを大事にしていかなければなりませんので、タクシー事業者など関係者の皆様の声なども十分お聞きをしながら、適切な対応をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 能登半島地震で明らかになった災害時の対応、運送ということかというと、ライドシェアとかカーシェアは貴重な移動手段、代替手段というふうになっている場合もございます。一概に、だから駄目とは言えないというふうに思います。緊急時の本市のそうした特例なども今後何らかの形で規定しておいたほうがいいのではないかというふうに思っております。

さて、時間もなくなりましたけれども、結びであります。

昨年秋の山形新聞に、山形新聞連載の「タイムスリップ」というコーナーで、今から50年前の1974年、まだ高松から間沢まで三山電鉄の電車が走っていた頃ですけれども、西根小学校の6年生児童有志による寒河江駅清掃ボランティア活動、これが紹介され、大変すばらしい活動だと。市民はもとより県内外の皆さんから称賛され、当時国鉄・秋田鉄道管理局長の表彰を受賞した記事が掲載されました。

この年は自転車の県指定安全教育優良校として文部大臣賞も受賞しています。本市の玄関口、ゲートウェーである羽前寒河江駅の清掃を10年以上続けてきたことが受賞理由です。

私も先輩から受け継いだこの自主ボランティアを6年生で1年間続けてまいりましたけれども、今でも自信と誇りになっているわけであります。

さて、御案内のとおり、第48回の歴史を数え

る“さがえ”さくらんぼマラソンが今年は市制施行70周年の記念の特別な大会として、市長が本当に頑張るというふうな御決意で、スペシャルゲストに箱根駅伝第100回大会優勝の青山学院大学陸上部原 晋監督と大学生ランナーをお迎えして、来る5月26日に盛大に開催される予定でございます。私も実行委員の役員をさせていただいておりますが、全国から参加されるランナーや応援に来ていただく観光客の皆様を温かいおもてなしの気持ちでお迎えし、初夏の寒河江を快走していただき、心地よい汗を流していただき、本市のさくらんぼをはじめ、特産のそばやラーメン、寒河江やきとりや山形牛などを堪能していただく、そして温泉につかって地酒で乾杯していただく、まさに市民を挙げてのビッグイベントでございますが、ぜひ小中高生からのランナーの参加、またはボランティアでの参加などをいただき、ぜひ盛り上げていただきたいというふうに強く思っている次第でございます。

最後になりますけれども、本市の特産さくらんぼが凍霜害による被害に遭わず、豊作となりますよう、そして“さがえ”さくらんぼマラソンの第48回の成功と、そして予定されています市制施行70周年記念事業の大成功を願って、私の一般質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

安孫子義徳議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号12番、13番について、6番安孫子義徳議員。

○安孫子義徳議員 壮風会の安孫子でございます。
よろしくお願いいたします。

早速、通告番号に従い質問させていただきます。

通告番号12、令和6年度当初予算における商工会の要望についてです。

消費喚起策のプレミアム商品券発行事業の継続実施について質問させていただきます。

私は市内商工業者の一人として、この課題に関心を寄せている商工業者として質問させていただきます。

寒河江市商工会から会長名で、令和6年度寒河江市市政に関する要望書が令和6年1月10日に寒河江市議会議長宛てに提出されました。

議長宛ての内容につきましては、全議員に情報共有となっているため、私も内容を読ませていただきました。

市長におかれましては、商工会主催の新春交流会の挨拶で、商工会より要望が出ている旨のお話をしておりましたので、要望内容については把握しているものと思います。

そこで、商工会から要望された内容について、令和6年度の当初予算にどのように反映されているのかをお聞きしたいと思います。

猛威を振るった新型コロナウイルスは、5月から第5類に分類されたとはいえ、以前の状態には戻っておらず、物価高騰や未曾有の円安の影響により、輸入品価格の上昇、無利子・無担保融資のゼロゼロ融資の返済も加わり、コロナ禍の影響からようやく立ち上がろうとしている地方経済は依然として厳しい状態に立たされています。

そのような中、商工会の商業関係、観光サービス業関係者から要望のある消費喚起策のプレミアム商品券発行事業の継続実施を要望しておりますが、市長におかれましては、プレミアム商品券の発行事業による経済喚起策はもう必要ないとの認識なのでしょうか。御見解をお伺い

いたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安孫子議員からプレミアム商品券についての御質問をいただきましたが、この商品券の事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった令和2年から、経済活動への様々な制限による影響、さらにはエネルギーほか物価高騰の影響などを踏まえて、消費喚起による市内経済の循環や生活支援などを目的にして、緊急経済対策として実施をしてまいりました。

その内容に関しましては、市緊急経済対策事業の実行委員会と協議を重ねて、その時々状況に応じて実施をしてきたところでございます。

現在の経済動向を見てみますと、直近2月発表の日本銀行山形事務所の金融経済概況によりますと、「一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しており、個人消費も回復傾向にある」とされているところであります。

しかしながら、エネルギーほか物価高騰による影響、さらには人材不足や人件費の負担増など利益の確保には厳しい要因もあって、市内の中小事業者の一部の方々からは景気回復を実感するにはまだまだ至っていないとお聞きをしているところでありまして、業況については今後も注意深く見守っていく必要があると認識をしているところであります。

プレミアム商品券事業の実施についてでありますけれども、令和5年度におきましても、第2弾として、この2月15日に発行させていただきました、20日には完売をしたということでありまして、大変好評であったというふうに認識をしているところでありますが、今後についてでありますけれども、6年度の当初予算には盛り込んでいないわけでありまして、先ほど申し上げましたけれども、現在の経済の状況、それから今後の見通しなどを踏まえ、これまで同様に国や県の施策の動向とか、さらに関係団体及び市緊急経

済対策事業実行委員会の御意見なども十分お聞きしながら、その必要性、タイミングを判断し、検討を進めていくべきものというふうに考えておりますので、もう発行しないとしているわけではありませんので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 今市長からもありましたけれども、2月15日の発売、チェリンPay、大変好評だったということで、朝、発売日、アクセスができない状態だったんですね。もういろんな方から朝電話来て、アクセスできないんですけど、どういうことだと。私に言われても分かりませんという言葉しかなくて、アクセスできないんだったら、販売している場所があるので、そこにお並びいただいて買っていただけるのが一番ではないかということで、自分が自分で言うておきながら、私は一龍にすぐ飛んで行って買わせていただいたという状況があります。

やはりこれだけ皆さん、チェリンPayに対してすごく欲しいという方がたくさんいらっしゃる。ということは、消費喚起につながる。いろんな事業者が大変助かっていると思うんです。これから、やはり8月お盆商戦とか、年末年始とか、そういう時期を見計らって、このプレミアム商品券の実施をお願いできればと思っています。

続いて、当初予算における観光事業インバウンド促進対策による商業活発化について伺います。

商工関係要望事業のインバウンド促進対策実施による商業活動の活発化という要望がございますが、令和5年度に寒河江市観光振興計画が策定されました。

観光ビジョンの1つ目は、さくらんぼを核としたフルーツによる誘客事業の展開、2つ目が体験・テーマ型観光誘客の促進がうたわれており、コロナ禍が落ち着けば外国人観光客がさく

らんぼ狩りやフルーツもぎ取りなどの体験観光として、多くの外国人が本市に訪れることが想定されます。

特に、台湾から観光客数がこれまでの統計データを見ても約6割を占めており、今般台湾の斗南鎮との友好都市協定を上げている寒河江市としては、台湾からの多くの観光客が訪れることが予想されます。

そこで質問ですが、インバウンド対策をいかに進めていくのか、その対策は当初予算の中で手当てされているのかをお聞きしたいと思います。

1つ目は、現在はホテルや旅館、施設内での案内板は日本語表記であり、外国の看板の書き換えに要する経費の補助をする考えはないのか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 インバウンドの状況でありますけれども、国全体としては、日本政府観光局の発表によりますと、令和5年の年間の訪日外国人観光客数は2,500万人を突破し、コロナ禍前の令和元年との比較で78.6%と、8割程度まで回復が進んでいる状況のようでございます。

本市においても、コロナ禍前の令和元年の年間外国人観光客数は5,678人でしたが、令和5年の年間外国人観光客数は、コロナ禍前と比べて3,021人増の8,699人ということで、コロナ禍前に比べて大分増えているということで、インバウンドが大分拡大をしている状況になっているというふうに認識をしております。

御案内かと思いますが、山形県においては、台湾から山形への国際チャーター便、令和5年6月から11月までで32便運航され、また今年の1月から3月までの期間で、チャーター便が62便運航されるということで、県においてもインバウンド拡大の取組が進められてきているところであります。

こうした状況から寒河江市におきましても、

先ほどありましたけれども、市の観光振興計画の基本施策の一つとして位置づけているインバウンド対策に重点を置いて、観光関連の施設での受入れ体制整備でありますとか、SNSなどを活用した情報発信に力を入れてまいりたいというふうに考えているところであります。

そういった意味で、6年度の当初予算におきましても、インバウンド受入れ体制の強化を図るために、外国人観光客の増加や市内における消費拡大を促進する積極的な取組を支援する補助金を予算化したところでございます。

具体的に申し上げますと、事業者が行う外国人観光客を受け入れるための施設整備、さらには議員からも御提案ありました外国語の表記の看板設置なども含めて、外国人観光客の利便性、それから満足度向上に資するための施設整備などに対して支援をして、本市への誘客を促進していくということにしているところであります。大いに活用していただきたいなというふうに思います。

○**柏倉信一議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 関連しておりますので、次の質問をさせていただきます。

ホテルフロントで外国人に対応するための対話型の通訳機器購入への補助があれば大変ありがたいというお話を聞いております。機器購入の補助をお願いしたいと思いますが、補助の考えはないのかお聞きいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** インバウンドの対応ということで、外国人を接客する際、なかなか言葉が不自由するという場面が多々あるわけでありましょうから、そういう意味で、事業者の方から通訳機器の購入に対する支援などがないのかという声も、私も聞いているところでございます。そういった意味で、先ほど申し上げました施設整備等に対する補助制度を設けているわけでありますので、そういうことの、その制度の中で対

応できればなというふうに思っているところであります。

今後、具体的にその補助金の交付要綱などを定めていくことになるわけでありますけれども、事業者の皆さんからの要望なども十分お聞きしながら、具体的な補助内容、補助対象などについて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** その予算の中でやっていただけるというお話ですので、次の質問はどうかと思いますけれども、関連しておりますので、従業員の外国語会話研修等、何かお考えはないのかお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申し上げましたけれども、やっぱり英語ばかりというわけにはいかない場合も多々あるわけでありますので、そういった意味で、ちょっとした会話、基本的な会話なども勉強して身につけていただくということになれば、おもてなしにとっては大変いいのかなというふうに思います。そういう意味で、来年度予算においても、おもてなし研修、外国人観光客受入れのためのおもてなし研修の開催などを予定しているところであります。

この研修会については、御提案ありました外国語会話研修なども含めていくということで考えておりますので、要望などを十分お聞きしながら、効果的な研修会が開催できるように今後協議してまいりたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 先ほども申し上げましたように、約6割の方が台湾からお越しいただけるということで、ほとんどこれ中国語なんですね。中国語で分かるのは私ニーハオぐらいしか分からないということで、ある程度ちょっとした中国語の会話なんか分かれば、すごくスムーズに

ホテルとか観光施設なんかで役に立つものだと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、企業の人材育成に係る支援についてお伺いいたします。

工業関係要望事項のリスクリングに関する支援措置の実施の項目があります。企業側では相次ぐ諸経費高騰の影響を受けており、さらなる生産性向上に向けた取組を行うため、多能工化に向けた教育などを行っています。1人が単一の仕事ではなく、あらゆる仕事ができるように、人材教育への投資が将来的に企業経営継続につながっていくと考えます。人材育成に係る経費助成として、各種研修経費助成や専門家派遣指導費の一部助成制度をお願いしたいと要望を出されております。

そこで、現在のさがえ未来人材育成支援事業補助金の利用状況についてお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、市内の企業の皆さんが社会構造の変化や社会課題などの解決に対応していくために、新しい分野や技術に挑戦する産業人材を育成する事業に取り組む場合の支援として、先ほど御指摘ありましたさがえ未来人材育成支援事業補助金というものを令和4年度から新設をして運用しているところでございます。

この補助制度の内容について若干申し上げますと、自社の正規従業員を企業や大学、職業訓練機関などに3か月以上派遣をして、新しい分野、もしくは技術に挑戦する人材の育成などを対象とする派遣事業と、自社の経営力や技術力の向上を図るための人材育成を目的とした社内外で研修を行う研修事業の2つのタイプがあります。

これまでの実績としては、経営やマネジメントに係る研修事業について3件の利用がございました。

現在、来年度の募集をしているところでありますけれども、1年間通しての長期研修についての問合せが2件ほどございます。

今後は、制度がある程度浸透して活用が促進されていくのではないかと、市内企業において活発な人材育成のために活用していただけるものではないかというふうに我々も期待しているところでございます。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 これ長いスパンで1年間、または3か月間、このぐらい勉強しないと、なかなか今からこのDX時代についていけないということで、1年間とか3か月ぐらいの要するに講習についてということだったんですけれども、やはり短いスパンでもあると思いますので、その辺にも補助対象にしていいただければと思っております。

この頃よくリスクリングと耳にするようになったんですけれども、これもDX、先ほども申しましたように、もう時代がDX時代に、それについていくような勉強をしていかなきゃいけないということで、2020年に開催された世界経済フォーラム年次総会、ダボス会議において、リスクリング革命と題し、2030年までに地球人口の10億人をリスクリングすると発表しているんですね。この10億人には私絶対入っていないなと思うんですけれども、また日本においても2020年の10月の衆議院本会議で、所信表明演説で岸田首相がリスクリングの支援に5年間で1兆円を投じると表明しています。

技術の進歩など変化が早く、予測が難しい今の時代、幅広い知識とスキルを身につけておくことで、様々な変化に柔軟かつ早く対応することができる、このリスクリング支援をお願いしたいと思います。

続きまして、通告番号13、AED（自動体外式除細動器）を夜間も使用可能について、AEDを24時間使用可能についてをお伺いいたしま

す。

日本では、心臓が原因で突然心停止となる人は約9万1,000人、1日に約200人、7分に1人が心臓突然死で亡くなっています。その原因の多くは、心室細動と呼ばれる重篤な不整脈で、心室細動になると心臓は震えるのみで血液を送り出せなくなり、いわゆる心停止の状態になり、数秒で意識を失い、数分で脳をはじめとした全身の細胞が死んでしまいます。そのため、心室細動からの救命には迅速な心肺蘇生と電気ショックが必要になります。

そのことから、AEDが優れた効果を発揮できる医療従事者以外でも使用可能な医療器具として多くの施設に設置されているものだと思います。

このAEDについては、平成28年第4回定例会において伊藤議員が質問を行っておりますし、また常任委員会におきましても、AEDの各イベント等の貸出しについてや講習会の質疑等も行っており、また一般の方においても広く認識されており、詳細は省略させていただきたいと思いますが、現在寒河江市には、公共施設は公民館、また民間ではスポーツクラブやスーパー、医院、ドラッグストアや各民間事業に100か所以上にも及ぶAEDが設置されており、また各建設現場等で対応できるよう、車両に積載している業者も増えているようです。

心肺停止に陥った人に胸骨圧迫をする理由は、止まっている心臓の代わりに外から手で力を加える胸骨圧迫により、脳をはじめとした体全体に少しでも血液を送る手助けをするためです。

ただ、救命救急士など医療従事者が胸骨圧迫を行っても、本来の心臓の働きに比べ、送り出す血液量は30%にとどまると言われています。

心肺停止に陥ると、心臓が異常なけいれん状態に陥り、通常のポンプの働きを果たせなくなることから、AEDによる電気ショックによって心臓の異常な働きをリセットすることで、元

の正常なポンプの動きに戻すことを促します。

このように、AEDによる電気ショックは有効とされていますが、多くのAEDはその施設内で起こる事故や事件を想定して設置されているもので、施設が閉館した夜間にAEDが使用できないのではという声を多く聞いております。いざというときに使用できないのでは、AEDの効果ありません。

そこで、24時間営業しているコンビニへ設置すれば、誰でもいつでも使用可能と思いますが、市長の御見解を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、AEDの使用というのは、心停止の状態の方が社会復帰率を高めるためには大変有効であるというふうに聞いています。

特に、夜間のお話がありましたが、一般の家庭でそうした状況が発生した場合などは、救急車を呼んで心肺蘇生をしながら、近くにAEDを活用できる環境が整備されているということになりますと、いざというときの安心感を市民の皆さんに大いに与えていくものというふうに思っているところであります。

寒河江市内のAEDの登録設置箇所数は、公共的な学校とか公共的な施設などでは67か所というふうになっております。先ほど安孫子議員からは民間のほうでもいろんなところに設置をされていて、100か所以上になっているのではないかとありますが、その公共施設の67か所のうち、24時間対応というのは寒河江警察署のみというふうになっています。それ以外のところは、夜間などはすぐには使用できないケースが多々あるわけでございます。

一方、市内には一般住宅近くで24時間営業しているコンビニエンスストア、店舗数は17か所ほどあるというふうに聞いております。そこにAEDが設置されるということになれば、大変有効なのではないかというふうに考えておりま

す。今後、その実現可能性について研究していきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** もう一点お聞きしたいことがありますので、もう一点お聞きいたしたいと思ひます。

これは教育長のほうにはちょっと質問ないんですけれども、教育長にも参考になると思ひますので、ひとつお聞きしていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

中山間地では、救急車の到着まで20分も要するところがあります。そして、先ほど申し上げましたが、夜間AEDが設置されている施設も閉館しているため、使用不可能です。

1つ事例を申し上げます。宮崎県の延岡市北浦町に住む方で、中学生と大学生の2人の子供を持つ46歳の父親が突然亡くなりました。9月の夜の10時過ぎ、テレビドラマを見終えたところ、何か気分がちょっと変だわと言って倒れ込み、しばらくすると、まぶたがけいれんし、呼吸も浅くなっていきました。すぐに近所にいる元消防団の人に助けを求め、心臓マッサージをしてもらって、みんなで近くのAEDはどこだということになり、集落の30世帯余りの住民総出で近くのAEDを探しました。その中で、車で5分ほど離れた学校に置いてあることが分かり、近所に住む女性がAEDを取りに駆けつけ、学校に到着すると、玄関には鍵がかかっている、自分の車にあった緊急脱出用のハンマーを使い何度も割ろうとしましたが、強化ガラスは割れず、AEDは取り出せませんでした。AEDを取りに行った女性は、自分がAEDを取り出すことができれば結果は変わっていたのではないかと。当時を振り返ると、心が引き裂かれる思いがする。その思いが今も遺族や地域の人たちを苦しめています。家族の方も、AEDがあれば助かっていたかもしれないという気持ちは今でもあります。使ったけれども間に合わなかった

ということであれば、少しは納得できて今みたいな気持ちもなかったのかもしれませんが。先ほどの学校では、この一件の後、玄関のガラスをあえて割れやすいものに変更し、緊急時には取り出せるようにしたそうです。また、宮崎市の中学校では、設置場所を校舎の外に移したとのこと。

このように、夜間AEDが使用できないのでは、効果が発揮できませんし、守れる命もあるのではないかと思います。

そこで、救急車の到着に時間を要するところにAED屋外ボックス設置の一部補助等の考えがないのかお伺ひしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど宮崎県の北浦町のお話をいただきましたが、身近なところに24時間使用できるAEDがあるというのは、本当に大変なことです。ということに思っております。

特に、救急車の到着に時間を要する中山間地においては、公民館や公共的な施設の中でなくて外にAEDの保管ボックスなどを設置していくということになれば、いざというときの有効利用というのが格段に図られるというふうに思っています。

実際、そういうときに誤ってボックスを開けたりする、あるいは悪さをして開けたりするなどということになると、何か非常に大きな警告音が発生するということがあります。

また、止めるために誰かが対応しなきゃならんということもあって、こういうケースなども含めて、今後地域住民の皆さんの意向確認などを行いながら、AEDの24時間使用の方策について、屋外保管ボックスなどの設置も含めて検討していきたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 日本では、倒れた人を見かけた際にどれぐらいの人が胸骨圧迫などの心肺蘇

生をしているかというデータですが、毎年57.9%の人が胸骨圧迫などの心肺蘇生を開始しているというデータがあります。2人に1人が実施をしているということです。ほぼこっちからこっちの人は、倒れた人がいれば、即胸骨圧迫などをしてそれに備えているということがあるようです。

現在、日本には62万台のAEDが設置されていると推定されているわけですが、世界でも有数のAED保有国と言われています。病院の外で倒れた際に、たまたま周りの人に目撃された心肺停止傷病者のうち、AEDで電気ショックまで受けた割合は僅か5.1%です。

胸骨圧迫は、先ほど市長もおっしゃったとおり、その場に居合わせた人が、まず119番をして、心肺停止があったら心肺蘇生をして、救急車を呼んで、通信指令員の方がそこで丁寧に教えてくれる。私、昨年1年で4回119番しておりますので、大変丁寧に、どういう状態かというのを電話越しに言っていただけますので、私のところには七、八分で間違いなく救急車が来るものですからあまり焦ってはいないんですが、先ほど言いましたように心肺蘇生を試みる人が57.9%もいるにもかかわらず、AEDのショックを実施するのは5.1%にとどまっているというのが現実であります。

その原因として、すぐに使用できる場所にAEDがなかった。また、先ほど言いましたように、時間で閉まって持ち出すことができなかった。これではやっぱり何の効果もないのではということです。

ぜひ、地域に開かれたAEDを実現していただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号14番について、15番荒木春吉議員。

○**荒木春吉議員** 本日最後の一般質問をします。

壮風会の一員として、通告14番の学校教育について質問します。佐藤教育長の答弁をよろしくお願いします。

本市内の小中学校において、コミュニティ・スクールの活動が開始されて4年が経過しています。最初は5校だったのが、現在は全12校に及んでいます。地区内の小中学校の学校だより等を通じて、その活動の一端をかいま見ることができます。

そこで、まず最初のコミュニティ・スクールの活動内容について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** コミュニティ・スクールというのは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む、いわゆる地域と共にある学校ということで、学校運営協議会を設置している学校のことをいいます。

学校運営協議会というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会より任命された委員が一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。

学校運営協議会の主な役割としましては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べるができること。教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができること。この3つが挙げられています。

寒河江市学校運営協議会規則では、委員は20名以内で、対象学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、校長や教職員、学識経験者、地域学校協働活動推進員等、さらには関係行政機関の職員等の中から、校長の意見に基づき、教育委員会が任命し、任期は2年というふうに定

めております。

令和2年度より、学校の実態に合わせてコミュニティ・スクールを導入しております。現在では小中学校が独自性を持った取組を行っております。

例えば陵南中学校においては、学校運営協議会の委員の中に中学校区の3つの小学校の地域協働活動推進員が入っています。このことによって、陵南中学校の教育活動において、例えばスクールボランティアを募集する際には3つの小学校区から幅広く集めることができます。

事例としては、1年生の家庭科の裁縫のスクールボランティアとして、令和4年度は10月から12月に14名の方から、今年度は9月から1月に11名の方から御協力いただき、生徒への学習支援に当たっていただきました。

また、コミュニティ・スクールの導入により、学校の教育活動に地域住民が参加することで、学校だけでなく地域の活性化を図ろうというふうになっている学校もあります。

南部小学校では、学校運営協議会において、南部フェスタという文化祭の在り方について熟議を重ねてきました。令和5年10月28日の土曜日に開催された南部フェスタは、実行委員長であるぎぼうし落語の会の会長の高橋さんの開会の挨拶に始まり、各学年の学習発表に加えて、詩吟とか、南部学区特有の寒南音頭、落語、トランペットとサクスの演奏、芝居などの発表、さらには絵画や生け花、手芸、工芸品の展示会などが開催されました。

この南部フェスタは、南部小のコミュニティ・スクールが目指す地域の皆さんと共にある学校づくり、これを具現化したものであります。

教育委員会としましては、市内小中学校のコミュニティ・スクールの推進を支えるべく、令和4年度よりコミュニティ・スクール推進事業を立ち上げ、各学校に補助金を交付しております。

また、地域学校協働活動推進員の連絡協議会を年に5回開催しまして、各学校の活動状況の共有を図っています。

今後も、各学校が独自性のある活動を展開しながら、学校と地域の連携・協働を一層推進させていくことができるよう、適切な働きかけと支援を行ってまいりたいというふうに思います。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 次に、来年度予算に計上されている学力向上支援員と特別支援教育支援員について伺います。

教育では、学力向上と特支教育は両輪であり、ともに大切、大事なものであります。

特別支援教育は、2019年から文科省の財政措置も始まり、対象児童生徒も増えつつあります。授業に加えて生活面と安全面及び心理的安定にも配慮が必要であり、教員の研修も必須となっています。

そこで、本市内小中学校においての学力向上支援員と特別支援教育支援員の活動状況について伺います。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 寒河江市では、令和2年度より、学力向上支援員、そして特別支援教育補助員を市内小中学校に配置しております。

文部科学省では特別支援教育支援員というふうな職名で呼んでおりますが、寒河江市では、令和2・3年度は特別支援教育補助員、令和4年度より特別教育支援員としております。

配置の目的につきましては、学力向上支援員は、通常学級において学級担任の学習指導の補助を行っております。具体的には、授業中に児

児童生徒への個別指導を行ったり、児童生徒が取り組んだ学習プリントやテストなどの採点業務を行ったりしております。

一方、特別教育支援員は、特別支援学級や通常学級において、学級担任と連携しながら、特別な配慮を必要とする児童生徒の学習や生活の支援を行っております。

配置の人数につきましては、今年度、学力向上支援員を11名、特別教育支援員を16名、小中学校に配置しております。

各学校への配置の要件としましては、学力向上支援員は、児童生徒が32・33名の通常学級に配置をして、特別教育支援員は、児童生徒が4から6名の特別支援学級に配置しています。

いずれも、国が定めている公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定数の標準に関する法律、そして山形県が推進している「さんさん」プランの支援に加えて、市として支援員を配置している状況であります。

また、令和2年度は、学力向上支援員19名、特別教育支援員6名でしたが、令和6年度には、学力向上支援員8名、特別教育支援員19名を予定しています。

その理由としましては、ここ数年、全国学力・学習状況調査の平均正答率の上昇等もあり、学力向上に一定の成果が見られた一方、小中学校における特別支援学級の児童生徒が令和元年度から6年度にかけて1.5倍に増えているというふうな状況のためであります。

議員御指摘のとおり、学力向上と特別支援教育は学校教育の両輪です。今後も、児童生徒の状況や各学校の状況の把握に努め、適切な配置を行ってまいりたいというふうに思っております。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 最後に、本市内小中学校の不登校児童生徒への対策について伺います。

2月下旬の毎日新聞「田原総一朗 日本の教

育 問題は何だ!？」では、NPO法人あなたのいばしょ理事長の大空幸星さんのインタビューが掲載されています。

全国で30万人に迫って10年連続で増加している不登校児童生徒ですが、本人が不登校経験者であり、年中無休・無料のインターネットを利用したチャット相談は、約90万件の相談があったそうです。

彼の主張は、学校という学びの場の重要性和公教育にフリースchool的機能を持たせるべきとの2点です。

そこで、本市内小中学校の不登校児童生徒への対策状況について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 市内小中学校の不登校児童生徒への対策につきましては、10月と2月の年2回、寒河江市不登校予防担当者会を開催しまして、各学校の不登校予防対策について実際にやっている実践事例を共有して、効果のある事例についてそれぞれ自分の学校の対策に生かせるようにしております。

具体的には、不登校予防の取組、不登校児童生徒並びに不登校傾向の児童生徒への対応、不登校の未然防止のための魅力ある集団づくり・授業づくりの工夫、不登校対応における成功事例や教訓とすべき事例、この4点につきまして情報交換を行っているところです。

効果のある事例として、定期的な学校生活アンケートや全員対象の教育相談期間を設定するなど、小さなことでも相談しやすい雰囲気づくりを行っている事例や、子どもを語る会や校務支援ソフトを活用した情報共有を適宜行い、組織的に不登校傾向の児童生徒の対応に当たっている事例があります。

また、子育て推進課や西村山基幹相談支援センターかぼちゃの職員も交えた拡大ケース会議の開催や、適応指導教室、寒陵スクールの教育相談員やスクールカウンセラー、子どもふれあ

いサポーターを活用したチーム学校としての外部機関と連携した対応を行っている事例もあります。

また、日々の学校生活におきましても、自己決定を尊重した毎日の授業づくりや、児童会、生徒会が中心となった学校行事の運営、そして校則の見直しなど、自己決定の機会を保障して自己肯定感の涵養を図っているところです。

そのほかにも、授業以外の場面でも、例えば帰りの会の中で仲間の頑張りやよさを認め合う時間をつくったり、児童生徒の絆づくり、居場所づくりを通して、魅力ある学校づくり、学級づくりを組織的にやっている事例が報告されています。

教育委員会としまして、教育相談体制の充実を図るために、これまでも行っております寒陵スクールの運営や児童生徒、保護者への教育相談を担当する教育相談員の配置に加え、令和6年度からは市内の3つの中学校に、学校には登校できるんだけど、なかなかそこから教室に行けないというふうな、いわゆる別室登校の生徒の指導や支援を行う教育相談員を新たに配置しまして、教育相談機能の強化を図ることを予定しています。

さらには、寒陵スクールと中学校の教育相談員の連絡協議会を開催するなど連携を推進しながら、全ての児童生徒の学びの場の保障と居場所の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 答弁ありがとうございます。

3つほどしゃべります。

1つ、週刊新潮にコラムを持っている里見清一さんという医者がいます。彼は、肺がん専門医であります。医療と教育というのは多分似たようなものなのだなと私は思っています。医療は患者の病気を治す、教育は小学生、中学生の成長を充実させるという目的があります。彼の

モットーは、1つ、医療には金がかかる。同じく教育にも金がかかる。2番目、予算ということですね。3番目、生き物、人間というのは寿命があるということでもあります。学校にも、小学校でいえば1年生から6年生まで、中学校は1年から3年生まで時間が限られています。その中で成果を出すということはすごく大変なことだなと思っています。

ちなみに、彼のモットーは、モットープラスもう一つ、看護学校で教えている生徒さんには必ずこう言うそうであります。患者からのちょっとしたお礼の品、寸志ですね、それはもらっておけと言うそうであります。対償を頂くと賄賂になりますので、寸志なら頂いていいという教えであります。医療には金がかかりますが、里見さんは、できるだけお金をかけない医療を目指して政府の何か委員会の委員にも任命されたということでもありますので、少し参考になるのかなと思っています。

2つ目、私が好きなゴリラ学者の山極壽一さんの最新刊を見ていたら、昨日までは「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」という言葉がモットーでありましたが、今日からは「シンク・ローカリー、アクト・グローカリー」というんだそうであります。ぜひ、我々の活動というか、市の政策を実施するに当たっても、そういう視点でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あと3つ目、今回の不登校の問題が出たとき、運よく毎日新聞に、2月の下旬と、あと3月4日に田原総一郎さんと先ほど紹介した若い人の対談が載っていました。不登校というのは、多分、要は恵まれている国だから不登校生徒が増えているのかなと私は思っています。戦争のある国には不登校生はいませんから、日本はやっぱ冷暖房完備、給食も完備していて、恵まれ過ぎているから増えているのかなというのが私

の考えであります。

でも、せっかく来年度に向けて予算を組んでいただいたわけですから、脳みそを十分に使って、せっかく組んだ予算でありますので、強力な政策を実行するために頑張っていただきたいなと思っています。質問を終わります。

散 会 午後 1 時 1 2 分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

令和6年3月8日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	後 藤 健 一 郎	議員	10 番	渡 邊 賢 一	議員
11 番	伊 藤 正 彦	議員	12 番	古 沢 清 志	議員
13 番	太 田 芳 彦	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志津男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
高 橋 達 也	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
鈴 木 隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	東海林 恒	企画創成課長
石 橋 慶 幸	デジタル戦略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市民生活課長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建設管理課長
伊 藤 孝	上下水道課長	猪 倉 秀 行	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
白 田 純 一	商工推進課長	山 田 良 一	さくらんぼ観光 課 長
小 林 弘 之	福祉国保課長	寺 西 里 衣	健康増進課長
志 鎌 重 美	子育て推進課長	柏 倉 信 一	会計管理者（兼） 会 計 課 長
小 林 博 之	病院事務長	今 野 育 男	学校教育課長
渡 邊 健 一	生涯学習課長	渡 辺 智 昭	スポーツ振興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 局 員 長

○事務局職員出席者

東海林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第4号 第1回定例会
令和6年3月8日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第3号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)
〃 2 議第4号 令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
〃 3 議第5号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
〃 4 議第6号 令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算(第2号)
〃 5 質疑
〃 6 予算特別委員会設置
〃 7 委員会付託
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

質 疑

再開 午前9時30分

- 柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第1、議第3号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)から日程第4、議第6号令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算(第2号)までの4案件を一括議題といたします。

- 柏倉信一議長 日程第5、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第3号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第4号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第5号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第6号令和5年度寒河江市水道事業

会計補正予算（第２号）に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

○柏倉信一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

予算特別委員会設置

○柏倉信一議長 日程第６、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第３号令和５年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）については、議長を除く１５人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第３号令和５年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第７、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第６号
厚生文教常任委員会	議第４号、議第５号
予算特別委員会	議第３号

散 会 午前９時３３分

令和6年3月12日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	後 藤 健 一 郎	議員	10 番	渡 邊 賢 一	議員
11 番	伊 藤 正 彦	議員	12 番	古 沢 清 志	議員
13 番	太 田 芳 彦	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志津男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
高 橋 達 也	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
鈴 木 隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	東海林 恒	企画創成課長
石 橋 慶 幸	デジタル戦略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市民生活課長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建設管理課長
伊 藤 孝	上下水道課長	猪 倉 秀 行	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
白 田 純 一	商工推進課長	山 田 良 一	さくらんぼ観光 課 長
小 林 弘 之	福祉国保課長	寺 西 里 衣	健康増進課長
志 鎌 重 美	子育て推進課長	柏 倉 信 一	会計管理者（兼） 会 計 課 長
小 林 博 之	病院事務長	今 野 育 男	学校教育課長
渡 邊 健 一	生涯学習課長	渡 辺 智 昭	スポーツ振興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 局 員 長

○事務局職員出席者

東海林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

第1回定例会

予算特別委員会終了後開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

日程第 1 議第 3 号 令和 5 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 9 号)

2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

日程第 4 議第 6 号 令和 5 年度寒河江市水道事業会計補正予算（第 2 号）

Ⅱ 5 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

6 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第 7 議第 4 号 令和 5 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

Ⅱ 8 議第 5 号 令和 5 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

9 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

10 質疑・討論・採決

日程第11 議第7号 令和6年度寒河江市一般会計予算

Ⅱ 12 議第 8号 令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算

Ⅱ 13 議第 9号 令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算

Ⅱ 14 議第10号 令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算

Ⅱ 15 議第11号 令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算

16 議第12号 令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算

Ⅱ 17 議第13号 令和6年度寒河江市下水道事業会計予算

Ⅱ 18 議第14号 令和6年度寒河江市立病院事業会計予算

〃 19 議第15号 令和6年度寒河江市水道事業会計予算

Ⅱ ２０ 議第１６号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正について

Ⅱ 21 議第17号 寒河江市課制条例の一部改正について

Ⅱ ２２ 議第１８号 寒河江市情報公開条例の一部改正について

Ⅱ ２３ 議第１９号 寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について

Ⅱ 24 議第20号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

Ⅱ ２５ 議第２１号 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

Ⅱ 26 議第22号 佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止について

- 日程第 2 7 議第 2 3 号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 2 8 議第 2 4 号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について
- 〃 2 9 議第 2 5 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 3 0 議第 2 6 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 3 1 議第 2 7 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 3 2 議第 2 8 号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 〃 3 3 議第 2 9 号 寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 3 4 議第 3 0 号 寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 〃 3 5 議第 3 1 号 屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、R V パーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者の指定について
- 〃 3 6 議第 3 2 号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 3 7 議第 3 3 号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
- 〃 3 8 議第 3 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 3 9 議第 3 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 4 0 請願第 1 号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 4 1 質疑
- 〃 4 2 予算特別委員会設置
- 〃 4 3 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

てまいります。

再 開 午前 9 時 4 5 分

議 案 上 程

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 5 号によって進め

○柏倉信一議長 日程第 1、議第 3 号令和 5 年度寒河江市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の

経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。古沢予算特別委員長。

〔古沢清志予算特別委員長 登壇〕

○**古沢清志予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第3号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）であります。

3月8日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第3号を議題とし、質疑の後、各分科会に付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第3号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第3号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**柏倉信一議長** 次に、日程第4、議第6号令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第5、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。安孫子総務産業常任委員長。

〔安孫子義徳総務産業常任委員長 登壇〕

○**安孫子義徳総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第6号の1案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

議第6号令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求

め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「建設改良費が1億2,000万円とあるが、財源の詳細は」との問いがあり、当局より「1億2,000万円のうち1,485万円は今回内示された交付金を充当します。残りは、建設改良積立金などから支出する予定です」との答弁がありました。

委員より「今回の補正予算による耐震化工事の延長は、どのくらいを見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「工事の延長はおよそ330メートルを予定しています。また、更新にかかる費用には、新しく布設するものに加え、もともとあった管の撤去も含まれます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第6、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第6号令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**柏倉信一議長** 次に、日程第7、議第4号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第8、議第5号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第9、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。月光厚生文教常任委員長。

〔月光裕晶厚生文教常任委員長 登壇〕

○**月光裕晶厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第4号及び議第5号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数

をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第4号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議第5号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第4号及び議第5号の2案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**柏倉信一議長** 次に、日程第11、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算から日程第40、請願第1号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願までの30案件を一括議題といたします。

質 疑

○**柏倉信一議長** 日程第41、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算に対する質疑はありませんか。渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 2点御質問させていただきます。

1点目。一般会計当初予算の39ページ、Pay For Success、全国初の試みであるPFS、成果連動型の婚活事業、結婚支援対策事業についてでございます。一般質問の関連質問で、過去にこの全国初の試みについて実施回数19回、延べ100人を予定しているというふうなことで、今年度の事業が行われていると思うんですが、この現在の実績、委託料。今年度は711万円というふうなことだったと思いますけれども、新年度予算534万6,000円。この関連、まだ引き続くんでしょうけれども、成果と課題などについて、しっかりとお考えがあるかお尋ねしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 東海林企画創成課長。

○**東海林 恒企画創成課長** それではPFS事業についてお答えを申し上げます。

まず、初めの実施状況であります。今年度、先月2月までになります。まずセミナーのほうを4回開催しておりまして、約70名の方が参加いただいております。また、婚活のイベントであります。こちらにつきましては1月末現在というふうなことになります。延べ8回開催し、114名の方から参加をいただいております。

なお、来年度の事業費ということですが、こちら御案内のとおり、成果連動型というふうなことでありまして、基本額に、まず連動型の支払いであります。イベント等の啓発事

業の参加者数、2番目が婚活サービス事業者への登録者数、最後になりますが、成婚数、こちらの3項目につきまして、参加者数、また成婚数に応じて金額を加算してお支払いをするといった内容になっております。なお、今年度につきましては、現段階において事業者のほうから、今年度の成婚された方はまだ報告は受けていない状況になっております。以上です。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 成婚までなかなか大変だというふうなことも伺っているわけですが、引き続き、ここについては進めていただけるようお願いをしたいと思います。

続いて、10款の教育費、87ページ、10款1項2目教育総務費の事務局費ということで、今回、委託料5,200万円。学校統廃合の調査設計費ということだと思うんですが、これについては一応構想基本計画、基本設計というふうなことで理由づけがあるわけですが、どのような入札方法をお考えなのか。一般的に、コンペ方式とかプロポーザル方式、あと総合評価など、現在、多様な入札が行われていると思いますが、どういうことをお考えなのか。

特に、校舎、グラウンド、あと外構とかフェンス、その他教育施設の基本構想、基本計画となると、かなり膨大になると思うんですが、この件について、どのような構想、デザインでこの競争入札などをされるのか。これについてもお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 今野課長。

○今野育男学校教育課長 お答えいたします。

内容等についてはこれから内容を検討しまして、仕様書等を作成しようと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員

○柏倉信一議長

○渡邊賢一議員 詳細は予算特別委員会でお伺いしますけれども、この5,200万円というふうなところが妥当かどうかというふうなことで、どのように内部で検討されたか。また、今後、みらい協働課のほうで調整されていくんだろうというふうに思うんですが、今、学校教育課のほうで、どこまでそこをつくっていくのか、それについてもお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 どこまでといいますと、すみません。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 その基本構想、デザインなどについてです。

○柏倉信一議長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 基本構想、基本方針について全て委託して、業者のほうで作成してもらうことを考えております。

○柏倉信一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第8号令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第9号令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号寒河江市介護保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第12号令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第13号令和6年度寒河江市下水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第14号令和6年度寒河江市立病院事業会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第16号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第17号寒河江市課制条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第18号寒河江市情報公開条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第19号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第20号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第21号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第22号佐藤文庫図書購入基金条例等

の廃止についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第23号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第24号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第25号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第26号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第27号寒河江市介護保険条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第29号寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第30号寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第31号屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者の指定について

に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第32号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第33号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第1号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○**柏倉信一議長** 日程第42、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算から議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算から議第15号令和6年度寒河江市水道事

業会計予算までの9案件については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することになりました。

委員会付託

○**柏倉信一議長** 日程第43、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務産業常任委員会	議第16号、議第17号、 議第18号、議第19号、 議第20号、議第21号、 議第23号、議第29号、 議第30号、議第33号、 議第34号、議第35号
厚生文教常任委員会	議第22号、議第24号、 議第25号、議第26号、 議第27号、議第28号、 議第31号、議第32号、 請願第1号
予算特別委員会	議第7号、議第8号、 議第9号、議第10号、 議第11号、議第12号、 議第13号、議第14号、 議第15号

散 会 午前10時12分

○**柏倉信一議長** 以上で本日の日程は終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和6年3月22日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	後 藤 健 一 郎	議員	10 番	渡 邊 賢 一	議員
11 番	伊 藤 正 彦	議員	12 番	古 沢 清 志	議員
13 番	太 田 芳 彦	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志津男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
高 橋 達 也	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
鈴 木 隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	東海林 恒	企画創成課長
石 橋 慶 幸	デジタル戦略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市民生活課長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建設管理課長
伊 藤 孝	上下水道課長	猪 倉 秀 行	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
白 田 純 一	商工推進課長	山 田 良 一	さくらんぼ観光 課 長
小 林 弘 之	福祉国保課長	寺 西 里 衣	健康増進課長
志 鎌 重 美	子育て推進課長	柏 倉 信 一	会計管理者（兼） 会 計 課 長
小 林 博 之	病院事務長	今 野 育 男	学校教育課長
渡 邊 健 一	生涯学習課長	渡 辺 智 昭	スポーツ振興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 局 員 長

○事務局職員出席者

東海林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第 6 号

第 1 回定例会

令和 6 年 3 月 22 日（金）

予算特別委員会終了後開議

再 開

（予算特別委員会付託関係）

- 日程第 1 議第 7 号 令和 6 年度寒河江市一般会計予算
- 〃 2 議第 8 号 令和 6 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 3 議第 9 号 令和 6 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 〃 4 議第 10 号 令和 6 年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 5 議第 11 号 令和 6 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 6 議第 12 号 令和 6 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
- 〃 7 議第 13 号 令和 6 年度寒河江市下水道事業会計予算
- 〃 8 議第 14 号 令和 6 年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 9 議第 15 号 令和 6 年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 10 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 11 質疑・討論・採決

（総務産業常任委員会付託関係）

- 日程第 12 議第 16 号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正について
- 〃 13 議第 17 号 寒河江市課制条例の一部改正について
- 〃 14 議第 18 号 寒河江市情報公開条例の一部改正について
- 〃 15 議第 19 号 寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 〃 16 議第 20 号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第 21 号 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 〃 18 議第 23 号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 19 議第 29 号 寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 20 議第 30 号 寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 〃 21 議第 33 号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
- 〃 22 議第 34 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 23 議第 35 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 24 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 25 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第26 議第22号 佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止について
- 〃 27 議第24号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について
- 〃 28 議第25号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 29 議第26号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 30 議第27号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 31 議第28号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 〃 32 議第31号 屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者の指定について
- 〃 33 議第32号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 34 請願第1号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 35 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 36 質疑・討論・採決

- 日程第37 議第36号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）
- 〃 38 議案説明
- 〃 39 委員会付託
- 〃 40 質疑・討論・採決
- 〃 41 議会案第1号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- 〃 42 議案説明
- 〃 43 質疑・討論・採決
- 〃 44 議員派遣の件
- 〃 45 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

再 開 午前10時25分

○柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
今野学校教育課長から、3月12日の会議での

発言について、お示しのとおり、その一部を取り消したい旨の申出がありました。この発言取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、今野学校教育課長からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

ただいまの発言取消しの許可に伴い、これに関連する以降の発言についても、配付用の会議録から削除することといたします。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

○荒木春吉議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、3月11日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正について、議員派遣の件及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての4案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり、変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第1、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第10、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。古沢予算特別委員長。

〔古沢清志予算特別委員長 登壇〕

○古沢清志予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算、議第8号令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第10号令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第13号令和6年度寒河江市下水道事業会計予算、議第14号令和6年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月12日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、質疑の後、各分科会に

分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第15号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算、議第8号令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第10号令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第13号令和6年度寒河江市下水道事業会計予算、議第14号

令和6年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第15号の9案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**柏倉信一議長** 次に、日程第12、議第16号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正についてから、日程第23、議第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてまでの12案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第24、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。安孫子総務産業常任委員長。

〔安孫子義徳総務産業常任委員長 登壇〕

○**安孫子義徳総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第16号から議第21号まで、議第23号、議第29号、議第30号及び議

第33号から議第35号までの12案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第16号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の条例改正によりみらい協働課が新設されるが、人員の配置についてはどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「正確な人数等は、本条例改正可決後に行われる人事により決まりますが、現時点では、課全体として6名程度の配置を考えています。内訳としては、企画創成課及び建設管理課からの異動に加え、ほかの課からも一、二名程度の人員の異動を想定しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市情報公開条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「職員の夏季休暇の取得状況は」との問いがあり、当局より「夏季休暇は3日間取得可能であり、職員の平均取得日数は2.95日です。取得状況は、おおむね3日間に近い状況ですが、今回の制度改正により、休暇をより取得しやすいようにするものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説

明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第16号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正について、議第17号寒河江市課制条例の一部改正について、議第18号寒河江市情報公開条例の一部改正について、議第19号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について、議第20号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議第21号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業

等に関する条例の一部改正について、議第23号寒河江市都市計画税条例の一部改正について、議第29号寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議第30号寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、議第33号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について、議第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について及び議第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての12案件を一括して採決いたします。

ただいまの12案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

12案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第23号、議第29号、議第30号、議第33号、議第34号及び議第35号の12案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第26、議第22号佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止についてから、日程第34、請願第1号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願までの9案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第35、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。月光厚

生文教常任委員長。

〔月光裕晶厚生文教常任委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第22号、議第24号から議第28号まで、議第31号及び議第32号並びに請願第1号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第22号佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「このたびの改正は、数え年100歳の方への祝い金支給について、30年以上の居住を要件としている部分を削除するものであるが、実際にこの要件を満たせず、祝い金支給の対象外になった方はどの程度いるのか」との問いがあり、当局より「当該要件を満たせず、祝い金支給の対象外になった方は、過去3年間で4名です。なお、令和5年度において、3名の方が居住期間25年以上30年未満で祝い金支給の対象外となったことをきっかけとして、このたびの改正検討に至ったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「東日本大震災の発生から今年で13年が経過したが、本市に避難されている方は現在どの程度いるのか」との問いがあり、当局より「本市に避難されている東日本大震災の避難者は14世帯の40名です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「選定結果の類似施設等の管理実績の項目について、類似しない施設の管理実績があることを理由に、評価を8点としているが、これはどのような理由によるものか。また、基準点の2点と評価されるのはどのような場合なのか」との問いがあり、当局より「類似する施設の管理実績がある場合は10点、類似しない施設の管理実績がある場合は8点としております。

また、指定管理及び業務委託の実績がない場合、基準点の2点となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在、世界的にはコロナ禍からの復興、そして日本においては大地震の発生を理由として、電線が不足している。今回はこの影響を受けて、保育所新設の工期が延長されたことに伴い、指定期間を1年間延長するものだと思うが、当該工事は1年以内に終わる見込みなのか」との問いがあり、当局より「建築資材が想定よりも早期に入る見込みである旨を、業者より報告を受けており、1年間の延長で間に合うものと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見の内容を申し上げます。

委員より「この請願は、マイナ保険証の廃止を求めるものではなく、現行の健康保険証の発行を継続してほしいという趣旨のものである。マイナ保険証を使用しているのは国民の4%にすぎない現状がある中、現行の健康保険証を今年の12月に廃止するのは時期尚早である。高齢の方がマイナ保険証を使用しているようであるが、トラブルが発生しているとの話も聞く。また、高齢者福祉施設では、入所者の健康保険証及びマイナンバーカードを預かっている現状があるが、現行の保険証廃止後に資格確認書が交

付されるのであれば、入所者の所持品管理面での施設の負担軽減は期待できない。国が、マイナンバーカードを健康保険証として確実に使用できるようなシステムを構築するまで、現行の健康保険証も並行して使用できるものとするよう国に対し訴えていくべきである」との意見がありました。

委員より「先ほど、ほかの委員より、高齢者施設における所持品管理の面での負担に関する話があったが、まさしくそのような負担を軽減するために、国では様々なものをマイナンバーカードに統一しようとしているのだと思う。また、請願の趣旨について、マイナ保険証の運用においてトラブルが起これないシステムを構築するべきという点については同意する。一方で、この件については、ある程度期限を定めないと進まない話であると思うので、現行の健康保険証を存続すべきという点については賛成できない」との意見がありました。

次に、自由討議に入りましたが、自由討議の申出はなく、討論に入りました。

討論の内容を申し上げます。

委員より「マイナンバーカードにより、様々なことが便利になるということで、健康保険証とのひもづけも行われてきたところであるが、マイナ保険証への移行については過渡期であり、現状、マイナ保険証を利用しているのは国民の4%程度にすぎないことも踏まえれば、今年の12月に現行の健康保険証を廃止するのは、時期尚早である。また、マイナ保険証を持っても、システムエラー等により使用できない場合は、資格確認書を提示しなければならず、二度手間になるという懸念もある。期限を設けることの必要性も理解はするが、この件に関してはもう少し余裕を持った計画とすべきである。この請願をぜひ採択していただきたい」との討論がありました。

委員より「マイナ保険証の運用において、ト

ラブルが起こらないシステムを構築するべきという点については同意するところである。一方で、様々な種類の健康保険証が統一されることや、転職時等に健康保険証の再発行が不要となることなど、マイナ保険証への移行には確実にメリットがある。この件については、着実に前進させるべきものであると考えるため、私はこのたびの請願には反対である」との討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第36、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

太田議員に申し上げます。第何号議案に対する討論ですか。（「請願第1号に対する討論です」の声あり）反対ですか、賛成ですか。（「賛成です」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

後藤健一郎議員。（「同じく請願第1号に対する討論でございます」の声あり）賛成討論ですか、反対討論ですか。（「反対の立場での討論になります」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

渡邊議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。（「同じく請願第1号に対する討論です」の声あり）賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成討論です」の声あり）

そのほかに討論はありませんか。

では、請願第1号賛成討論について、太田陽子議員の発言を許します。太田議員。

〔太田陽子議員 登壇〕

○太田陽子議員 請願第1号について賛成の立場から討論を行います。

この請願は、山形県社会保障推進協議会が行った医療機関へのアンケートなどにより、マイナカード保険証の一本化を12月2日より実施しますが、軌道に乗るまでの間だけでも現行の保険証を併用できるよう、政府に意見書の提出をしてほしいという請願です。

このアンケートは、山形市や米沢市、長井西置賜、上山、新庄最上、北村山、天童東村山、寒河江西村山など8地区の病院、医院、歯科医院など839の施設を対象にアンケートを実施しております。270か所より答えをいただきました。回答率は32.2%です。

マイナ保険証の一本化、従来の保険証の廃止について自由な御意見を書いてほしいという欄には、172件の意見がありました。賛成、もろ手を挙げて賛成だという意見など、20件ほどでした。進めなければならないと思うが、まだ時期尚早だという意見なども多くありました。窓口業務の煩雑さや、高齢者への配慮、マイナカードの危険性など、現場の声が寄せられています。人手不足の解消など役に立つと思うが、今現在の段階では、時期尚早ではないか。マイナカードの必要性は分かるが、併用できないかなど現場の複雑な状況も書かれておりました。これ以上、機器などの負担は困難であり、今後、システムの変更などあれば、廃業を考えているなどのお声もありました。高齢者の患者の多い医院など、今まで1件の利用もないという声も寄せられていました。

高齢者が使えない。訪問診療などカードリーダーを持ち運べないなど、また、発熱外来など車で待ってもらうときに、どのように顔認証するのかなど、疑問も寄せられています。医療か

ら遠ざかってしまう人を生むような現場もあるようです。国民皆保険の根幹を揺さぶるものではないかという意見もありました。知的障がい者や高齢者の施設など、そもそもマイナカードがつかれない問題などの指摘もありました。

各種保険証の問題、結局、確認が必要なわけです。小児科では、1人で3人の子供を通院される方など、保険証や医療証であれば窓口に出せばよいだけですが、3人分のマイナカードを読み込ませるのに時間がかかり、子供から目を離す時間があり、子供の安全面での心配があるなどの御意見もありました。特に現在の保険証で問題ないなどの意見も多数寄せられています。

このように現場での不安が多い中、12月2日から、マイナ保険証を持っていない方以外は、保険証が使えないようになります。今、少し使う人が多くなって4.99%、約5%の利用があるということですが、寒河江市に換算すると、現在では2,000人ぐらいの方が利用しているという計算になります。他の方は、現行の保険証を利用しています。

この中で、約50%の方がトラブルに遭ったということなので、1,000件の方がトラブルになっているという現状があります。これが、今、マイナカード保険証を持っている70%の市民の方が利用するようになったら、2万8,000人。まだ完璧なシステムになっていない状況であれば、トラブルの頻度は同じと考えれば、1万4,000件のトラブルが発生するのではないのでしょうか。これでは、医療機関の窓口はパニックになってしまいます。

患者も、保険証の情報がなければ、窓口10割負担が求められることもあるそうです。現在でも、1%ぐらいの方が10割負担しているという現状があるそうです。1%でありませんでした。1人、2人の方が10割負担したというアンケートの報告がありました。

試用期間という割には、利用率はほとんど上

がりません。逆に、昨年12月ぐらいまでは利用率が下がっている現状がありました。推進している国家公務員の利用率は4.36%で、一般国民よりも低い現状です。そんなに便利だったら、まず隗より始めよ、国家公務員が100%になるのではないのでしょうか。

マイナカードに保険証をひもづけた方たちは、全員、マイナカードが12月2日から利用になります。本当にこのままでよいのでしょうか。政府が推進していることだからやるべきだという意見もありますが、アンケートで示されているように、現場では大きな矛盾と問題点が指摘されています。その声に耳を傾け、国民のために改善をしていくのが必要ではないのでしょうか。この12月に保険証を廃止して一番困るのは、高齢者、障がい者など弱者と言われている方々と、昼夜を問わず頑張っておられる医療従事者の方々ではないのでしょうか。もう少し猶予を設けてほしいというのが、この請願の願意です。

医療機関の多くは、12月以降、大変な状況になると書いておられる方もおります。システムの充実を図り、マイナカードが通らなければ保険証を見せるなど、少しの間、併用していくため、この意見書を国に提出してほしいと思います。

ぜひ、皆さん賛成していただき、この意見書を通していただきますようお願い申し上げます。

これで賛成討論といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 次に、請願第1号反対討論について、後藤健一郎議員の発言を許します。後藤議員。

〔後藤健一郎議員 登壇〕

○**後藤健一郎議員** 私は、請願第1号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願に関して、採択に反対の立場で討論をいたします。

現在、日本を含めた世界各国が国を挙げてデ

デジタル化を推進しております。国連経済社会局による電子政府調査を見ますと、日本は2018年に10位でしたが、2020年版では14位、2022年版でも14位となっており、トップテン圏外に追いやられております。特に、コロナ禍で感じた方も多いと思いますが、給付金や支援金の給付遅れ、感染者情報のファクス集計による保健所業務の逼迫、ワクチン接種システムの混乱など、欧米諸国や台湾、シンガポールで行われたスムーズな行政サービスが我が国では実現できなかったため、現在、デジタル化を急いでいるのだと思います。

世界デジタル政府ランキングを発表している早稲田大学電子政府自治体研究所の岩崎教授は、日経エクステックの取材に、「日本の課題は官庁の縦割り行政の弊害に加え、官庁と自治体におけるデジタル化の遅れや、スピード感の欠如が挙げられる。マイナンバーカードの活用には大きな可能性があり、マイナンバーカードにひもづいた行政サービスをどれだけ増やすか、どれだけ便利にするかが課題だ。多くの人たちがデジタル行政サービスに触れ、その体験を通じて、利便性を実感するような機会を増やす必要がある」と語っておりました。

マイナ保険証のメリットを無所属の一市議会議員の私が説明するのもおこがましいのですが、簡単に申し上げますと、例えば、患者さんの過去の薬剤情報や特定健診結果を共有することが可能になるため、旅行先や初めてかかる医療機関でも、過去の医療情報等を活用して、より適切な医療を受けられるようになります。また、マイナポータルで過去の薬剤情報や特定健診の情報を自分で見ることができますので、自分自身の健康管理を確認することも可能です。そのほか、マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、領収書を保管、提出する必要がなく、確定申告の医療費控除が簡単になりますし、先日の令和6年度国民健康保険特別会計の

予算審議でも高額療養費制度の説明がありましたが、マイナ保険証だと、前もって用意する限度額適用認定証が不要になり、高額療養費制度の限度額を超える支払いは、その場で不要となります。

また、私自身が一番メリットだと思っているのですが、転職や離職時に毎回、保険証を再発行しなくてもいいというのもあります。

請願審査時に、追加の資料として提出いただいた寒河江西村山地区の医療機関の方々からのアンケートの自由意見にも、古い保険証を出してくる患者さんがいるので、マイナ保険証は有用だと思う、たくさん種類がある保険証、その煩雑さや、ほかの保険証への変更手続きが複雑、高齢化や人口減少等、これからの社会を考えたときの対策の一つだと思うと、先ほど私が挙げた点と似たようなメリットを回答された医療機関の方もいらっしゃいました。

さて、ここで世界的な流れや日本としての取組、少子高齢化の人手不足を考慮してのデジタル化のメリットをこれまで申し上げましたが、マイナンバーの資格情報とのひもづけエラーが明るみとなり、国民の不安が増している、導入したばかりで、機器がうまく接続できないというのが、本請願の背景だと思われます。

機器のトラブルは、一度つながってしまえば、そう大きな問題にはならないと思います。また、マイナンバーと資格情報とのひもづけエラーは、入力作業でのヒューマンエラーが主な原因であります。これについては、総点検の実施及び再発防止策が現在取られているかと思います。

では、資格確認にマイナンバーを用いない、すなわち、現行の紙の保険証での資格確認にエラーがないのかということ、そうではありません。厚生労働省の報告書によりますと、資格喪失後の受診や、医療機関等での転記ミスといった資格過誤に起因する保険者の事務負担は、年間約30億円程度。医療機関や薬局等、保険医療機関

の事務負担は年間約50億円程度あり、合わせて年間約80億円程度の事務負担があると試算されております。また、2016年度に支払基金に請求されたレセプトのうち、資格過誤によって返戻されたレセプトは147万6,000件、384億7,000万円というデータも示されており、保険証の回収の徹底が困難な保険者では、未収金も発生しておりますが、事務コストをかけて資格を追跡しても、不明なケースが少なくないとのことでした。

これらの問題は、一度修正すれば直る機器やひもづけエラーと異なり、使い続ける限り、今後も発生し続けるものです。これらの手間やコストをできるだけ削減しようと進めているのが、このマイナ保険証の大きな目的かと思います。

確かに、マイナ保険証と現行の健康保険証を並行して使うのは、現在と同じですので、不安はないかと思います。しかし、その行く末は、ほかの事例で多々私たちが目にしてきたかと思いますが、結局デジタル化が進まず、並行利用なので、人の手も時間もコストもかさむ結果になることは、想像に難くありません。

今回の請願内容にあるマイナ保険証の運用について、トラブルが起こらないシステムにすることについては、もちろん私も賛成です。しかし、さきに申し上げたとおり、数々のメリットに加え、現行の保険証のエラー削減を図ることができるマイナ保険証は、我が国の医療DXを進める上での基盤であると思いますので、私は、国民の不安を払拭するための措置完了が大前提ではありますが、このまま期限を設けずに、現行の保険証を使い続けるようにするこの請願の採択には反対いたします。

○**柏倉信一議長** 次に、請願第1号賛成討論について渡邊賢一議員の発言を許します。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○**渡邊賢一議員** 請願第1号健康保険証廃止反対の請願に、賛成の立場で討論をさせていただきます

ます。私がこれから述べる3つの論点及び理由から、願意妥当として賛成の討論でございます。

まず冒頭、高齢者、退職者でつくる年金生活者の団体より、発言の要請を受けてきたことを申し上げます。また、昨日の隣町の天童市市議会において同様の、この請願が採択されたというふうなことが、今朝の山形新聞にも出ておりました。様々な論点から、天童市でも議論されたと思いますけれども、やはり、今ほど、反対討論された後藤議員のことよりも、むしろやっぱり請願について賛成をされた極めて賢明な御判断だったというふうに、私は思っております。

さて、まず1点目です。いまだに市民7,000人以上がマイナンバーカードを取得していない状況、また、取得していても保険証とひもづけしていない市民が2,000人以上というふうに多数に上ることです。

本市のマイナンバーカードの普及率ですが、2月29日現在81.91%で、市民の約2割に当たる7,000人以上の方が、取得の意思もなく、取得されておられません。また、国民健康保険証にひもづけしておられる方は1月15日現在、被保険者7,060人中4,953人で、2,000人以上の方がひもづけされていないという状況でございます。特に、高齢者が多い地区別では、高齢化が進む地区が取得率に影響しているというふうにお聞きしています。つまり、地区ごとの本市の高齢化ベストファイブとなる白岩地区、これは48%、醍醐地区45%、三泉地区45%、高松地区43%、そして柴橋地区38%ですので、これらの地域にお住まいの高齢者の方々にとって、健康保険証が廃止されれば、一々資格確認証の発行で困る方がたくさんいらっしゃるというふうなことでございます。

次に、2点目。各種アンケート調査から、廃止反対の首長、市民が多数を占めているということでございます。まず、共同通信が全国の市区町村長に実施したアンケート結果でございま

す。これは、昨年7月に実施し、全1,741市区町村長のうち79%の1,720人が回答した。回答した首長のうち、廃止時期について予定どおり廃止すべきだというふうな方は29%、廃止を延期すべきだが41%、廃止を撤回すべきだとの答えも2%あったということでございます。28%はその他というふうに回答された。つまり、現行の健康保険証を廃止する政府方針には、4割超が延期を求めているということでございます。予定どおりの廃止を求めたのは、3割弱。

マイナンバーカードに健康保険証機能を持たせるマイナ保険証への一本化は、他人の個人情報とひもづけされるなど、トラブルが相次いできたこと、そして市民には不安が高まっていること、こういったものが影響しているというふうに思いますし、政府は総点検本部を設置して、この問題の確認をしてきましたけれども、野党だけでなく、自民党からも廃止時期の見直しを求める声が上がっているということです。行政の現場を担う自治体トップの懸念が強まる中、対応を迫られているのが現状です。

さらに、昨年12月の毎日新聞世論調査では、政府がマイナンバー制度の総点検の結果を踏まえ、現在使われている健康保険証が予定どおり、今年秋に廃止される方針を決めたことについての賛否も、反対が57%で賛成は29%にとどまった。分からないが13%だと報道されています。

さて、最後に3点目、マイナンバーカードを扱う医療機関側の問題でございます。御案内のとおり、3月19日の山形新聞にも掲載されましたけれども、先ほど太田議員からも発言が、討論の中でございました。県内の医療機関の約半数で、マイナンバーカードが読み込めないなどのトラブルが発生している。廃止すべきでない、延期すべきという回答が8割近かったというふうなことです。また、能登半島地震で浮き彫りとなった災害時の停電では、医療機関では全く使用不可能となる脆弱なシステムでございます。

災害時には、万一、このカード紛失によってプライバシーが守れなくなるという高いリスクがあるということです。特に、プライバシー保護対策が十分でないことは、市民が不安に思い、申請をためらい、取得しても使用を控えてしまう原因なのではないでしょうか。

マイナ保険証の進め方について、立憲民主党をはじめとする野党チームから政府に申入れをしていますが、政府の対応は十分講じられていない状況でございます。具体的には8つの問題でございます。

1つ目は、様々なトラブルの原因把握と対応策が不十分なこと。廃止の延期についても検討されていないこと。マイナ保険証を利用しないと不利になることは行われないように、担保するものがないこと。高齢者や障がい者など医療ニーズが高い方に、排除されないようにする対策がまだまだ不十分なこと。DV、ストーカー、虐待等、被害者がマイナ保険証でプライバシーが守れない、そういった対策が必要なこと。廃止賛成が3割以下と少数で、十分納得できるセキュリティ対策が不十分であること。カードを取得していない人でも、保険診療が受けられる、本人からの申請に基づく資格確認書を発行する制度で、施行後も最長1年間は現行の健康保険証が使える特例措置を設けたわけですが、これも、こういったものも不十分であり、多くの首長から延期を求められていること。そしてマイナ保険証は、患者が同意すれば、医師や薬剤師が過去の診療情報を見られるため、患者の不利益になる場合があること。以上8点。こうしたことが問題だというふうに思います。

つまり結論を申し上げますと、今申し上げた3つの理由から、保険証を廃止することは、不利益かつ不便になる、多くの市民の反対意見を切り捨てるべきではないということでございます。

もっと簡単に言うと、本市のマイナンバーカ

ードの未取得者は7,000人であって、スマートフォンの普及からチェリンPayが使えないのと同じように、紙ベースでしっかりとフォローすべきであるというふうに思います。

そして、使えない高齢者の割合が多く今後予想されるのは、ハートフルセンターでの資格確認書の交付事務担当の業務量の増大、医療機関のトラブルで、保険証が確認できないことから10割負担を求められたなんていうふうな場合が、また起きかねません。そしてさらに言うと、以前登録したパスワードを忘れて、5回入力を誤ると使用不可能となり、再登録しなければならない面倒なカードでもあるからでございます。

先ほど申し上げたように、本市及び県内の医療機関のマイナカードに対する機器整備率も万全ではないというふうに指摘されておりますし、ほとんどあっても、トラブルが多いので使用していないところもあるわけでございます。今後定着するまでの猶予期間が必要であることは明々白々ではないでしょうか。

最後に、いわゆる政治と金の問題、派閥の政治資金をめぐるキックバック裏金問題で、岸田政権は、最近の内閣支持率は2割を切ったとまで、あるマスコミが報道しています。国民の信頼を得ていない中でデジタル化を強引に進めていくことは、ますます不信につながっていくのではないのでしょうか。新自由主義の典型的な弱者切捨て、高齢者と障がい者に冷た過ぎる政策にほかなりません。国が進める政策であるからこそ、あえてこのことを申し上げたいというふうに思います。

そして、この間、コロナ禍や自然災害などを経験し、多くの市民の皆さんは安全安心に対するニーズや意識が高まっております。どうか、この請願の願意をしっかりと受け止めて賛成していただくことを申し上げ、私の賛成討論を終わります。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号を除く議第22号佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止について、議第24号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について、議第25号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について、議第26号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第27号寒河江市介護保険条例の一部改正について、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、議第31号屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者の指定について及び議第32号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定についての8案件を一括して採決いたします。

ただいまの8案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第22号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第31号及び議第32号の8案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第37、議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第38、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 私から、議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、トイレ機能に加え地域道路情報の掲示スペースなどを有する多機能型休憩スポットの整備を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ3億4,995万3,000円を追加し、予算総額を249億9,386万9,000円とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては財政課長から説明させていただきますので、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

- 柏倉信一議長 小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

- 小泉 尚財政課長 それでは、私から詳細について説明させていただきます。

初めに、第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。

このたびの補正は、令和2年2月に策定いたしましたチェリーランド再整備計画に基づく整備に係る補正となります。

チェリーランド再整備計画においては、道の駅が持つ多様な機能や効果が十分に発揮される

よう留意しつつ、地域観光拠点施設の強化、増強及び再構築を目指して取り組んでいくとしており、その中で公衆トイレの新築や急速充電器の更新について検討した結果、コロナ禍を経て、社会情勢の変化等に対応するため、トイレを含む多機能型休憩スポットをギャザリングスポットと命名し、整備することといたしました。

整備の内容ですが、国道112号線通行者が利用するトイレの機能に加えて、二輪ユーザーの休憩スペース、コインシャワー、電動モビリティ充電スポット、地域道路情報掲示スペース、授乳調乳等乳幼児スペース、多目的トイレ、子供専用トイレなど様々な機能を有する施設で、バイクや自転車、また障がいを持つ方や乳幼児を連れている方まで、112号線を通行する全ての皆さんが使いやすく、そして滞留することから始まる地域活性化を目的とするものでございます。

このたび、国の令和5年度補正予算の交付金に当該事業が採択されたことから、追加議案として上程させていただくものでございます。

歳入について御説明いたしますので、6ページの事項別明細書を御覧ください。

14款国庫支出金は、デジタル田園都市国家構想交付金であります。地方創生推進タイプと地方創生拠点整備タイプがあり、それぞれに採択されました。地方創生推進タイプは備品整備に係るものでございます。一方、地方創生拠点整備タイプは、設計、工事監理、用地造成、建築等に係るもので、両タイプとも対象経費の2分の1が国から交付されます。

18款繰入金は、財政調整基金から繰り入れるものでございます。これにより、財政調整基金残高は約20億3,631万6,000円となります。

21款市債は、このたびについては、国の交付金の対象経費のうち、交付金を除いた全額を起債することができるため、1億5,690万円を計上しております。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

7 ページを御覧ください。

8 款 4 項 2 目の公園費でございます。12 節委託料は、施設整備に係る実施設計や工事管理に要する経費でございます。14 節工事請負費は、建物本体工事、電気工事、機械設備工事、受電設備や急速充電器工事、外構工事に要する経費でございます。17 節備品購入費は、施設に設置するディスプレイや、授乳ソファ、おむつ替え台、テーブル、ベンチ等を購入する経費でございます。

続きまして、第 2 表繰越明許費補正について御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

令和 6 年度に繰り越す理由でありますけれども、2 款 1 項の総務管理事業は、ふるさと納税に係る不祥事に対する再発防止対策の内容について外部検証を受けるため、令和 5 年第 4 回定例会において補正予算の可決をいただいたものでありますけれども、内部での検証に時間を要し、年度内完了が困難となったためでございます。

8 款 4 項のチェリーランドギャザリングスポット整備事業につきましては、ただいま御説明申し上げましたとおり、令和 5 年度の国補正予算を活用し、このたびの歳出予算に追加した事業であることから、年度内の完了が困難なためでございます。

続きまして、第 3 表地方債について御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

先ほど歳入の 21 款での市債で御説明申し上げました事業について、起債の限度額を設定するものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第 39、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 36 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第 40、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第 36 号について質疑はありますか。後藤議員。

○後藤健一郎議員 1 点だけお伺いしたいと思います。今回このデジ田都市交付金を受けての整備、非常に素晴らしいと思うんですが、今年 4 月に CLAAP IN SAGAE が出来上がるわけですが、できるだけ早くやっぱり利用してもらいたいと思いつつも、今回このにしね保育所の件で、世界的な資材の高騰ですとか電線不足があって、なかなか工事うまく、思うようにいかないというところがあったと思うんですが、今回このギャザリングスポットの整備に関して、どれぐらいの完成予定を見込まれているのかを伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 武田建設管理課長。

○武田新二建設管理課長 それではお答えをいたします。

先ほど説明がありましたけれども、実施設計を今から起こしまして、工事にかかって 6 年度内に完成をしたいということで、現在考えてお

ります。

以上でございます。

○**柏倉信一議長** ほかに質疑はありませんか。月光議員。

○**月光裕晶議員** ギャザリングスポットについてお聞きしますが、場所的にはどこになるのかと。それと、CLAAPIN SAGAEができて子供の往来が多くなるわけなので、その子供たちに対して工事中ですとか、あとはこの施設ができたことによって交通量が増える、そういった危険性なども考慮していらっしゃるのかお聞きします。

○**柏倉信一議長** 武田建設管理課長。

○**武田新二建設管理課長** それではお答えのほうをいたしたいと思います。

場所につきましては、議第36号の資料、事業概要も見ていただきたいというふうに思いますけれども、現在のチェリーランド内のトイレの西側部分に整備をしてまいります。このギャザリングスポットが完成した後、現在のトイレを解体をして、通路の整備をしたいというふうに考えてございます。

通行面というふうなところになりますけれども、交通量というふうなことにもなりますけれども、建築工事を行うため、ストックヤード、工事をするヤードを全部囲って、安全には十分注意していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** すみません、今、事業概要を見まして、申し訳ございませんでした。かなり往来が激しくなりそうな感じがしますので、ぜひ子供の安全面だけ考慮して進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○**柏倉信一議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**柏倉信一議長** 日程第41、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議 案 説 明

○**柏倉信一議長** 日程第42、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**柏倉信一議長** 日程第43、質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議会案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり決しました。

閉 会 午前11時45分

○柏倉信一議長 これにて令和6年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦勞さまでした。

議員派遣の件

○柏倉信一議長 日程第44、議員派遣の件を議題といたします。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり派遣することにいたしたいと思いをします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の 閉会中における委員会調査申出 並びに委員派遣承認要求について

○柏倉信一議長 日程第45、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申出があります。

お諮りいたします。

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一

会議録署名議員 野 口 康 一 郎

会議録署名議員 佐 藤 耕 治

会議録署名議員 太 田 芳 彦

令和6年3月8日（金曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
8番	佐藤耕治	委員	9番	後藤健一郎	委員
10番	渡邊賢一	委員	11番	伊藤正彦	委員
12番	古沢清志	委員	13番	太田芳彦	委員
14番	沖津一博	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	東海林恒	企画創成課長
小泉尚	財政課長	安彦絵美	税務課長
大江幸範	市民生活課長	菊地正博	防災危機管理課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	山田良一	さくらんぼ観光課長
小林弘之	福祉国保課長	寺西里衣	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	今野育男	学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第1回定例会
令和6年3月8日（金） 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第 3号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）
〃 2 議案説明
〃 3 質疑
〃 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時36分

○古沢清志委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○古沢清志委員長 日程第1、議第3号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議 案 説 明

○古沢清志委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○古沢清志委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第3号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
次に、歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
次に、議第3号第2表、第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
これにて質疑を終結いたします。

厚生文教分科会	議第3号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款
---------	-------------------------------------

散 会 午前9時38分

○古沢清志委員長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

分科会分担付託

○古沢清志委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第3号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第9款、歳出第12款、第2表、第3表

令和6年3月12日（火曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

2番 佐藤 政人 委員
 4番 児玉 崇 委員
 6番 安孫子 義徳 委員
 8番 佐藤 耕治 委員
 10番 渡邊 賢一 委員
 12番 古沢 清志 委員
 14番 沖津 一博 委員
 16番 阿部 清 委員

3番 野口 康一郎 委員
 5番 月光 裕晶 委員
 7番 太田 陽子 委員
 9番 後藤 健一郎 委員
 11番 伊藤 正彦 委員
 13番 太田 芳彦 委員
 15番 荒木 春吉 委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（1名）

15番 荒木 春吉 委員

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤 洋樹 市長
 佐藤 志津男 教育長
 小泉 尚 財政課長
 大江 幸範 市民生活課長
 猪倉 秀行 農林課長（併）
 農業委員会
 事務局 長
 小林 弘之 福祉国保課長
 志鎌 重美 子育て推進課長

齋藤 真朗 副市長
 東海林 恒 企画創成課長
 安彦 絵美 税務課長
 菊地 正博 防災危機管理
 課 長
 山田 良一 さくらんぼ観光
 課 長
 寺西 里衣 健康増進課長
 今野 育男 学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林 茂美 事務局 長
 堀 和敏 総務係 主任

柏倉 勝郎 局長 補佐
 古谷 駿幸 総務係 主事

予算特別委員会議事日程第2号 第1回定例会
令和6年3月12日（火） 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第3号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）
〃 2 分科会審査の経過並びに結果報告
（1）総務産業分科会委員長報告
（2）厚生文教分科会委員長報告
〃 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 古沢清志委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 古沢清志委員長 日程第1、議第3号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 古沢清志委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 古沢清志委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。安孫子総務産業分科会委員長。

〔安孫子義徳総務産業分科会委員長 登壇〕

- 安孫子義徳総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月8日及び12日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第3号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第9款及び第12款並びに第2表並びに第3表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「交付金の道路新設改良事業について、予算額の半分以上が繰越しとなったが、その要因はどのように考えているか」との問いがあり、当局より「用地買収や地元との調整などは、相手方があることのため、丁寧に行った結果、お示しした繰越額となりました。今後は、担当課と協力し、なるべく時間を要さないよう進めたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、原案を了とすることに決しました。

次に、議第3号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○古沢清志委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。月光厚生文教分科会委員長。

〔月光裕晶厚生文教分科会委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月8日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第2号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「4款1項2目の予防接種事業について、増額となった主な要因は」との問いがあり、当局より「HPVワクチンの勧奨等により、接種者数が増加したこと及び単価の高い9価HPVワクチンが新たに追加されたことが主な原因です」との答弁がありました。

委員より「4款1項2目新型コロナウイルスワクチン接種事業について、これは国庫への返納のための経費とのことだが、返納が発生することとなった主な要因は」との問いがあり、当局より「今年度から、接種体制が集団接種から個別接種に変更となったこと。また、接種対象

者は努力義務の接種対象者に限定されたことなどにより、接種者数が想定を下回ったことが主な要因です」との答弁がありました。

委員より「4款2項1目寒河江地区クリーンセンター分担金について、減額となった主な要因は」との問いがあり、当局より「電気料金における燃料費調整額が減額になったことが主な要因です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「10款1項3目スクールバス運行事業について、熱中症及び熊等出没への対策として、運行ルートを追加したとのことだが、ふだんスクールバスの対象となっていない地区も、対象として追加したのか」との問いがあり、当局より「このたびの運行ルート追加は、熊が出没した留場周辺を中心として実施したものです。なお、留場はふだんスクールバスの対象とはなっていない地区となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○古沢清志委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第3号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時40分

○古沢清志委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 古 沢 清 志

令和6年3月12日（火曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
8番	佐藤耕治	委員	9番	後藤健一郎	委員
10番	渡邊賢一	委員	11番	伊藤正彦	委員
12番	古沢清志	委員	13番	太田芳彦	委員
14番	沖津一博	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	東海林恒	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略 課長	小泉尚	財政課長
安彦絵美	税務課長	大江幸範	市民生活課長
菊地正博	防災危機管理 課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
白田純一	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	福祉国保課長	寺西里衣	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	柏倉信一	会計管理者（兼） 会計課長
小林博之	病院事務長	今野育男	学校教育課長
渡邊健一	生涯学習課長	渡辺智昭	スポーツ振興 課長
渡邊昭	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第3号 第1回定例会
令和6年3月12日（火） 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第 7号 令和6年度寒河江市一般会計予算
〃 2 議第 8号 令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃 3 議第 9号 令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃 4 議第10号 令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃 5 議第11号 令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃 6 議第12号 令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
〃 7 議第13号 令和6年度寒河江市下水道事業会計予算
〃 8 議第14号 令和6年度寒河江市立病院事業会計予算
〃 9 議第15号 令和6年度寒河江市水道事業会計予算
〃 10 議案説明
〃 11 質疑
〃 12 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

開 会 午前10時16分

議 案 説 明

○古沢清志委員長 ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

議 案 上 程

○古沢清志委員長 日程第1、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

○古沢清志委員長 日程第10、議案説明であります。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○古沢清志委員長 日程第11、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきまして、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算の質疑に入ります。

議第7号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 第2款について、3つほどございますが、担当課違うと思いますので、1つずつお伺いさせていただきたいと思います。

まず、31ページ、2款1項5目基金管理事業の積立金についてお伺いいたします。

これは、さきの令和5年度補正予算で2億4,868万円が計上されておりましたけれども、国のほうでいろんな補助メニューを出しているようですが、これから学校とか施設再整備を進める上で、この市有施設整備基金が非常に大事になってくるかと思っています。

そこで、質問させていただきますが、今回、7億5,250万円積み立てる予算になっておりますが、この中で、市有施設整備基金にはどれぐらい含まれているのか。そして、今回のこの補正予算で上がったとおり、ちょっと年度末になると分からないかと思いますが、令和6年度末でこの7億5,250万円から整備基金を積んだ状態で幾らぐらいになるのか、予定をお伺いしたいと思います。

○古沢清志委員長 小泉財政課長。

○小泉 尚財政課長 お答えいたします。

このたびの当初予算には、施設整備基金の積立金としては計上しておりません。このたびの当初予算は、ふるさと納税関連のまちづくり基金に7億5,000万円、それから各基金の利子を利子積立分として50万円、国債による利息として200万円というふうな内訳となっております。

なお、市有施設整備基金につきましてですが、今年度につきましても、このたびの補正予算で1億6,500万円の積立てを御可決いただきましたので、年度末で約16億3,500万円の積立てとなる予定でございます。

新たな中学校整備等に係る経費につきましては、用地買収など、補助金や戻りのある有利な起債で対応できない経費については、おおよそ現在のこの積立てで賄えるものというふうに考えております。

しかしながら、中学校以外にも、今後、大規模な施設整備、それから改修などが続きますので、引き続き積立ては行いながら整備に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○古沢清志委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。幾ら有利な補助メニューがあっても、やっぱりここがないと進められないと思いますので、積み立てていただくようお願いいたします。

次に、34ページ、2款1項6目のところで、今回、70周年記念事業の新規事業として、若者の回帰を促すための新たなスタイルの働き場を市内に確保していくと、そしてスタートアップやリスキリングへの支援、オフィスの誘致等を展開するという事で、若者の創造性育成事業として1,000万円の委託となっておりますが、こちらは具体的にどこまでこの1,000万円で見ているのかをお伺いしたいと思います。

○古沢清志委員長 東海林企画創成課長。

○東海林 恒企画創成課長 それでは、1,000万円の委託料について御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、この予算でございますが、中心市街地の空きスペースなどに若者の創造性を育む拠点づくりを進めるとともに、若者の回帰を促す新たなスタイルの働く場を確保していくため、スタートアップやリスクリングへの支援、オフィス誘致等を展開することを目的としております。

なお、令和6年度につきましては、この事業に係ります年度ごとのまず目標を設定させていただきまして、その達成に向けた事業企画の提案をいただくための委託料を計上しております。

なお、具体的な委託の方法、また事業の進め方につきましては、現在、検討を行っているところであります。

以上です。

○古沢清志委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。今回については、まず、事業企画等の本当に骨組みの部分をつくるということだとお伺いいたしました。

サテライトオフィスとかを誘致されるというと、一番有名なのが徳島県の神山町とかになると思うんですが、ぜひ東京よりも仕事しやすいという環境でどんどん来ていただくような、特に光回線の太さとかをこだわってつくっていただきたいなと思っております。

続きまして、同じく2款ですけれども、35ページの2款1項7目のところで、住民情報電算処理事業で、今回、こちら当初予算の説明のときにありました、書かない窓口を今回導入するというところでございました。

国、デジタル庁が進めています、「書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口」というのを国のほうでも今進めているわけですが、これもいろいろやり方もありますし、様々なレベルがあると思います。今回、当市ではどこまでを見込んでいるのか、具体的にこん

な機能を見込んでいるというようなことがあれば教えていただければと思います。

○古沢清志委員長 石橋デジタル戦略課長。

○石橋慶幸デジタル戦略課長 お答えいたします。

現在、住民票等の各種証明書の交付を受ける際には、窓口に来庁した上で、申請書に手書きで記載しまして、これを窓口へ提出して交付を受けるというような手順になっておりますけれども、書かない窓口のシステムにおきましては、この手書きの申請書を、マイナンバーカードに記載された4情報、氏名等の4情報を転記するような形で情報を取得しまして申請書を印刷すると、そして印刷した申請書を窓口のほうへ提出するというようなことを想定しております。

また、そのほかにも転入・転出等の申請届出などについても、これを手書きではなくてタブレット上で情報を入力する、異動情報を入力して、これをそのまま基幹システムのほうに取り込んで異動届を行うというような機能なども想定しております。

申請書を記載するときに、こういった証明書を必要とするのか、これをモニター上で選択しながら必要な書類を記載するというような仕組みを導入してまいりたいというふうに思っております。

現在のところ、こういった機能でありますけれども、こういった仕組みはすぐ新しい機能が追加されたりとかいうことも想定されますので、今後、こういった機能が拡充されていくのか、されているのか、そういったところを勘案しながら、よりよいものを導入してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○古沢清志委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。今、この真上だと思いますけれども、自分、何を申請するときどの紙に書いたらいいかよく分からない、多分あそこにたくさん並んでいてですね、その

中から、それを別々に書かなくて、もうそれだけやれば全て申請できるというのは非常に市民にとっても便利だと思いますので、ぜひ、こういうことができるんだよということを市民の皆さんに伝えていただいて、市役所側と市民の側の理解が両方進めば非常に便利なシステムとして使えると思いますので、ぜひそちらの広報のほうもお願いしたいところであります。

ちょっと、進める上で1点、私懸念しているのは、やっぱり1つの端末でいろいろなことができる分、対応される職員の方が、例えばまず窓口に出しているのをやるということであれば、今の業務でもそんなに大きく変わらず、ただ不慣れな方にお教えするぐらいだとは思いますが、例えけれども、例えば転入・転出までできるようになるとか、いろんな機能が加わってくると、幅広い業務知識を持っている方というのが必要になってくるかと思えます。

不案内な方に教えるためにはやっぱり機械の知識も必要で、いろんなことを今度、今後できていくということであれば、ほかの課の仕事とかもだんだん把握していかなくちゃいけないということで、協力体制とか人員体制、そして育成のための研修体制というのが必要になってくるかと思うんですが、そういった点についてはいかがお考えでしょうか。

○古沢清志委員長 石橋デジタル戦略課長。

○石橋慶幸デジタル戦略課長 このシステムを導入するに当たりましては、まず最初に、申請書を印刷する機能を先行させて機能提供を図って、段階を経てタブレットでの申請を補助するような機能、段階を経て導入してまいりたいというふうに思っております。

当然のことながら、新しいシステムを導入するに当たってはいろんな知識が必要になってまいります。導入するに当たっては、このシステムの操作研修でありますとかを充実してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 じゃあ私からは、52ページのところが1点と、あと54ページ2点、3点質問させていただきます。

3款2項1目の、まず、52ページの放課後児童クラブの健全育成事業2億8,694万5,000円、説明では南部小の空き教室を利用した放課後児童クラブをつくっていくんだというふうな、そこについても記載がありました。これまで空き教室というのはなかなか、財産管理の関係で難しかったと思うんですが、その点はクリアできたんでしょうか、伺います。

○古沢清志委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 お答えいたします。

今回の南部小の件につきましては、学校側のほうから申出がございまして、それで検討した結果、決まったこととございますので、理解は得ているものと思っております。

よろしく願いいたします。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 つまり、学校側から、ここは使って大丈夫ですよと言われたら、一応、放課後児童クラブはつくれるというふうに、どこの学校もそういうふうなことで理解してよろしいんですね。

○古沢清志委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 学校側から申出があっただけではなくて、やはり申出を受けて、あとクラブのほうの代表の方とかとも相談した上で決めてまいりましたので、今後もそのような対応をしてまいりたいと思っております。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 分かりました。非常に学校からの移動が、にしねっこのところもそうなんです

けれども、ほかの小学校でも移動するのがなかなか大変だというふうなことで、空き教室は以前からちょっと要望なども受けていたものですから、御質問させていただきました。

次、54ページ、3款2項1目の同じく児童福祉総務費のうちのこども家庭センター新設の運営事業についてでございます。

これも新規事業ということであるわけですが、これはどこに、どのような形態でお造りになるのか、お伺いします。

○古沢清志委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、令和6年度から子育て推進課内に、こども家庭総合支援拠点、これは児童福祉の部門になりますが、こちらと、子育て世代包括支援センター、こちらは母子保健になります、こちらの機能を一体化したこども家庭センターを設置いたしまして、対応してまいりたいと思っております。

対象者につきましては、主にリスクのある方、そちらの方をメインに対応するような形になります。

よろしくお願いいたします。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 私の質問がちょっとよく分からなかったのか分かりませんが、どこにというのは、ハートフルセンターの子育て推進課のところに、その窓口、専用窓口をつくって、それぞれ相談を受けるような運営を進めていくという理解でよろしいのでしょうか。

○古沢清志委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 おっしゃるとおりです。子育て推進課内に係を設けまして、対応してまいります。

よろしくお願いいたします。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 最後に、3点目、同じく54ページの次世代子育てステーション運営事業です。

これは、屋内型児童遊戯施設「さくらんぼこどもキャンパス CLAAP IN SAGA E」の運営についての予算だというふうに思うんですけど、そういうことでよろしいんですか。

○古沢清志委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 はい、おっしゃっております。委託料が主なものであります。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 ありがとうございます。

そこでなんですけれども、子供だけでなく、保護者の利用もぜひ進めていくんだというふうなお考えのようでしたけれども、保護者の利用プログラムとか、あとはじじ・ばば向け、高齢者向けのメニューなどどのようにお考え——その運営の中で委託をする際に、こちら側で「こういうのもしてくれ」というふうにおっしゃっているのか、その辺の考えをお伺いします。

○古沢清志委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 施設につきましては、まだ検討段階でございますので、中身についてはこれから詰めてまいります、道の駅という場所にありますので、例えばチェリーランドで行われるイベントですとか、あと周辺にある慈恩寺テラス、ゆめは一と寒河江などとも連携して、相乗効果を狙った運営をしてまいりたいと思っております。

また、高校生などとも連携して、そういった様々なイベントについても検討しておりますので、決まったらまた御提示できるかと思っております。

よろしくお願いいたします。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 来月オープンと、その前にプレオープンというような日程で伺っているところですか。

近隣自治体についても、いろんな特殊な、何ていうか、目玉なども出しながら好評なわけで

すので、ぜひ、CLAAPIN SAGAEの
これというものもつくっていただけるように、
そして寒河江の子育てがさらに進むように願っ
ているところです。

以上でございます。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。
沖津委員。

○沖津一博委員 先ほど、渡邊議員のほうからも
ありましたけれども、放課後児童クラブのこと
でちょっとお伺いしたいと思います。52ページ
ですね。

南部小学校は、なかよしクラブはこれまでに
2か所ということで、大変不便な思いをさせて
いただいておりますが、小学校に移るという
ことで大変ありがたいなというふうに思ってい
るところであります。工事期間と供用開始が
いつ頃になるのか、教えていただきたいと思っ
ます。

○古沢清志委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 お答えいたします。

工事につきましては、学校の授業の関係もご
ざいますので、夏休みを予定しております。
その後、開始という方向で考えております。

よろしくお願いいたします。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありません
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款について質疑はありません
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありません
か。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは、69ページ、6款1
項3目の部分についてであります。6次産業化
推進事業のほうについてであります。

今回、子姫芋のG I取得を目指すということ

で、私も個人的にずっと子姫芋を応援してきた
ものですから、非常にうれしく思っております。

ただ、この子姫芋、非常に地域の制約という
のがあるために、非常にいいかとは思いますが
けれども、歴史的に見て対岸の中山町の小塩地
区もこの子姫芋の産地になるかと思えます。産
地が、この市と、ほかの市というか町にまたが
る場合に、こういったG I取得について懸念点
とかなのか、お伺いしたいと思います。

○古沢清志委員長 猪倉農林課長。

○猪倉秀行農林課長(併) 農業委員会事務局長

お答えいたします。

子姫芋のG Iの生産地のエリアということで
の御質問だと思います。

まず、名称につきましては、今のところ「さ
がえ子姫芋」という登録名での申請を行って
おまして、寒河江を前面に出していきたいとい
うふうな狙いがございますが、生産者が、おっ
しゃるとおり、寒河江市外、中山町のほうにも
いらっしゃるということで、昨年一度、生産者
を皆さん集めまして、エリアをどこにしよう
というようなことの会議を進めたところでござ
います。

G Iの登録については、1つの自治体に限ら
ず、複数の自治体にもまたがって差し支えない
というようなことで、今のところ寒河江市内全
域と中山町の一部、今おっしゃったような小塩
地区の部分についても検討させていただいたん
ですけれども、結局、中山町の一部について
ですね、最上川の北側、山形自動車道付近も中山
町のエリアということで、そこで栽培してい
らっしゃる方がほとんどだというようなことで、
中山町が生産者からも了解をいただきましたし、
中山町の役場のほうからも了解をもらっており
ますので、そのエリアで進めていきたいとい
うふうに考えております。

以上でございます。

○古沢清志委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。事前にお話しされて了解を取っているということで、ちょっと以前、名称とかについて、私も特許庁とかいろいろ調べたような経緯がございまして、やっぱりこういったものに関しては非常に、権利とか絡むものに関してはいろいろ、しっかりと石橋をたたきながら進めていかななくてはいけないと思っているので、御質問させていただいた次第です。

6 款については、もう 1 点、69 ページになります。6 款 1 項 3 目の有害鳥獣防止対策事業についてお伺いさせていただきます。

こちらは以前、議員の懇談会のほうで、鳥獣防止計画で今後どのようにするのかということで、鳥獣被害対策の普及啓発をして、毎年 5 % ずつ被害を減少させるという計画とお伺いいたしました。

しかしながら、やっぱりこれだけ、特に白岩地区はそうですけれども、被害が間近にあって人々も不安がっている中でございますので、普及啓発というよりは抜本的な鳥獣捕獲強化対策を行わなければならないと思っているんですけれども、その点について、今回の予算では検討されているのか、お伺いいたします。

○古沢清志委員長 猪倉農林課長。

○猪倉秀行農林課長（併）農業委員会事務局長

お答えいたします。

ツキノワグマとかイノシシ等の生息数につきましては、有害鳥獣という面と、もう一つ、野生動物の保護という観点の両面を持っております。

現在、県の保護の計画しております生息頭数の管理調査を行っておりますので、現在は市のほうでは有害鳥獣の捕獲、それから県が行っている管理調査並びに猟友会による狩猟期に行う狩猟が行われておりまして、これによって県全体の頭数、生息数が保たれているというふうに認識しております。

来年度策定します市の鳥獣被害防止計画におきましては、イノシシ等の捕獲頭数については今年度より目標数値を上げてはおりますけれども、この辺につきましては捕獲頭数を強化させていただいているところでもございますし、また、実施隊の能力といいますか、部分についてもどこまで可能かということも調べながら、捕獲可能数については進めていきたいというふうには考えているところでございます。

よろしくをお願いします。

○古沢清志委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。さきの予算の委員会の中でも、熊の警報が出たのでスクールバスを増やしたということもありましたので、やはり住民の方にとっても安心できるような体制というのも含めて、今後、計画のほうを進めていただければと思います。

そして、もう 1 点、73 ページの 6 款 3 項 1 目の内水面水産振興事業にも関連することではあるんですけれども、今のようにやっぱり熊とかイノシシとか、どうしても大きい動物ですとニュースなどで報道されて、皆様も怖いということで印象は深いわけなんですけれども、先日の鳥獣被害防止計画を見ますと、被害額が一番大きいのはカワウでございました。

私も令和 2 年度の予算委員会の中でカワウ対策について質問しておりまして、当時、門口課長だったかと思うんですけれども、その答弁の中では、カワウに対しては竹や花火による追い払いを実施しており、令和 2 年度においては試験的に水糸を張って追い払いを行うというような御答弁でございました。

カワウに対する、一番被害額が大きいわけですので、このカワウに対しての次年度の取組と、あと、内水面水産振興事業の予算を見ますと昨年度より若干減っているようですので、やはりこれだけ被害が出ていますと、アユの放流量を増やすなどの対策が必要かと思うんですけれど

も、この点についてはいかがでしょうか。

○古沢清志委員長 猪倉農林課長。

○猪倉秀行農林課長（併）農業委員会事務局長

お答えいたします。

今回の有害鳥獣被害防止計画の策定するに当たりまして、最上川の第一、第二の両漁協に対して状況のほうを聴取させていただいております。その結果、今現在も漁協自ら花火を使った追い払いを実施しておりまして、地元の猟友会とか、市のほうについてもそうですが、依頼はしていないというような実情でございます。

その背景については、実施隊の隊員といいましか、猟友会の会員の中にも、カワウを追い払う、いわゆるカワウを捕獲する技術力のある会員がほとんどいないというような内情もございますし、なおかつ、河川付近での銃の使用についても、周辺への配慮が必要であるということから、もう数十年やっていないというような内情もございます。

また、県のみどり自然課におきましては、今後策定しますカワウの管理指針のために今情報を集めている段階とお聞きしております。市のほうでもこれに沿って対策を検討していきたいと思っておりますけれども、当然、活動に従事する実施隊の皆さんからも、技術力の向上、対応可能かどうかということも含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

それから、内水面の部分の予算につきまして、今回、若干減額されているということではありますけれども、これについては、これまで水産多面ということで、何年前でしたか、数年前、寒河江川の濁りが発生しておりまして、これを改善するための予算ということで寒河江市からも負担しておった分が来年度からなくなるということで、若干予算のほうは減にはなりましたが、アユやサケの放流については従来どおりというふうに予定しているところでございます。

以上です。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 すみません、7款については、77ページの7款1項6目の企業誘致推進のところについてお伺いしたいと思います。

現在の寒河江の中央工業団地が残すところあと6ヘクタール弱というところで、新たな工業団地取得に向けて具体的に動いていかなくはいけない時期に入ったかと思いますが、今回の予算というのはそういったものを見込んでいるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○古沢清志委員長 白田商工推進課長。

○白田純一商工推進課長 中央工業団地の造成についてお答えいたします。

中央工業団地につきましては、農村地域への産業導入の促進等に関する法律、いわゆる農産法に基づく実施計画に沿って整備されることとなっております。第5次の拡張造成に進むに当たりましては、現在の分譲区画が完売の見通しとなることが要件の一つとなっております。

令和6年度中に残りの区画完売の見通しがつくことを想定した場合、第5次造成に向けた手続の予算措置として、農産法の実施計画の策定業務委託料ということで、令和6年度当初予算の企業誘致推進事業の委託料の中に495万円ほど見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 すみません、8款、79ページになります。8款2項2目の除雪事業についてお伺いいたします。

3月に入ってから雪降りましたけれども、今

シーズンは現時点で一斉除雪4回とお伺いしております、非常に出勤回数が少ない年になったかと思います。

今年だけ見れば、除雪費用が少なく済んだねというようなお話になるかと思いますが、これが続けば、やはり市がお願いしている機械とか人を確保している除雪協力会の方々から、ちょっとこれでは請け負えないというようなお話が出てくるのではというのが懸念されているところでもあります。

特に最近、除雪をされているオペレーターの方の高齢化ですとか機械の老朽化もあって、人を含めて新しい設備投資についてちゅうちょされる会社さんもいらっしゃる聞いております。

もちろん、来年どっと降るというようなことも考えられますので何とも、今年だけの状況を見てどうだと言うことはできないと思いますが、市の待機補償料とか設備投資への補助などについて、除雪協力会の方から御意見等が出ていないのか、お伺いいたします。

○古沢清志委員長 武田建設管理課長。

○武田新二建設管理課長 それでは、お答えいたします。

3月に入りまして、除雪協力会より、待機補償料について質問がありましたけれども、本市の待機補償料について説明をいたしまして、一定の理解をいただいたところでございます。

以上でございます。

○古沢清志委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。そういったことであればいいんですけれども、いざ雪が降ったときにやっぱり除雪できないというふうにならないように、ぜひ除雪協力会の方とは連携を取っていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第9款について質疑はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 本会議のほうでも御質問させていただきましたが、
何点か質問させていただきます。

87ページ、10款1項2目教育総務費、事務局費、この中の学校再編整備事業費の委託料5,200万円について御質問させていただきます。

まず、本会議での話に戻りますけれども、

何を発注するんだといったら、構想とかデザインについても考えていないと、業者に考えてもらうんだというふうな、ちょっと大ざっぱに言うとそんな御答弁だったと思うんですけれども、今、常識的に考えると、プロポーザル方式、総合評価方式として、業者の皆さんから事前に、こういう学校のビジョンを持って、そして子供たちの教育のためにこういういものができるんだよというふうなことなどを競い合わせて、設計競争などによって総合評価をするというふうな形に多分いろんな自治体はなっているんだと思いますけれども、

その積算根拠です。5,200万円というふうに出した理由がおありかと思います。その業務の内容、そしてコンサルタント会社には成果品を求めるんだと思いますけれども、そうした成果品を何を求めて発注するのか、ここがちょっと分かりません。構想もデザインも業者任せというふうなことはちょっと考えられないんですけれども、その辺も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○古沢清志委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 お答えいたします。

まず、内容の関係ですけれども、基本構想、基本計画につきましては、施設の配置のゾーニングの検討とか、あとは土地利用計画図の作成、また、敷地造成等の概略図の検討等をしてもらいたいと思っております。

先ほどもお答えしましたけれども、基本方針や基本構想について、業者のほうから大枠、基本構想を考えてもらって、それについていろいろ市のほうでも意見は出しますけれども、基本的に内容等については委託したいと考えております。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員

今回、中学校が2つだったらまだいろんなバリエーションがあったと思うんですけども、1校というふうになったがゆえに、ここは非常に重要だと思います。その構想とかデザインというものがある程度こっちでも考えがないと、業者は困るんじゃないですか。

しかも、これまで学校統廃合に関して、いろんな市民からの御意見、説明会やパブリックコメントなどでも多く出ているわけで、そういう問題、問題というか不安やそういう懸念などを払拭するような、こういう学校だったら大丈夫だよと、いじめもなくなるし、不登校も減るし、すごく生き生きと学べる学校にしていくんだというふうなことなどを言えると思うんですけども、その核となるものがなければ、どのようにして業者に発注するんですか。まず、そこを

ちょっと、明確な御答弁をお願いしたいと思います。教育長、いかがですか。

○古沢清志委員長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 これまで説明会等でいろんな御意見をいただいております。今、議員からありましたように、不登校の問題やいじめの問題等、いろいろありました。

それで、当然、どのような校舎というふうなことで、渡邊議員からもこれまでもいろんな御指摘がありましたように、やっぱり子供たちのストレスというふうなことがいろんなところに影響していると思うんですね。ですから、校舎の中でも、一つはストレスがあまりかからないような、また、いじめの問題等からいけば死角になるべくないような、そういった校舎であったり、また、今学校で求められているのは、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進めていくというようなことでございます。

ですから、これまでの学校というのは教室があって廊下があってというふうな決まったような形だったわけですが、そういった校舎ではなくて、例えば一斉授業をするとき、そしてグループ活動をするときということなどもあると思うんですね。ですから、そういった形で、教室だけでなく廊下やホール的なスペースなどもいろいろ活用して学びが進められるというふうな、そうした学びのある学校、そしてまた子供たちが居心地がいいというんですかね、居場所が見つけられるような、そうした学校にしていきたいというふうに考えております。

当然、業者のほうに基本構想とかをお願いするときにも、そうしたこういった学校ということは当然、今言ったようなこと、それからこれまでもいろいろ説明会等で不安な点とか、ここはぜひ解消してほしいというようなことがありましたので、そうしたことをこちらのほうからも示しながらつくっていききたいというふうに考えているところです。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 普通、発注する側が、こういう基本構想、全体のグランドデザインというものを考えて発注するんだというふうに思っております。そして、今、教育長が御答弁いただいたそういうものは、各業者からいろんな提案をいただいて、これだというふうなものを総合評価で選ぶのが今となっては通例になっています。

5,200万円というふうな高額の予算ですけれども、今野課長、さっき積算根拠というふうに、私、申し上げたんですけれども、業務の内容と成果品について具体的にお示しいただけないでしょうか。

○古沢清志委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 成果品につきましては、先ほども申し上げましたけれども、施設配置のゾーニングの検討とか、土地利用計画図の作成とか、敷地造成等の概略図の検討が成果品の一部になっております。

委託料、今、5,200万円になっておりますが、中学校のほうの用地選定基本構想、基本計画の策定の業務については3,000万円の業務、残りの分につきましては土地収用法に基づく事業認定の申請書の支援業務が2,200万円で、合計5,200万円となっているところでございます。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 用地選定に3,000万円、あと土地収用法関連で2,200万円というふうな具体的なお話でした。

用地選定になりますと、今度、ボーリング調査、地盤調査などである程度サンプルを得て、その結果で、どの程度の軟弱地盤なのか、あるいはこれぐらいの、何トンの、何百トンの建物を建てると沈まないのか、パイルとって地下に打つ支柱がどの程度必要なのかなども具体的に出て、それが業者に発注するものだというふうに私は理解するんですけれども、その地盤調査など用地選定に係るところということですが、

逆に、この3,000万円というのはどういう根拠なんでしょうか。

○古沢清志委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 主立った業者から参考見積りをもらっております。それを基にして設定しております。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 主立った業者というのは、市内の業者なども_____入るという理解でよろしいんですね。

○古沢清志委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 実際もらった業者については、市内の業者からはもらっておりません。大手から取りあえずもらっております。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 そういったものも、これから入札審査会とか、みらい協働課あたりで具体的にしていかなきゃならないんだと思うんですけれども、今現在、どういうふうな考えなのかというものがちょっと分かりません。

特に、この基本計画の中で、用地買収、そういう面積がどの程度になるか、あと国や県に対する申請の書類ですね、そういったものが成果品に上がってくるんだと思いますけれども、そういった申請書類、また基本設計を組む際の具体的な課題、その周辺の整備する設計なども含めて具体的なものがないと、ただその業者から見積りもらったんだ、だけではちょっと、納得できるんでしょうか。私はちょっと理解不能なんですけれども、そこはいかがですか。

○古沢清志委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 学校教育課のほうで、いろいろ資料等を整備して、参考見積りももらいながら検討した結果、このような金額を出したというふうになっております。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 その参考見積りが、どの程度妥当性があるかというふうなことが、ちょっと理

解できないということを私は申し上げております。

そして、用地選定についても何か所か、さっき言ったような調査、地盤調査をはじめ環境調査、そこをある程度把握しておかないと、簡単にあそこがいいとかここがいいなんていうふうにならないんじゃないですか。そのための発注だと私は理解するんですけども、その点はいかがですか。

○古沢清志委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 用地選定につきましては、議員おっしゃるとおり、用地についての調査、評価はしていただきまして、その中から最終的な候補地を検討していきたいと思っております。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 中学校は1校というふうなことで、実際問題、どこにするか、どんなものを造るか、そういうことを市民は分からない中でいろんな意見が交錯しているということで、最後に申し上げますけれども、山形ニュース解説、寒河江支社の三沢支社長が新聞に書かれていますけれども、(資料を示す)統合の具体像明示がなければ、どうやって造るの、何を、どんなものを造りたいの、どこに造るの、そういったものが全く明確にされない、いわゆる白紙委任的な計画では、また業者任せの、あと、ある業者ありきみたいなそうしたものでは、私は、いい学校が造れないし、この5,200万円の根拠がきちんと市民に理解してもらえないというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第12款について質疑はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第7号第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第7号第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第8号令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第9号令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第12号令和6年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第13号令和6年度寒河江市下水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第14号令和6年度寒河江市立病院事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○古沢清志委員長 日程第12、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第7号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表、議第12号、議第13号、議第15号
厚生文教分科会	議第7号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第14号

散 会 午前11時09分

○古沢清志委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和6年3月22日（金曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番 佐藤政人 委員
 4番 児玉崇 委員
 6番 安孫子義徳 委員
 8番 佐藤耕治 委員
 10番 渡邊賢一 委員
 12番 古沢清志 委員
 14番 沖津一博 委員
 16番 阿部清 委員

3番 野口康一郎 委員
 5番 月光裕晶 委員
 7番 太田陽子 委員
 9番 後藤健一郎 委員
 11番 伊藤正彦 委員
 13番 太田芳彦 委員
 15番 荒木春吉 委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹 市長
 佐藤志津男 教育長
 鈴木隆 総務課長（併）
 選挙管理委員会
 事務局 局長
 石橋慶幸 デジタル戦略
 課 課長
 安彦絵美 税務課長
 菊地正博 防災危機管理
 課 課長
 伊藤孝 上下水道課長
 白田純一 商工推進課長
 小林弘之 福祉国保課長
 志鎌重美 子育て推進課長
 小林博之 病院事務長
 渡邊健一 生涯学習課長
 渡邊昭 監査委員
 事務局 局長

齋藤真朗 副市長
 久保田洋子 病院事業管理者
 東海林恒 企画創成課長
 小泉尚 財政課長
 大江幸範 市民生活課長
 武田新二 建設管理課長
 猪倉秀行 農林課長（併）
 農業委員会
 事務局 局長
 山田良一 さくらんぼ観光
 課 課長
 寺西里衣 健康増進課長
 柏倉信一 会計管理者（兼）
 会計課 課長
 今野育男 学校教育課長
 渡辺智昭 スポーツ振興
 課 課長

○事務局職員出席者

東海林茂美 事務局 局長
 堀和敏 総務係 主任

柏倉勝郎 局長 補佐
 古谷駿幸 総務係 主事

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会

令和6年3月22日（金） 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第 7号 令和6年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第 8号 令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 3 議第 9号 令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 4 議第10号 令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 5 議第11号 令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 6 議第12号 令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
" 7 議第13号 令和6年度寒河江市下水道事業会計予算
" 8 議第14号 令和6年度寒河江市立病院事業会計予算
" 9 議第15号 令和6年度寒河江市水道事業会計予算
" 10 分科会審査の経過並びに結果報告
（1）総務産業分科会委員長報告
（2）厚生文教分科会委員長報告
" 11 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

○古沢清志委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
10番渡邊賢一委員から、3月12日の本委員会での発言について、お示しのとおり、会議規則第123条の規定により、その一部を取り消したい旨の申出がありました。この発言取消しの申

出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、渡邊賢一委員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

ただいまの発言取消しの許可に伴い、これに関連する以降の発言についても、配付用の会議録から削除することといたします。

ここで、発言訂正について申し上げます。

今野学校教育課長から、3月12日の本委員会での発言について、お示しのとおり、その一部を訂正したい旨の申出があり、委員長においてこれを許可しておりますので、御報告いたしま

す。

議 案 上 程

- 古沢清志委員長 日程第1、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 古沢清志委員長 日程第10、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 古沢清志委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。安孫子総務産業分科会委員長。

〔安孫子義徳総務産業分科会委員長 登壇〕

- 安孫子義徳総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月12日及び13日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第7号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに第2表及び第3表並びに議第12号、議第13号及び議第15号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第7号については、初めに第1表中歳入全部の審査を行い、次に、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第11款、歳出第8款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表の順で審査を行うこととし、その後、議第12号、

議第13号、議第15号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「個人市民税について、約1億9,400万円の減収を想定しているようだが、定額減税による影響はどの程度になるのか」との問いがあり、当局より「課税対象となる所得の主なものである給与所得は、令和6年度も増加を見込んでいます。しかし、定額減税による減収は約2億円の見込みであり、給与所得の増加分を上回るため、全体としては減収を見込んでおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金管理事業について、ふるさと納税に係るポータルサイトの追加を検討しているようだが、その理由は」との問いがあり、当局より「制度改正により、ふるさと納税の競争も厳しくなっていることから、寄附金をより多く頂けるよう追加するものになります」との答弁がありました。

委員より「情報システム費について、デジタル化を一気に進めることによって職員の負担になるようなことはないのか」との問いがあり、当局より「デジタル化を進める際には、アナロ

グ処理とデジタル化を並行して進めなくてはならない部分があり、その分の職員負担の増加も見込まれます。そのため、デジタル化へのロードマップを作成し、移行時における負担軽減を図りながら進めてまいりたいと考えています。また、デジタル化への移行が進めば、職員負担の軽減が図られるものと考えています」との答弁がありました。

委員より「電子申請システム運営事業について、昨年より増額となっているが、その理由は」との問いがあり、当局より「県の電子申請システムについて、利用が進んできており、その分、全自治体に応分の負担割で増額の依頼があったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消防施設整備事業について、小型動力ポンプ付の車両の購入を予定しているようだが、車両についてメーカー等の指定はあるのか」との問いがあり、当局より「車両について、メーカー等の指定はなく、入札に当たり作成する仕様書に合うものを購入することになります。購入するものには、車両のほか、改造部品、小型ポンプも含まれます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「雇用対策事業について、高校生の

インターンシップの実施状況はどうなっているか」との問いがあり、当局より「令和5年度の実績について、受入れ企業として手を挙げていただいたのは53社です。そのうちの28社に対して、高校生は29名参加いただきました。来年度以降につきましても、実施状況や反省点を踏まえ、適切に行えるような形で進めてまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「商工振興費について、令和5年度では計上されていた商店街等にぎわい創出支援事業が令和6年度予算に計上されていないが、ほかの事業に振り替えられたという認識でよいのか。また、その場合、1件当たりの助成額の上限は」との問いがあり、当局より「御指摘のとおり、当該事業については、別の事業に振り替えて令和6年度も実施します。ソフト部分は、中小企業販売促進事業費補助金として上限25万円、ハード部分は、中心市街地活性化整備事業補助金として上限100万円を予定しています」との答弁がありました。

委員より「新型コロナウイルス感染症対策資金利子助成金について、利子の助成は何社へ行っているのか。また、令和5年度に比べ予算が減額されているが、その理由は」との問いがあり、当局より「令和5年度の利子の助成については、金融機関への助成が54件、事業者への助成が19件ありました。また、減額の理由としては、借入額の減少に伴う支払利息が減少したためです」との答弁がありました。

委員より「観光物産振興事業について、インバウンドを含めた今後の観光需要の増加に対し、この予算で対応可能なのか」との問いがあり、当局より「令和6年度予算では、今年度に策定

した観光振興計画にのっとり、インバウンド需要なども考慮して予算を計上させていただきました。その中では、体験観光や周遊促進など新たな事業も計画しているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「スマート農業推進事業費補助金について、ドローンの整備支援も対象に加えるとのことだが、ドローンの用途は決まっているのか。また、補助率は」との問いがあり、当局より「ドローンの用途としては、水田等への薬剤の散布を想定していますが、農業全般ということであれば細かく用途を制限しておりません。また、ドローンの価格はおおむね1台当たり90万円程度のものを見込んでおり、補助率は3分の1で、上限が30万円としております」との答弁がありました。

委員より「有害鳥獣被害対策推進事業費補助金は、電気柵への補助とのことだが、補助率は」との問いがあり、当局より「補助率は2分の1で、その内訳としては、県が4分の1、市が4分の1となります」との答弁がありました。

委員より「地域おこし推進員活動費交付金について、推進員の活動に必要な経費とのことだが、具体的にどのような活動に対しての交付金なのか」との問いがあり、当局より「農林課所属の推進員の主な活動内容としては、地域農業のPRや様々なイベントへの参加、自身のSNSを利用した情報発信などがあります。交付金の内容としては、自動車の借り上げ、燃料費、簡易な農作業に対する農業用の道具や消耗品などについてを活動経費として交付しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「橋りょう整備事業について、平塩橋の橋梁予備設計業務も含まれているとのことだが、架け替える場所などの詳細は決まっているのか」との問いがあり、当局より「平塩橋の架け替えを検討する上での重要な条件として、健診センター前の丁字路と国道458号線に接する十字路は変更できないということ、また、既存の橋の下流側に村山広域水道の水道橋があることなどが考えられます。それらの条件を踏まえた結果、現時点では既存の橋の上流側に架けることを想定しています。しかし、最上川に架かる橋のため、河川管理者の諸元などもあり、それらを整理した上で詳細については今後決めていくことになります」との答弁がありました。

委員より「街路樹管理事業について、剪定箇所は市内全域となるのか。また、電線等に接触しているなどの市民からの情報提供があった場合、どのように対応するのか」との問いがあり、当局より「今回の予算では、工業団地内の剪定を計画しています。しかし、市民から緊急を要する情報提供があった場合は、速やかに対応したいと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、

質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第2表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第3表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第12号令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第13号令和6年度寒河江市下水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「下水道本管に接続していない家庭等に対しての普及促進に関する活動はどのように行っているのか」との問いがあり、当局より「ダイレクトメールと訪問による普及促進を行っていますが、コロナ禍により訪問は停止している状況でした。しかし、新型コロナウイルス感染症も落ち着いてきたことから、訪問を再開したいと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○古沢清志委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。月光厚生文教分科会委員長。

〔月光裕晶厚生文教分科会委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月12日及び13日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第7号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款並びに議第8号から議第11号まで及び議第14号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第14号の審査を行った後、議第7号から議第11号までの順に審査を行うこととし、また、議第7号については、第1表中歳出第2款の一部の審査終了後に歳出第4款の審査を行い、その後、歳出第3款の一部、歳出第10款の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第14号令和6年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「収益的収入の入院収益について、前年度の当初予算と比較し増額となっているが、その要因は」との問いがあり、当局より「療養病床の入院単価を昨年度と比較し、2,000円増額の3万3,000円としていることが主な要因であり、入院収益全体としても増加を見込んでいるものです」との答弁がありました。

委員より「資本的支出の施設整備費について、市立病院の築年数等を考えると修繕等を必要とする箇所が様々出てきていると思うが、このたび計上されている予算額で十分なのか。また、市立病院の修繕等については、県立河北病院との統合の可能性も考慮し実施していくべきと思

うが、このたび計上されている金額はそのような点も踏まえたものなのか」との問いがあり、当局より「施設の修繕等については、昨年度に実施した劣化度調査に基づき、優先順位を検討した上で進めているところです。病院という施設の性質上、患者の安全性を最優先に考えており、そのような部分に関わる修繕等については、県立河北病院との統合の可能性も踏まえながら実施していきたいと考えております。今後、突発的に修繕等の必要が生じる可能性についても考慮し、このたびの金額を計上させていただいたところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「2款1項9目の高齢者運転免許証自主返納支援事業について、高齢化により高齢者の数が増加していることを踏まえると、運転免許証の自主返納者も増加するものと思うが、予算額を昨年度と同額とした根拠は」との問いがあり、当局より「令和3年度は162人、令和4年度は166人、令和5年度は2月29日現在で144人の自主返納者があり、ここ数年では150人前後で推移しております。このたびは、200人分を見込み、前年度と同額としたものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「4款1項1目の自殺対策事業について、計上されている予算額は前年と同程度だが、内容に関してはどのようなことを検討しているのか」との問いがあり、当局より「最近で

は、子供の自殺者数が増加傾向にあり、子供にSOSの出し方を教えたり、そのSOSを受け止めるということが全国的にも注目されています。具体的な事業としては、SOSの出し方に関する講習を昨年度実施していない学校に講師を派遣することを予定しております」との答弁がありました。

委員より「4款1項1目の母子保健指導事業について、令和6年度から5歳児発達相談事業を開始し、就学に向けて支援していくとのことだが、具体的にはどのような内容を考えているのか」との問いがあり、当局より「5歳児健診においては、3歳6か月の健診において発達に問題が確認されなかった子供の中から新たに該当者を発見し、就学時健診へつないでいく体制を学校教育課とも連携しながら構築したいと考えております。詳細については、今後、国から指針等が示された後、検討を行います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「3款2項1目の放課後児童健全育成事業について、中部小学区については、今後、児童が増加し教室が足りなくなるといった話を聞いているが、学童保育については現在の体制で問題はないのか」との問いがあり、当局より「中部小学校の放課後児童クラブについては、昨年度、新たに2つ整備したこともあり、不足はないものと考えておりますが、現在、同学区内に新たに宅地が造成されているため、今後については検討が必要なものと考えております」との答弁がありました。

委員より「3款2項2目の母子・父子及び寡婦福祉事業について、子供の学習支援として大

学の受験費用等も支援するということであるが、具体的には受験費用のどの部分を支援するのか」との問いがあり、当局より「大学や専門学校等を受験する際にかかる受験料の助成を予定しております。助成額については、国からの補助金額の上限である5万3,000円を上限として考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「10款1項2目の学校再編整備事業について、今後、学校施設整備に関する基本構想及び基本計画を策定した上で、その後の整備に進んでいくものであるという理解でよいのか」との問いがあり、当局より「はい、そのとおりです。なお、基本構想と基本計画については、学校施設整備計画（改定版）に基づいた原案の作成をコンサルに委託する予定です」との答弁がありました。

委員より「10款1項3目の学力向上推進事業について、読み書き力向上アプリ及びリーディングスキルテストの対象範囲を拡大することのだが、この事業の具体的な目的は」との問いがあり、当局より「本市の児童生徒については、読解力の不足が課題と考えており、読み書き力向上アプリについては、小学校低学年のうちからその向上を図ることを目的に対象範囲を拡大するものです。リーディングスキルテストについては、その対象範囲を中学2年生まで拡大することで、自身の成長度合いを確認する機会を提供すると同時に、次の段階への足がかりとし、読解力の育成を目指すものです」との答弁がありました。

委員より「10款1項3目の教育支援推進事業について、別室登校の生徒を担当するための教育相談員を増員し、各中学校へ配置するとのこ

とだが、具体的にどのような形で配置することを考えているのか」との問いがあり、当局より「教室に入ることは難しいが学校に来ることはできる生徒に対し、拠点となる場所を用意し、そこに教育相談員を配置する予定です。当該教育相談員が、当該生徒と学級担任やほかの生徒、あるいは寒陵スクールとのつながりの可能性を探るといったことを想定しています。その業務量の多さから学級担任が担うことが困難な部分を教育相談員が担当するものです」との答弁がありました。

委員より「10款5項1目の体育施設整備事業について、市民体育館や市民プールなど施設の老朽化が大分進行しているが、今後の修繕についてはどのように考えているか」との問いがあり、当局より「令和6年度については、80万円の修繕費を計上しているところですが、大規模な修繕に関しては個別施設計画等を考慮に入れながら、今後検討が必要なものと考えております」との答弁がありました。

委員より「10款4項3目の芸術文化振興事業について、若者活性化ライブの内容は」との問いがあり、当局より「若者活性化ライブについては、ライブの企画、運営等を若い方からの意見を取り入れながら実施することを想定しており、鑑賞するだけではなく、主体的に体験してもらえる事業として考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第9号令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論

を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第11号令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○古沢清志委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 先ほどの委員長報告の中の1点だけ、ちょっと確認をさせていただき、委員長の答弁を求めたいと思いますが、10款1項2目学校再編整備事業費のコンサルへの委託料5,200万円ということで、この予算特別委員会の中で私が御質問させていただいた中身です。

主な質疑の中でも御報告をいただいたわけですが、一番重要な入札方式の指名競争入札というものを、取り消すというふうなことを前提に分科会で審議されたというふうなことを聞いていますけれども、質問している私は、そのことも了解していないし、聞いてもありませんでした。

また、この予算特別委員会の委員長が付託し

たわけですが、分科会委員長のほうでそれをうのみというか、それを進めていったということで、議会運営委員会のほうにも諮らずに、事後の報告というふうなことで、分科会運営、委員会運営に関して、委員長のその進め方については非常に私は問題があるというふうに思っていますけれども、そういった点についていかがお考えか、お伺いします。

○古沢清志委員長 月光委員長。

○月光裕晶厚生文教分科会委員長 私の今回の議事進行については、的確に進められたものだと私は考えております。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 古沢委員長、ぜひ委員長のお考えもお聞きしたいんですけれども、分科会委員長が適切にというふうなことでお話、今ありましたけれども、質問者の問題点について、取り消すというふうなことの了解もなく、分科会で勝手にそれを進めるということは、この予算特別委員会のほうで付託した古沢委員長の責任でもあるというふうに思うんですけれども、そこは、議会全体としてそうしたことはあってはならないというふうに私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○古沢清志委員長 しばらく休憩いたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時11分

○古沢清志委員長 では、休憩を解いて再開いたします。

分科会においては、過ちがあったという事実、それをお伝えして、審査をしていただき、特段問題があったとは認識しておりませんが、今後は、慎重に対応して、当局と話を進めてまいりたいと思っております。

渡邊委員。

○渡邊賢一委員 まず、厚生文教分科会委員長の適切に進めてきたというふうなところは、やはり違うと思います。

それで、今、古沢委員長がおっしゃったとおり、まずきちんと丁寧に進めるということが大前提でありますし、執行部においても、そんな簡単に答弁をころころ変えるなんていうことはあってはならないと思いますので、しっかりと答弁を準備していただき、御回答いただきたい。

また、委員会を進める上でも、きちんとインシアチブというか、取っていただき、必要なときは議運で諮っていただきたいということを申し入れ、発言を終わります。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算、議第8号令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第10号令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第13号令和6年度寒河江市下水道事業会計予算、議第14号令和6年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

9案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第

14号及び議第15号の9案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時15分

○古沢清志委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 古 沢 清 志